

令和7年（2025年）11月10日（月曜日）

第 3 号

令和7年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和7年(2025年)11月10日(月曜日)

総務課長補佐 三上山 祐太 君

出席委員

委員長

安住 太伸 君

副委員長

稲村 久男 君

小林 千代美 君

今津 寛史 君

高田 真次 君

藤井 辰吉 君

丸山 はるみ 君

中村 守 君

檜垣 尚子 君

赤根 広介 君

高橋 亨 君

三好 雅 君

藤沢 澄雄 君

保健福祉部長 古岡 昇 君

保健福祉部
子ども応援社会
推進 監 竹澤 孝夫 君

保健福祉部次長 山谷 智彦 君

保健福祉部次長
兼子ども施策連携
担当 局長 鈴木 義和 君

地域医療推進局長 竹内 正人 君

健康安全局長 植村 直樹 君

感染症対策局長 岡村 卓治 君

子ども政策局長 片山 崇 君

国保担当局長 宮森 隆之 君

総務課長 松田 彰仁 君

地域医療課長 川上 禎之 君

地域医療課
医療 参事
兼 医務薬務課
医療 参事 村松 司 君

医務薬務課長 吉田 亮輔 君

看護政策担当課長 今澤 輝隆 君

地域保健課長 田原 良英 君

国保医療課長 住友 義昭 君

国保広域化担当課長 細川 大生 君

感染症危機管理
担当 課長 中島 茂紀 君

地域福祉課長 鹿野 なほみ 君

保護担当課長 酒井 仁 君

障がい者保健福祉
課長 徳田 泰則 君

高齢者保健福祉課長 秋田 裕幸 君

介護運営担当課長 樋口 知己 君

出席説明員

警察本部長 友井 昌宏 君

総務部長 板東 茂利 君

交通部長 田中 昭彦 君

総務部参事官
兼 総務課長 渡部 雅彦 君総務部参事官
兼 会計課長 高橋 雄二 君交通部参事官
兼 交通企画課長 寺村 康明 君

交通規制課長 兼平 宜行 君

総務課調査官 高見 昌志 君

【第1分科会 11月10日 第3号】

子ども政策企画課長 工藤晴光君
子ども成育支援
担当課長 岩木良成君
虐待防止対策
担当課長 柿本英敏君

野生動物対策課長 小島圭介君
エゾシカ担当課長 嶋本祐幸君
ヒグマ対策室長 市川善浩君
女性支援室長 千葉拓子君
交通安全担当課長 二瓶友和君
文化振興課長兼
歴史文化担当課長 高橋憲正君
縄文世界遺産
推進室長 木内武雄君
アイヌ政策課長 高石浩子君

環境生活部長 谷内浩史君
環境生活部
アイヌ政策監 高見里佳君
環境生活部次長 竹本広幸君
環境保全局長 阿部和之君
自然環境局長 新井田順也君
くらし安全局長 高木順一君
文化局長 越田習司君
アイヌ政策推進局長 高橋奉己君
野生動物対策
担当局長 三ツ木寛史君
地域安全担当局長 西清人君
総務課長兼
政策調整担当課長 栗原肇君
水・大気環境
担当課長 山内優一君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 阿部厚次君
議事課主査 加藤邦彦君
同 東優樹君
同 梅尾哲矢君
同 福士元啓君
同 相田恵君
同 水口まち子君
同 屋木文映君

午前10時1分開議

○安住太伸委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔加藤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

藤井辰吉委員

丸山はるみ委員

であります。

○安住太伸委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付してあります審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安住太伸委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○安住太伸委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 公安委員会所管審査

○安住太伸委員長 これより公安委員会所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

高田真次君。

○高田真次委員 それでは、順次、質問してまいります。

初めに、交通安全施設について伺います。

近年の交通事故の発生状況を見ますと、発生件数、死傷者ともに減少傾向にあり、本年も昨年と比較していずれも減少している状況にあるとのことであります。交通事故の発生を抑制する要因の一つとして、道路標示や道路標識などの交通安全施設が果たす役割は極めて大きく、引き続き、適切な維持管理が求められるところであります。そこで、横断歩道等の道路標示の適正な維持管理について、以下、伺ってまいります。

道内の横断歩道の設置状況は現在どのようになっているのか、伺います。

○安住太伸委員長 交通規制課長兼平宜行君。

○兼平交通規制課長 横断歩道の設置状況についてであります。令和6年度末現在で4万1262本となっております。

○高田真次委員 道内の横断歩道等の道路標示は、冬季の除雪などにより損傷して摩耗が著しい状況が見受けられ、地元住民等から横断歩道の劣化が散見されているとの声も寄せられているところであります。

さきの第1回定例会におきまして、道警察からは、令和6年度の点検では、摩耗率が60%以上となっている横断歩道の割合は12月末現在で約35%となっている旨の答弁がありました。

そこで、令和7年度におけるこれら摩耗した横断歩道の補修の実態について伺います。

○兼平交通規制課長 横断歩道の補修の実態についてであります。令和6年度の点検で摩耗率が60%以上を確認した横断歩道のうち、令和7年度に補修を完了した割合については9月末時点において約75%となっております。

○高田真次委員 摩耗率の高い横断歩道については9月末現在で約75%が補修済みと答弁がございましたが、残る横断歩道については今年度中に全て補修が完了する見通しなのか、伺います。

仮に補修が年度内に完了しない場合、その主な要因について伺います。

○兼平交通規制課長 横断歩道の補修についてであります。残りの約25%の横断歩道は令和8年度に繰り越す見込みとなっております。

その要因としましては、近年の労務単価及び物価の高騰によるものであり、補修対象の道路標

示について優先順位がより高いものから工事発注している状況にあります。

○高田真次委員 約25%の横断歩道が今年度中に補修されず、翌年度以降に持ち越されるとのことですが、交通事故防止における横断歩道の果たす役割を考慮すると、決して低い数字ではないと考えるところでもあります。重要度や優先度の高いものから順次補修していることは理解をするところではありますが、中には、補修の必要性が高いにもかかわらず、やむを得ず先送りされている横断歩道もあるのではないかと懸念をするところでもあります。

また、近年の物価上昇や燃材料費の高騰などを踏まえると、これまでの取組のままでは適正な維持補修の実施が一層困難になることも予想されるところでもあります。

こうした中、道警察では、今年に入り、警察官が自らスプレーを用いて横断歩道を応急的に補修するなどの取組も試験的に行っていると伺っておりますが、今後、必要な予算確保を含め、横断歩道の維持補修にどのように対応していくのか、伺います。

○兼平交通規制課長 今後の横断歩道の維持補修についてであります。委員御指摘のとおり、今年度、警察官が応急的にスプレーで補修する取組を試験的に実施したところではありますが、その効果は暫定的なものであり、横断歩道の持つ歩行者優先の安全、安心な通行空間としての重要性を踏まえると、より視認性、耐久性の高い横断歩道の維持補修が必要であります。

道警察といたしましては、引き続き、横断歩道の摩耗状況に応じ、重要度、優先度の高いものから順次補修しつつ、維持補修事業の緊急性や住民要望等を勘案して必要な予算の確保に努めてまいります。

○高田真次委員 交通安全の確保に欠かすことのできない交通安全施設は、その本来の機能が発揮されるよう維持管理されることが必要であります。特に、横断歩道は、歩行者の安全を守る上で極めて重要なものであり、計画的な維持補修が求められます。

また、横断歩道以外にも、信号機の要望箇所への新設やLED化など、交通の安全を確保する観点から欠くことのできない施設の整備にもしっかりと取り組んでいく必要があると考えますが、交通安全施設の整備に向けて今後どのように対応していくのか、伺います。

○安住太伸委員長 交通部長田中昭彦君。

○田中交通部長 今後の交通安全施設等の整備についてであります。信号機や横断歩道をはじめとする交通安全施設等は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を確保する上で重要な役割を担っていることから、適切な維持管理により、その効果を持続させていくことが重要と認識しております。

特に、横断歩道については、常に良好な状態が保たれるよう計画的な維持補修に努めるほか、信号機のLED化については、従来の電球式信号灯器と比較して、視認性に優れ、長寿命化も期待できることから、計画的に整備を推進しているところでもあります。

道警察といたしましては、交通事故の実態、交通量、道路環境の変化等を踏まえて、引き続き、道路管理者等の関係機関と緊密に連携するとともに、必要な予算を確保し、交通安全施設等を適切に維持管理するよう努めてまいります。

○高田真次委員 次に、交通安全対策について伺います。

訪日外国人によるレンタカー事故の増加と安全対策について伺います。

北海道を訪れる外国人観光客の増加に伴い、レンタカーを利用した移動が一般的となっている一方で、交通事故の発生が各地で報告をされております。事故の背景には、右側通行の国からの来訪者による交通ルールの違いへの不慣れや、道路標識、案内表示の理解不足など、様々な要因が指摘をされております。

私も、実際に、信号待ちの後、発進後に右車線を走行する車両や、高規格道路入り口で反対車線に入り、逆走しそうになる車両を何度も目撃しております。また、私自身も右側通行の国での運転経験がございますが、無意識に左側を通行したり、また、日本にはない独自のルールが理解できずに戸惑ったり、本当に危険な目に遭ったことも実際に経験したところであります。

北海道観光の安全、安心を確保するためには、警察、自治体、レンタカー事業者など、関係機関が一体となった実効性ある対策の推進が必要と考えるところであります。

1点目に、道警として、訪日外国人による交通事故の発生状況と主な原因をどのように分析しているのか、伺います。

○安住太伸委員長 交通部参事官兼交通企画課長寺村康明君。

○寺村交通部参事官兼交通企画課長 訪日外国人による交通事故の発生状況等についてであります。道内における令和2年から令和6年までの間の訪日外国人がレンタカーを運転して第一当事者となった交通事故の発生件数は、67件となっております。

そのうち、車両相互の出会い頭事故が29件と最も多く、その6割以上に一時停止の違反が認められ、その要因としては、観光旅行中における漫然とした運転のほか、日本の交通ルールの理解不足なども考えられるところであります。

○高田真次委員 レンタカー事業者、観光関係団体、警察が連携して、外国人向け交通安全対策を進めてきたものと理解しております。

これまでの主な取組内容と現時点での課題をどのように認識しているのか、伺います。

○寺村交通部参事官兼交通企画課長 訪日外国人向け交通安全対策等の取組内容についてであります。道警察では、空港直近のレンタカー事業者と連携し、訪日外国人ドライバーに対する運転シミュレーター等を活用した交通安全教育を実施するとともに、世界各国で北海道観光の情報発信等を行っている北海道観光機構と連携し、来道前の外国人に日本の交通ルール等を周知するため、SNSやメールマガジンを活用した広報啓発活動を推進しております。

道警察といたしましては、訪日外国人ドライバーに、北海道の交通事情や冬期間の交通環境のほか、日本の交通ルールを正しく理解してもらうための活動を継続することが重要と認識しております。

○高田真次委員 北海道は、広大で、観光客にとってレンタカー利用が不可欠な地域であります。安全、安心な観光地づくりのためにも、訪日外国人ドライバーが安心して走行できる環境整備は喫緊の課題であると考えますが、道警として今後どのように実効性のある交通安全対策を進

めていくのか、伺います。

○**田中交通部長** 今後の対応についてであります。訪日外国人ドライバーにも分かりやすい道路交通環境を整備することは、今後もインバウンドの増加が見込まれる中で非常に重要であり、道警察では、例えば、レンタカーの利用が多い観光ルートに英語を併記した一時停止の交通規制標識を順次設置するとともに、冬の凍結路面等を安全に運転するための注意点などについて広報啓発活動を推進しているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、訪日外国人をはじめとした観光客が安全に北海道を旅行し、地域住民が安心して暮らすことができるよう、関係機関とも連携し、実効性のある交通事故防止対策に取り組んでまいります。

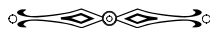
○**安住太伸委員長** 高田委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、公安委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩



午前10時17分開議

○**安住太伸委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 保健福祉部所管審査

○**安住太伸委員長** これより保健福祉部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉君。

○**藤井辰吉委員** それでは、昨年、決算特別委員会でやらせていただいた内容も織り交ぜながら質疑をさせていただきたいと存じます。

感染症対策について伺います。

道では、新たな感染症危機に備えるため、令和6年3月に策定した北海道感染症予防計画に基づき、感染症対策に取り組んでいるところです。新型コロナへの対応で得た教訓を生かし、今後、新たな感染症が発生、蔓延するような事態においても、予防計画で定めた施策を推進するなどし、道民の皆様が適切な医療を受け、安心して暮らしていけるようにしていくことが重要と考えます。そこで、新たな感染症危機の発生に対応するため、現在、道が進めている取組について、以下、伺います。

北海道感染症予防計画の内容について、道では、新たな感染症危機に備えるため、令和6年3月に予防計画を策定し、各種施策に取り組んでいますが、計画の目的や内容について改めて伺います。

○**安住太伸委員長** 感染症危機管理担当課長中島茂紀君。

○**中島感染症危機管理担当課長** 感染症予防計画の目的などについてでございますが、昨年3月

に策定しましたこの計画は、感染症法に基づき、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、新たな感染症危機への備えなど、本道における感染症対策を総合的に推進するため策定したものでございます。

計画では、新興感染症の発生・蔓延時における保健・医療提供体制の確保のための病床数や発熱外来機関数等の数値目標のほか、道と医療機関との医療措置協定に加え、保健所の体制確保に資する取組や感染症対策を担う専門人材の養成はもとより、感染管理認定看護師などの専門知識を持つ方々との連携協働による地域力向上に資する取組などを定めたところでございます。

○藤井辰吉委員 協定締結医療機関等体制整備事業について伺います。

新たな感染症危機が発生した際、患者の命や健康を守る医療提供体制の確保は何より重要と考えます。

道では、入院病床数や発熱外来実施機関などを確保するため、医療機関との間で医療措置協定を締結しております。昨年度、協定締結医療機関を対象に施設・設備整備事業を実施していますが、本事業の目的や内容について伺います。

○中島感染症危機管理担当課長 協定締結医療機関への体制整備事業についてでございますが、本事業は、道と医療措置協定を締結する医療機関における感染症対策の充実等を図ることを目的として実施しております。

具体的には、病床の感染対策に係る整備として、患者を受け入れるための個室の整備や多床室を個室化するための可動式パーティションの設置などを行う施設整備事業のほか、発熱者等の外来医療を提供する医療機関が空気清浄機を整備する設備整備事業を実施しております。

○藤井辰吉委員 では、次に、この事業の令和6年度の実績について、補助件数、補助金交付実績額を伺うとともに、事業実施の効果についても併せて伺います。

○中島感染症危機管理担当課長 施設・設備整備事業の実績等についてでございますが、施設整備事業では、14医療機関へ2億6757万円、設備整備事業では、97医療機関へ8496万円、合計で3億5253万円の補助を行いました。

道としましては、こうした事業の実施により、入院患者を受け入れるための体制の確保や幅広い医療機関において発熱者等を診察できる外来機能の整備が図られたものと考えております。

○藤井辰吉委員 医療提供体制の状況について伺います。

予防計画では、新興感染症の流行初期と流行初期以降を区別し、時期に応じた入院病床数や発熱外来機関数などの数値目標を設定しています。

道では、これらの数値目標を達成するためにどのように取り組まれているのか、伺います。

○中島感染症危機管理担当課長 医療提供体制整備に関する取組状況についてでございますが、新興感染症が発生した際には、感染症予防計画の下、速やかに入院、外来診療、自宅療養など必要な医療が提供できるよう、平時から計画的な準備を行うことが重要でございます。

そのため、道では、保健所設置市や道医師会など関係団体と連携しながら、医療機関や薬局、訪問看護事業所と、入院病床の確保や発熱外来の実施といった感染症発生・蔓延時における体制

【第1分科会 11月10日 第3号】

確保のため、医療措置協定を締結しております。

また、協定の実効性確保のため、地域における説明会を実施しましたほか、教育機関や関係機関と連携し、医療従事者等を対象とした感染症対策に関する研修、訓練を実施するなど、新たな感染症危機に備えた医療提供体制の整備に努めてきたところでございます。

○藤井辰吉委員 感染症対応能力向上研修等事業について伺います。

予防計画では、感染症対策を担う専門人材の養成等を図るとしており、昨年度、感染症への対応力を向上するための研修等の事業を実施していますが、本事業の目的や内容について伺います。

○中島感染症危機管理担当課長 専門人材の養成に向けた取組についてでございますが、新たな感染症が発生した際には、医療現場で患者の治療に当たる医療専門職や介護施設等で感染管理を担う専門家など、多様な人材が必要となります。また、地域の感染症危機管理の拠点となる保健所におきましても迅速な体制の構築が必要となりますことから、そうした事態への対応能力向上に向けた研修等を実施いたしました。

具体的には、医療・介護従事者などを対象に、防護具の着脱やゾーニングの考え方などの初動対応についての講義のほか、保健所では初動対応訓練を実施し、外部の専門家から評価を受けるなど、質の向上にも取り組んでいるところでございます。

○藤井辰吉委員 こちらの対応能力向上研修等の事業における令和6年度の実績について、受講者数、また、その効果について伺います。

○中島感染症危機管理担当課長 研修事業等の実績についてでございますが、医療従事者等を対象とした研修は、札幌医科大学との連携の下、道内6か所で開催し、約300名の方に受講いただいております。

また、昨年10月に、滝川保健所で消防機関と連携した患者の移送訓練を実施しましたほか、今年1月には、本庁の対策本部会議訓練と連動した初動対応訓練を千歳保健所で実施し、外部の専門家などからの評価を受け、その後、課題の整理を行い、業務改善につなげております。

道としましては、これらの取組により、医療従事者等や保健所職員の資質の向上が図られるとともに、感染症予防計画の実効性の確保に寄与したものと考えております。

○藤井辰吉委員 保健所の体制強化について伺います。

コロナ禍では、地域の最前線で感染症対策を担う保健所の役割が重要であったということを再認識いたしました。

今後、新たな感染症危機が発生した際に保健所が適切に対応するためには、平時から有事に備えた体制を構築しておくことが必要と考えますが、これまでどのように取り組まれているのか、伺います。

○中島感染症危機管理担当課長 保健所機能の充実についてでございますが、地域の感染症危機管理の拠点である保健所がその役割や機能を発揮し続けるためには、有事を想定した体制構築のための備えを平時から進めておくことが重要でございます。

このため、道では、感染症予防計画に基づき、新たな感染症の発生や流行など、有事の際の業務量を想定した各保健所への応援体制を迅速かつ確実に確保することができるよう、受入れ体制の整備や外部委託などの備えを進めますとともに、保健所職員に対しましては、最新の知見を得るための研修や感染症発生時の対応の迅速化を図る訓練を実施するなど、資質の向上を図っているところでございます。

道としましては、今後とも、医療機関や市町村、消防などの関係機関などと連携しながら、保健所機能の充実強化に向け取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 新興感染症はいつ発生するか分からず、また、発生そのものを防ぐことも不可能であります。新型コロナが令和5年5月に5類感染症に位置づけられてから2年半が経過しましたが、この間も、国内、道内での感染は続いており、今年の夏には、ニンバスという新しい株も話題になっています。

今後、新たな感染症危機が発生したときに備え、コロナ禍を通じて得た教訓を十分に生かしながら対応していく必要があると考えますが、道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 感染症対策局長岡村卓治君。

○岡村感染症対策局長 今後の取組についてでございますが、道では、新たな感染症危機に備えるため、昨年3月には感染症予防計画を、今年3月には新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしまして、医療措置協定の締結による医療提供体制の確保のほか、感染症対策を担う専門人材の養成など、平時の備えを進めているところでございます。

また、感染症危機発生時には、こうした計画の下、医師会など関係団体をはじめ、医療機関や市町村などと十分に連携し、対策の実効性を確保することが重要と考えてございます。

道といたしましては、今後とも、医療従事者等の資質向上や初動体制への円滑な移行のための訓練を積み重ねるなど、次なる感染症危機への対策にしっかりと取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 では、感染症対策についてはこれで終わります、次に、介護福祉施策について伺ってまいります。

重層的支援体制整備事業について伺います。

近年、住民が抱える課題の多様化、複雑化により、いわゆる8050問題やダブルケアなど、既存の制度の対象となりにくい方々が顕在化しており、これまでの福祉制度と支援ニーズとの間にギャップが生じております。

こうした問題を背景として、令和2年の社会福祉法改正により、様々な課題を抱える方への包括的で切れ目のない支援体制の整備を目的とする重層的支援体制整備事業が創設され、翌年、施行されたところであります。

国では、現在、地域共生社会のさらなる展開を図るため、支援が必要な方を誰も取り残さない体制の整備を目指し、重層的支援体制整備事業の位置づけや質の向上などが議論されているところですが、道としてこの事業をどのように進めてきたか、以下、伺ってまいります。

【第1分科会 11月10日 第3号】

まず、社会福祉法における重層的支援体制整備事業の位置づけについて伺います。

○安住太伸委員長 地域福祉課長鹿野なほみ君。

○鹿野地域福祉課長 重層的支援体制整備事業についてであります。地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法第106条の3において、市町村は、地域特性を踏まえ、地域住民同士が支え合う機能や関係機関が連携して支援を行う機能などを有する包括的な支援体制を整備するよう努めるものとされ、同法第106条の4において、こうした支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされているところでございます。

○藤井辰吉委員 次に、重層的支援体制整備事業を実施している道内市町村数について、事業が始まった令和3年度以降の推移を伺います。

○鹿野地域福祉課長 事業を実施している市町村数についてであります。本事業が開始された令和3年度は4町でしたが、4年度は7市町、5年度は10市町、6年度は14市町、7年度は21市町が実施しています。

○藤井辰吉委員 道内の重層的支援体制整備事業の実施市町村数について伺いましたが、この事業を実施するに当たっての課題を伺います。

○鹿野地域福祉課長 事業を実施する上での課題についてであります。本事業の実施市町村数は着実に増加している一方で、地域における体制整備が進んでいない市町村もあることから、道では、事業を実施する上での課題を把握するため、毎年、市町村を対象にアンケート調査を実施しています。

アンケート調査によると、市町村が取組を進められない主な要因として、人員や人材の不足、制度に関する理解が不十分、多くの機関との連携等に課題があるなどといった課題が挙げられているところでございます。

○藤井辰吉委員 都道府県は、重層的支援体制整備事業をはじめ、福祉の各分野が連携協働して対応する包括的な支援体制を市町村が整備するに当たり、円滑な整備に必要な支援を行うこととされておりますが、これまで、市町村における課題の解決や体制整備を進めるために、どのような支援に取り組んできたのか、伺います。

○鹿野地域福祉課長 道の支援についてであります。道では、市町村が実施する高齢者や障がい者といった属性を問わない相談支援などの体制整備に要する経費について、重層的支援体制整備事業交付金により支援を行っています。

また、市町村職員等を対象として、重層的支援体制整備事業の理解促進のための説明会、地域における課題解決手法に関する意見交換会、支援機関の連携体制づくりに向けた人材養成研修、専門家の助言を受けるワークショップを開催しているほか、市町村での体制整備に活用できる事業実施の進め方などを記載した手引の作成、配付などに取り組んできたところでございます。

○藤井辰吉委員 重層的支援体制整備事業の位置づけ、また、市町村における課題、そして、これまでの道の市町村支援の取組について伺ってまいりました。

人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民同士の支え合

い、また、誰もが役割を持って活躍できる地域共生社会の実現のためには、市町村における包括的な支援体制の整備が一層促進されることが求められます。

道として、今後、どのように市町村の包括的な支援体制が整備されるよう取り組むのか、考えを伺います。

○鹿野地域福祉課長 今後の取組についてであります。市町村における包括的な支援体制の整備は、地域住民が抱える複合化、複雑化した課題への支援ニーズに対して、高齢の方や障がいのある方などの属性や世代にかかわらない支援を行う取組として重要です。

このため、道では、市町村から寄せられた課題を踏まえ、この事業に積極的に取り組んでいただけよう、研修会の開催を通じて理解促進を図るとともに、市町村が参集する推進会議を振興局ごとに開催するほか、伴走型の専門家派遣事業を実施するなどの支援を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を着実に進めるとともに、財政措置の充実を国に要望するなど、誰もが地域において生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 では、重層的支援体制については今の質疑で終わります。次に、高齢者の配食サービスについて伺います。

厚生労働省が本年7月に公表した2024年の国民生活基礎調査の結果によると、単身で生活する高齢者が全国で900万世帯を超えたことが明らかになりました。単身高齢者は今後も増加することが見込まれることから、在宅で暮らす高齢者への生活支援サービスの需要が拡大していくことが想定され、そのニーズに対応する体制づくりが大きな課題と考えております。

市町村が行う生活支援サービスのうち、配食サービスは、高齢者の食生活の維持改善、食事に係る負担の軽減、安否確認と見守りに大きな役割を果たしていますが、人手不足や物価高騰などにより、市町村での配食サービスの実施を取り巻く環境は厳しさを増しているとの声も伺っております。道内市町村での高齢者の配食サービスの実施状況等について、以下、伺います。

地域包括支援システムの実現に向けて、高齢者の社会参加や介護予防に向けた取組、配食や見守り等の生活支援体制の整備などにより、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村では地域支援事業を実施しており、道は地域支援事業交付金により支援していますが、過去3年間の交付金の決算額について伺います。

○安住太伸委員長 高齢者保健福祉課長秋田裕幸君。

○秋田高齢者保健福祉課長 地域支援事業交付金の決算額についてでございますが、令和4年度が41億9874万円、5年度が42億9000万円、6年度が44億4118万円となっております。

○藤井辰吉委員 現在の道内の市町村における高齢者の配食サービスの実施状況について伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 配食サービスの実施状況についてでございますが、道が本年10月に実施した調査によりますと、道内179市町村のうち、直営または委託により配食サービスを実施

【第1分科会 11月10日 第3号】

しているのは132市町村、市町村社協が独自に実施しているのは23市町村となっております、合計155市町村で配食サービスが行われております。

なお、配食サービスが行われていない24市町村のうち、以前は市町村または市町村社協で実施をしておりましたが、現在は実施していないのは7市町、これまで配食サービスを実施したことがないのは17市町村でございました。

○藤井辰吉委員 配食サービスを実施している市町村では、直営や委託先など、どのような方法で実施しているのか、伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 配食サービスの実施方法についてでございますが、直営または委託で実施している132市町村においては、市町村社協に委託が72市町村、弁当店に委託が21市町村、福祉施設に委託が21市町村、飲食店に委託が11市町、スーパーマーケットに委託が7市町、市町村立の医療・介護施設などの活用により直営で実施が3町となっております、複数の方法で実施している市町村もございます。

○藤井辰吉委員 道が把握している、配食サービスを実施している市町村が感じている課題について、どのように聞き及んでいるか、伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 配食サービスの課題についてでございますが、道が行った調査では、ボランティアの高齢化などによる調理員や配達員の人手不足、対応できる事業者は現在委託している事業者のみである、原材料等の物価高騰により利用者負担額や市町村の事業費などへの影響が出ているといった回答が多く寄せられております。

○藤井辰吉委員 市町村における高齢者への配食サービスなど地域生活を支える取組について、道は今後どのように支援していく考えなのか、伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 今後の取組についてでございますが、高齢者への配食サービスは、買物や食事の準備が困難な方への食生活支援や配達の際の安否確認など、在宅で生活する高齢者を支える重要な取組の一つでございます。

このため、道では、これまでも、地域支援事業交付金を活用して、市町村が実施する配食サービスを含めた生活支援に資する取組を支援しておりますほか、アドバイザー派遣によりNPO法人や社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による支え合いの体制づくりを支援するとともに、アクティブシニアの方々を対象に、ボランティア活動などの多様な社会活動を紹介するセミナーを振興局単位で開催するなど、生活支援の担い手の養成にも努めているところでございます。

道としましては、今後とも、こうした取組を着実に進め、高齢者の方々を地域で支える体制づくりに取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 では、配食サービスについてはこれで終わります、次は、一般質問でもやらせていただきましたが、介護人材の確保について伺ってまいります。

急速な高齢化に伴い、介護サービス利用者が増加する中、サービスを必要とする方々が地域で安心して生活していくためには、介護人材の確保は喫緊であり、かつ重要な課題となっております

す。

道では、この課題に対し様々な事業に取り組んでいますので、その実績、また、今後の対応について伺ってまいります。

全国を上回るスピードで高齢化が進行する本道において、介護サービスを必要とする方々は今後ますます増加する見込みとなっております。こうした介護需要を支える介護人材を確保していくためには、介護業界を就職先として興味を持っていただけるようなPRや、一旦、介護職場を離れた方々にも再度戻ってきてもらえるような取組が重要と考えます。

道では、介護の仕事の現状や魅力を発信する「介護のしごと普及啓発事業」や、介護職を対象とした職業紹介を行う福祉人材センター運営事業に取り組まれています。事業概要と令和6年度の実績について伺います。

○安住太伸委員長 介護運営担当課長樋口知己君。

○樋口介護運営担当課長 介護人材の確保に向けた普及啓発などについてでございますが、道では、より多くの方々に介護の仕事への関心を持っていただけるよう「介護のしごと普及啓発事業」を実施しており、令和6年度は、札幌市内で介護職員等によるトークショーや介護テクノロジーを紹介するイベントを行い、約1000名の方々が来場されたほか、介護の仕事を分かりやすく伝えるリーフレットを作成し、学校や市町村などの関係団体へ配付するなどの取組を行いました。

また、福祉人材センター運営事業として、道社協内に福祉人材センターを、旭川市や函館市など道内6か所に福祉人材バンクを設置し、離職した介護福祉士に対する求人情報の提供や復職研修を行っているほか、介護事業所による合同就職説明会を開催するなどしており、令和6年度には、こうした取組の結果、322人の方の就職につながっているところでございます。

○藤井辰吉委員 外国人介護人材の確保について伺います。

生産年齢人口の減少などにより介護人材の確保が難しくなる中、外国人介護人材の確保も必要な取組と考えます。

道内では、法務省の統計によると、在留資格「特定技能」では2396人、在留資格「介護」では225人の外国人材が既に介護現場で働いていると承知しており、道では、こうした外国人介護人材の受入れや定着などへの支援として外国人介護人材受入研修事業、また、外国人介護人材受入支援事業に取り組まれています。事業概要と過去3年間の実績について伺います。

○樋口介護運営担当課長 外国人介護人材の確保に向けた取組についてでございますが、道では、外国人介護人材受入研修事業として、受入れ側である介護事業所を対象に、各種受入れ制度の講義や定着支援の好事例発表などを行うオンライン研修会を毎年8回実施しておりまして、令和4年度は435名、5年度は221名、6年度は152名の方々が受講されております。

また、外国人介護人材受入支援事業といたしまして、介護に従事する技能実習生などを対象に、介護技術や日本語能力向上のためのオンライン研修会を開催し、27回の講義を、令和4年度は76名、5年度は110名、6年度は88名の方々が受講されております。

○藤井辰吉委員 限られた人材でサービスの提供体制を維持するためには、介護職員の負担軽減、業務の効率化など、介護現場における生産性の向上は必要不可欠と考えます。

道では、介護職員の負担軽減などに効果がある介護ロボットやICTの導入に向けて、機器の展示や無償貸与などを行う介護事業所生産性向上推進事業に取り組まれています。事業概要と令和6年度の実績を伺います。

○樋口介護運営担当課長 介護事業所生産性向上推進事業についてでございますが、道では、昨年5月に北海道介護現場業務改善総合相談センターを開設し、介護ロボット機器の展示や無償貸与、導入に係る相談に応じるなど、介護事業所の生産性向上に関する取組を支援しているところでございます。

令和6年度におきましては、介護リフトや見守り機器など、47種類の機器の常設展示の場に223団体が来場するとともに、69事業所に見守りセンサーなどの機器を無償貸与したほか、介護ロボットなどを有効に活用するための講習会を41回開催し、2665名が受講、さらには、介護ロボットなどに精通した専門の相談員による業務改善の取組手法などの助言を行う伴走支援を、49か所の事業所に行ったところでございます。

○藤井辰吉委員 人材が不足する介護現場においては、介護ロボットやICT機器の導入による介護職員等の負担軽減や業務効率化が大変重要ということは先ほども述べましたが、介護ロボット導入等支援事業の概要と過去3年間の補助件数と実績の推移について伺います。

○樋口介護運営担当課長 介護ロボット導入支援事業についてでございますが、道では、介護職員の業務負担の軽減や介護サービスの質の向上につなげることを目的として、移動支援などを行う介護ロボットの導入をはじめ、見守りセンサーなどの通信環境の整備、介護ソフトやタブレット端末によるICTの導入のほか、業務改善コンサルタントによる指導費用の一部を補助しております。

過去3年間に補助を行った事業所と支援額は、令和4年度が558か所で10億8337万円、5年度が444か所で12億5836万円、6年度が299か所で14億3555万円となっております。

○藤井辰吉委員 地域では、人口減少により様々な分野での担い手の確保が困難な状況となっています。将来にわたって介護人材を確保していくためには、様々な施策を組み合わせる総合的に取り組む必要があるものと考えますが、道は、今後、介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 保健福祉部長古岡昇君。

○古岡保健福祉部長 介護人材の確保に関しまして、今後の対応についてでございますが、全国を上回るスピードで高齢化が進行し、広域分散で介護サービス基盤が偏在する本道では、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保が重要であり、とりわけ人材の確保は重要かつ喫緊の課題でございます。

このため、道では、昨年度からスタートした介護保険事業支援計画の下、介護の仕事の魅力を伝える様々な普及啓発や外国人などの多様な人材の参入促進、介護職員の負担軽減に効果がある

介護ロボットの導入への支援などに取り組んでいるところでございます。

また、国に対しましては、介護職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準が確保できる介護報酬を設定するよう、全国知事会とも連携し、要望しているところであり、道に対しましては、引き続き、介護を必要とされる道民の皆様が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 介護人材につきましては以上で終わりました、次に、制度のはざまとされております移行期医療について伺ってまいります。

難病対策に関し、移行期医療につきましては、近年、小児期医療の進歩により多くの命が救われてきましたが、原疾患や合併症の治療を持続しながら成人期を迎える患者の方々も多くなってきており、小児期に発症した慢性疾病を持つ患者の成人診療科への円滑な移行は重要であることから、道では、令和5年8月に北海道移行期医療支援センターを設置し、専属のコーディネーターにより様々な支援に取り組んでいるものと承知しております。

令和7年第1回定例会の一般質問における我が会派同僚議員の質問に対し、道からは、移行期医療支援事業において患者の方々への支援に取り組んでおり、移行期医療の推進に向けた実態把握のため、アンケート調査を実施し、取りまとめ中である旨の答弁があったところです。そこで、以下、これまでの取組の実績について伺ってまいります。

初めに、移行期医療支援事業の概要と令和6年度の活動実績について伺います。

○安住太伸委員長 地域保健課長田原良英君。

○田原地域保健課長 移行期医療支援体制整備事業についてでございますが、道では、小児慢性特定疾病患者等が小児期医療から成人期医療へ円滑に移行できるよう、必要な情報提供や医療機関の間の調整などを行うため、一昨年8月、独立行政法人国立病院機構北海道医療センター内に北海道移行期医療支援センターを設置し、医師、患者及びその御家族からの相談への対応や、小児期及び成人期の診療科、医療機関の連携に対する支援などを実施しております。

昨年度の支援センターの活動実績は、患者やその御家族、主治医からの相談対応や患者の移行支援などに係る連携調整など、個別事案への対応が延べ580件となっているほか、移行期医療の知識の向上を目的としました医療従事者向けの研修会を開催するとともに、新たに、移行期医療の推進に向けた課題を把握するため、医療機関を対象としたアンケート調査を実施したところでございます。

○藤井辰吉委員 北海道移行期医療支援センターの活動実績について確認しましたが、今後、患者や御家族の方々への支援を充実させるためには、この事業が確実に機能していくことが重要と考えます。

道は、ただいま説明のありましたアンケート調査を分析した結果、どのような課題があると認識しているのか、伺います。

○田原地域保健課長 アンケート調査結果についてでございますが、道では、今後の移行期医療の推進に向けた課題把握のため、小児診療科や成人診療科を有する医療機関に対し、移行期医療

【第1分科会 11月10日 第3号】

に対する考え方や患者を受け入れる際の課題などについてアンケート調査を実施し、84医療機関の医師116名から御回答をいただきました。

この内容について、患者や家族会、医療関係者などで構成する難病対策協議会で御議論をいただいたところであり、小児診療科と成人診療科との連携体制が確保されていないこと、回答いただいた成人診療科の医師のうち、約4割の医師が移行期医療の必要性について正しく理解していないこと、患者や養育者に対し、移行期医療の意義について理解を促す教育の提供機会が不足していることなどが主な課題として挙げられたところでございます。

○藤井辰吉委員 アンケートの調査結果を分析し、今、課題について御答弁いただきましたが、道は、これらの課題を踏まえて、今後どのように移行期医療を推進していく考えなのか、伺います。

○安住太伸委員長 健康安全局長植村直樹君。

○植村健康安全局長 今後の取組についてでございますが、小児期の医療から専門ごとに分かれる成人の診療科への移行期におきましては、病態が加齢とともに変化し、新たな合併症が加わるなどの特徴があるとされているため、患者の方々が成人した後も、その病態に応じ、診療科の間での十分な連携により最適な医療を切れ目なく提供する必要があることから、関係者間で移行期の課題や支援についての理解をさらに深めていくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、今般のアンケート調査で明らかとなった課題に対応するため、小児慢性特定疾病等の疾患ごとに対応可能な医療機関リストを作成し、対象医療機関等に周知するほか、患者の方や養育者向けの啓発動画や自立に向けた支援マニュアルを作成し、道やセンターのホームページのほか、SNSを活用した配信を行うこととしております。

今後も、患者や家族会、医療、福祉、教育等の関係者で構成する難病対策協議会で必要な支援について共有し、関係者の連携を図るなどしながら、患者の方々が成人への移行期においても適切な治療が受けられ、安心して生活できるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 難病対策に関する移行期医療については、以上で終わらせていただきます。

次に、地域医療の確保について、まずは患者搬送体制について伺います。

広大な面積を有する北海道では、地域で高度・専門医療体制を必要とする患者を航空機で都市部へ搬送する体制の維持は、今後、地域医療を確保していく上でますます重要性が高まっていくものと考えております。

こうした中、先日、丘珠空港の滑走路の300メートル延伸が検討されているとの報道がありました。これによると、観光客など利用者の増加のほか、医療用ジェットの冬季の利用の促進が期待されると報道されておりました。これは、道が運航している患者搬送固定翼機、いわゆるメディカルウイングを指しているものと考えます。これまでの道の取組について、以下、伺ってまいります。

道では、平成29年度から全国に先駆けてメディカルウイング事業を実施していますが、本事業の概要、昨年度における患者搬送実績、年齢階層別、疾患区分別の状況について伺います。

○安住太伸委員長 地域医療課医療参事村松司君。

○村松地域医療課医療参事 メディカルウイング事業の運航実績等についてでございますが、道では、地域の医療機関では提供できない高度・専門医療を必要とする患者の方々を、固定翼機を活用し、医師による継続した医学的管理の下、高度・専門医療機関へ計画的に搬送する北海道患者搬送固定翼機運航事業、いわゆるメディカルウイング事業を実施しているところでございます。

令和6年度の搬送患者数は、道内での搬送が15名、道外への搬送が2名の計17名であり、年齢階層別では、生後1か月未満が3名、1か月以上7歳未満が7名と、乳幼児で全体の約6割を占めており、その他の年齢では、7歳以上15歳未満が2名、15歳以上65歳未満が3名、65歳以上が2名でございました。

また、疾患区分別では、小児先天性疾患が6名、血液系疾患が3名、心大血管系疾患が2名、その他の疾患が6名でございました。

○藤井辰吉委員 小児患者バックトランスファー事業の概要と実績について伺います。

道では、令和5年度から、固定翼機以外での搬送が難しい小児患者を都市部の医療機関から逆に地域の医療機関に戻すための搬送、いわゆる小児患者バックトランスファー事業についても実施していますが、本事業についても、事業概要、昨年度における患者搬送実績、年齢階層別、疾病区分別の状況について伺います。

○村松地域医療課医療参事 小児患者バックトランスファー事業の運航実績等についてでございますが、本事業は、高度・専門医療機関に入院中で継続した医学的管理を必要とする小児患者を地域の医療機関に転院搬送するものであり、固定翼機以外の代替搬送が難しい小児患者の方を対象としているところでございます。

令和6年度の搬送患者数は、道内での搬送が3名であり、年齢階層別では、生後1か月未満が1名、1か月以上7歳未満が2名で、疾患区分別は小児先天性疾患が3名でございました。

○藤井辰吉委員 昨年度までにおけるメディカルウイング及び小児患者バックトランスファーの運航状況等を踏まえた成果及び課題について、どのように検証しているのか、伺います。

○村松地域医療課医療参事 運航の成果や課題についてでございますが、メディカルウイング事業では、令和6年度までに161名の患者の方々を搬送してきたところであり、小児先天性疾患の小児患者の方などを地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療につなげております。

また、令和5年8月から実施している小児患者バックトランスファー事業は、搬送元となる医療機関のNICU等の病床確保や医療資源の効率的な運用に資するほか、何より親子の分離期間を短縮することで患者と家族の負担軽減につながっております。

こうした中、道外搬送患者が令和6年度までに19名いるところであり、固定翼機を活用した患者搬送を効果的、安定的に行うためには、都道府県を超えた広域的な運航体制を構築することが重要と認識しております。

○藤井辰吉委員 離島を含む広域な本道においては、こうした固定翼機による長距離の患者搬送

【第1分科会 11月10日 第3号】

は不可欠と考えます。

小児患者バックトランスファーを含めたメディカルウイングについて、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 地域医療推進局長竹内正人君。

○竹内地域医療推進局長 今後の取組についてでございますが、面積が広大で、かつ、医療資源の偏在が著しい本道におきまして、メディカルウイングは、患者の方々を地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療につなぐなど、重要な役割を担ってございます。

このため、医療機関や消防機関等の関係者で構成いたします運航調整委員会で、より安全、効果的で円滑な運航や連携体制の在り方などについて協議しているところでございますが、患者の疾患に応じて運航の範囲が道外に及ぶなど、他都府県を含む、より広域的な運航体制の構築が求められております。

道といたしましては、引き続き、国の責任において全国を運航圏とする搬送体制を整備するよう要望を行うことと併せ、道医師会などの関係機関とも連携し、事後検証を行うなど、メディカルウイングの効果的かつ安定的な運用と着実な実施に努め、道内のどこに住んでいても高度・専門的医療を受けられるよう、航空搬送体制の確保に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 では、次に、医療DXに関連する取組について伺います。

全国を上回るスピードで少子・高齢化が進展する本道では、今後、医療分野も含めて、担い手不足が一層進むことが見込まれます。こうした中、対面診療を補完する遠隔医療のほか、電子処方箋など医療情報の電子化、共有化といった医療DXの取組が一層重要となってくると考えております。道においても、北海道医療計画において医療に関する情報化の推進を位置づけており、以下、医療DXに関連する取組を伺います。

離島や僻地において適切な医療を確保する上で、遠隔医療の取組は有用と考えます。これまでの道の取組内容と昨年度の補助実績を伺います。

○安住太伸委員長 地域医療課長川上禎之君。

○川上地域医療課長 遠隔医療の取組についてでございますが、道では、これまで、地域医療介護総合確保基金を活用し、医育大学などが行う地域の医療機関への専門的な助言や在宅医療を行う医療機関のオンライン診療のほか、救急搬送時に搬送元医療機関と画像を共有し、応急処置の指示等を行う遠隔医療に必要なシステムの導入経費などに対して支援してまいりました。

事業を開始した平成26年度から令和6年度までの累計で延べ66の医療機関へ支援を行ってきており、令和6年度では、遠隔相談を行う8医療機関に補助を行ったところでございます。

○藤井辰吉委員 ICTを活用して医療機関相互に患者情報を共有するネットワークづくりは、効率的な医療連携体制の構築につながるものと考えますが、これまでの道の取組状況を伺うとともに、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○川上地域医療課長 ICTを活用した患者情報の共有についてでございますが、道では、これまで、基金を活用し、医療機関の電子カルテ情報や介護施設等におけるケアプランなどの情報を

共有するネットワークシステムの導入経費等を支援してきているところであり、事業を開始した平成26年度から令和6年度までの累計で延べ79の医療機関等へ支援を行ってきたところでございます。

道といたしましては、導入地域の活用状況を適切に把握しつつ、引き続き、地域医療構想調整会議などの場を通じて好事例の紹介やネットワーク構築アドバイザーの活用を周知するとともに、国に対し、ネットワークの運用に対する補助制度の充実を要望するなど、効率的で良質な医療サービスの提供が図られるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 電子処方箋は、オンライン資格の確認の仕組みを基盤とした電子処方箋管理サービスを通して医師や薬剤師が処方箋をやり取りするもので、過去の薬の確認や重複投薬のチェックが可能となり、医療の安全の向上につながるものです。

令和6年第2回定例会における我が会派同僚議員の質問に対し、希望する施設が早期に導入できるよう適切に対応すると答弁がありましたが、令和6年度の事業実績と本道における導入状況について伺います。

○安住太伸委員長 医務薬務課長吉田亮輔君。

○吉田医務薬務課長 電子処方箋の活用・普及促進事業についてであります。本事業は、令和6年度から電子処方箋を初めて導入した施設や、リフィル処方箋に対応するなど機能追加を行った施設を対象に、それに要した費用の一部を助成しているものであり、昨年度は、病院10施設、医科診療所254施設、歯科診療所42施設、薬局1571施設に対し、合計で1億8150万円を助成したところでございます。

また、国の補助制度延長に伴い、道では、令和6年度予算を7年度に繰り越した上で本事業を実施しているところであり、9月末における電子処方箋の導入状況は、病院が50施設で9.7%、医科診療所が569施設で22.1%、歯科診療所が95施設で3.7%、薬局が1954施設で87.3%となっております。

○藤井辰吉委員 国では、電子処方箋に関して、今年3月までに全国導入を目指していたものの、医療機関での導入が低調なため、2030年までに、電子カルテと電子処方箋の一体的な導入を進めることとしたとのことですが。

電子処方箋の導入が進んでいない理由についてどのように分析しているか、道における今後の取組と併せて伺います。

○竹内地域医療推進局長 電子処方箋の導入が進まない理由などについてでございますが、道が本年3月に行った病院等に対する調査では、導入が難しい要因といたしまして、電子カルテを導入していないこと、補助基準額が低いため自己負担額が大きいこと、ベンダーの対応が遅れていることといった回答を多くいただきました。

このため、道では、国に対し、一定の普及が図られるまでの間、補助事業は継続し、電子処方箋の導入及び更新費用の低廉化や、対応可能なベンダーの一層の拡大などの支援策を講じるよう、全国知事会を通じて要望しているところでございます。

【第1分科会 11月10日 第3号】

道といたしましては、今後とも、道医師会など関係団体と連携し、円滑な導入が図られるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 広域で医療資源が偏在している本道においては、地域医療の確保に向け、効率的な医療提供体制の確保が重要と考えますが、道は今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○古岡保健福祉部長 今後の取組についてでございますが、広域分散で医療資源が偏在する本道において、限りある資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を確保するためには、医療分野のデジタル化は重要と認識してございます。

このため、道では、これまで、基金等を活用し、医師、患者双方にとって負担軽減が図られる遠隔医療や、患者の診療情報等を共有するネットワークの構築のほか、医療安全の向上にも資する電子処方箋の普及促進にも取り組んでまいりました。

道といたしましては、引き続き、医師をはじめとする医療従事者の確保と偏在是正に向けて取り組んでいくことはもとより、遠隔医療、情報共有ネットワークの効果や好事例について様々な機会を捉えて周知を図り、導入の支援にも努めますとともに、診療報酬や補助制度の充実を国に要望するなど、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 地域医療の確保については以上で終わらせていただきまして、続きまして、子ども施策について、項目を四つに分けて伺ってまいります。

まずは、児童相談体制について、先日、札幌市が2か所目となる児童相談所を開設したとの報道がありました。子どもを虐待などから守るためには、迅速かつ的確な対応体制の整備が不可欠と考えます。

道における過去3年間の児童虐待の相談対応件数の推移と近年の傾向について伺います。

○安住太伸委員長 虐待防止対策担当課長柿本英敏君。

○柿本虐待防止対策担当課長 児童虐待の相談対応件数についてでございますが、道の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、最新の統計で、令和3年度4020件、4年度3626件、5年度は4090件で過去最多となるなど、高い水準で推移しております。

虐待相談の経路別内訳では、近年の傾向として警察からの通告が最も多く、また、内容別では、心理的虐待が6割近くを占める傾向が続いております。

○藤井辰吉委員 児童虐待防止対策等推進事業について、令和6年度の主な取組と実績について伺います。

○柿本虐待防止対策担当課長 児童虐待防止対策等推進事業についてでございますが、本事業は、児童相談所が、地域の関係機関などの協力を得ながら、専門的な判断が必要となるケースにも適切に対応できる体制を確保することや、児童虐待に対応する職員の資質向上を図り、児童虐待に関する相談対応機能を強化し、子どもの福祉の向上を図ることを目的としております。

令和6年度の取組や実績といたしましては、児童相談に関わる職員を対象とした専門研修を延

べ846名が受講したほか、嘱託弁護士への法的相談を延べ421回、虐待ケース等の保護者や子どもに対する医師によるカウンセリングを延べ427回実施するなどしたところでございます。

○藤井辰吉委員 児童虐待の防止には児童相談所の体制強化が不可欠です。このため、国では、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、児童相談所の専門職員の配置拡充を進めています。

道における児童福祉司や児童心理司などの配置状況、また、体制強化の取組状況について伺います。

○柿本虐待防止対策担当課長 児童福祉司の配置状況などについてでございますが、道では、児童虐待相談等の増加に対応するため、国のプランに基づき、計画的に配置を進めてきたところでございまして、令和7年4月1日時点において、道立児童相談所における児童福祉司及び児童心理司の配置数は、旭川児相が最も多く、児童福祉司26名、児童心理司13名、次いで、室蘭児相の児童福祉司24名、児童心理司12名など、8児相合計、児童福祉司155名、児童心理司72名を配置しており、直近5年間で児童福祉司31名、児童心理司14名を増員してきたところでございます。

また、児童福祉の専門職には、高い専門性に加え、市町村や関係機関と連携し調整する能力も必要でありますことから、職種別や階層別研修、困難事例を扱う専門研修を実施し、職員の資質向上と対応力の強化に努めているところでございます。

○藤井辰吉委員 虐待対応の中で、一時保護は、子どもの安全を確保する上で極めて重要な機能であると考えます。

一時保護所の運営状況や課題をどう捉えているか、また、道として今後どのように体制強化を進めていくか、伺います。

○柿本虐待防止対策担当課長 一時保護所の運営状況などについてでございますが、道立児童相談所に設置をしております一時保護所については、8児相全体の定員が170名でございまして、令和6年度の平均入所率は30.5%、平均入所日数は24.4日となっております、その運営に当たりましては、本年4月に施行した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例」に基づき、職員体制の充実や施設環境の整備などに取り組んでいるところでございます。

一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、児童の安全確保と子どもの行動や適性、家庭環境などを多面的に評価する役割を担う児童相談所の重要な機能の一つでありますことから、道といたしましては、今後とも、一時保護に従事する職員への研修や、今年度から実施しております第三者評価を通じて、安全で安心できる環境の下で適切なケアが提供できる体制づくりを進めるなど、より一層の機能の充実と質の向上を図っていく考えでございます。

○藤井辰吉委員 児童相談体制については以上で終わらせていただきまして、次に、保育人材確保の対策についてであります。

保育所等の待機児童は、市町村による計画的な保育の受皿整備により着実に減少している一方で、保育の現場では、保育士の求人の募集をしてもなかなか応募が来ない、保育現場の業務が多忙で人が回らないなどの声が聞かれています。

道は、保育士確保の必要性についてどう認識しているのか、伺います。

○安住太伸委員長 子ども成育支援担当課長岩木良成君。

○岩木子ども成育支援担当課長 保育人材の確保についてでございますが、道が令和5年に実施をいたしました北海道保育士等実態調査では、道内の保育所等の約8割で保育士の採用に困難を感じるという回答がありましたほか、昨年度、道と保育団体等との意見交換会では、保育士の確保と定着のため、業務効率化など勤務環境の改善を進めることが必要、保育士が魅力のある仕事に見えていないなどの御意見があったところでございます。

道といたしましては、共働き世帯の増加などの社会情勢が変化し、保育ニーズが多様化する中、保育人材の安定的な確保は大変重要であると考えてございます。

○藤井辰吉委員 保育人材の確保に関しまして、道は、令和6年度、保育士・保育所支援事業を行っていますが、事業の概要について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 保育士・保育所支援事業についてでございますが、本事業は、現場で働く保育士等が仕事にやりがいを持ち、安心して働き続けられるよう、保育所の運営や保育士の働き方などに知見を有するコンサルタントを派遣し、人材の確保や定着に向けた勤務環境の改善を支援するほか、勤務する保育士を対象とした魅力ある職場づくりに向けたセミナーの開催、潜在保育士等を円滑な就業につなげるための再就職支援コーディネーターによる復職に関する相談や復職先の提案などを行っております。

○藤井辰吉委員 保育士・保育所支援事業における保育所等に対する勤務環境改善の支援と保育士等に対する就労相談支援の令和6年度の実績について伺うとともに、効果や課題について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 事業の実績などについてでございますが、勤務環境の改善に向けた支援につきましては、昨年度の事業開始から本年9月末現在までで延べ32事業所、うち、令和6年度は13事業所に対してコンサルタントを派遣し、保育所等のニーズに応じたICT活用などの個別具体的な助言や業務効率化等に関する研修を実施しているほか、魅力ある職場づくり等をテーマとしたセミナーを令和6年度に4回開催し、延べ188名に参加をいただきました。

コンサルタントの派遣を受けた事業者からは、効率的な休憩時間の確保などの勤務環境改善ができた、研修を通じ、職員の意識向上や仕事に対するモチベーションが改善し、保育の質の向上が図られたなどの声をいただいているところでございます。

また、就労相談支援につきましては、潜在保育士等から復職支援に関する相談が7件あり、うち1件が就労に結びつきましたが、復職支援では、本人及び事業所それぞれのニーズや条件に見合ったマッチングを行う必要があり、相互の条件のすり合わせなど、相談支援の対応に一定の時間を要するといった課題もあるところでございます。

○藤井辰吉委員 保育士・保育所支援事業が事業所や保育士に実際に利用されなければ、効果は十分に発揮されません。

本事業の周知と活用の促進を含め、保育人材確保に向けて、今後どのように取り組んでいくの

か、伺います。

○安住太伸委員長 子ども政策局長片山崇君。

○片山子ども政策局長 今後の取組についてでございますが、本道におきましては、地方部のみならず、都市部においても保育士不足が顕在化してきておりますほか、ニーズの多様化など保育サービスを取り巻く環境が変化する中、保育人材の確保対策は重要な取組でございます。

道では、これまで、返還免除型修学資金の貸付けなどによる担い手確保や、保育士・保育所支援事業による勤務環境改善の支援、離職した保育士等の再就職支援などの人材確保対策に取り組んできているところでございます。

道としましては、今年度新たに開設しました保育の魅力発信ポータルサイトを活用し、保育士確保に係る事業のさらなる周知を図りますとともに、保育の仕事の魅力ややりがい、賃金等の処遇改善の状況など、様々な情報を積極的に発信しますほか、適宜、市町村や保育関係団体、養成施設の関係者の方々などと、人材確保の課題や効果的な取組について意見交換を行うなどして地域に必要な保育人材の確保に向けて取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 保育人材確保については以上といたしまして、続きまして、不育症についてです。

不育症とは、2回以上の流産や死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合と定義され、不育症の方々は、繰り返す流産、死産の体験から、絶望や自責、無力感が長期に及び、不安障害や鬱病となり、妊娠を諦めてしまうこともあると伺っています。

この不育症に係る費用は、先進医療については国の助成制度がありますけれども、それ以外の検査、治療についても、原因の特定に時間を要するなど、治療費が高額になることも多く、経済的負担を支えることは有意義と認識した上で、以下、伺います。

道は、不育症の原因特定のための検査及び治療に要する医療費に対し助成していると承知していますが、その事業の概要について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 不育症治療費助成事業についてでございますが、不育症は、流産や死産を繰り返すことによる精神的な負担に加え、高額な治療費による経済的な負担により出産を諦める方もいらっしゃることから、道では、平成29年度から、不育症の方々の経済的、精神的な負担の軽減を図ることを目的に、検査や治療に要する費用に対し助成を行っております。

本事業では、2回以上の流産や死産あるいは早期新生児死亡の既往がある方を対象とし、産科または婦人科を標榜する医療機関において、不育症の因子を特定するための検査とその結果に基づく治療を受けた場合、1回の検査や治療につき10万円を上限に助成をしてございます。

○藤井辰吉委員 事業内容は今伺ったとおりですけれども、流産や死産で子どもを失うことは、母親やその御家族に大きな悲しみをもたらす、精神的、身体的にも影響を及ぼすものと考えます。

不育症治療に関し、道はどのように支援してきたのか、その実績と併せて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 支援の実績などについてでございますが、不育症治療費助成事

【第1分科会 11月10日 第3号】

業の直近3年間の実績は、令和4年度が123件、574万円、5年度が125件、574万円、6年度が114件、524万円となっております。

また、流産、死産の体験を繰り返したことによる絶望感や自責等に悩む方々の精神的負担を軽減するため、民間の医療機関の協力により不妊専門相談センターを設置し、医師による専門的な相談に応じておりますほか、道立保健所に設置しております「女性の健康サポートセンター」において、保健師等が、お一人お一人の状況に応じ、きめ細かに相談に対応するなど、不育症に悩まれている方々に寄り添った支援を行っております。

○藤井辰吉委員 不育症に悩む方々に対し、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 保健福祉部次長兼子ども施策連携担当局長鈴木義和君。

○鈴木保健福祉部次長兼子ども施策連携担当局長 今後の取組についてであります。流産や死産を繰り返し、子どもを失うことは、母親自身だけでなく、御家族にも大きな悲しみをもたらすのみならず、検査や治療に要する費用負担も生じることから、精神的、経済的双方の支援が必要と認識しております。

道では、「女性の健康サポートセンター」に加え、道立精神保健福祉センターが開設している「こころの健康SNS相談窓口」において、心の不調に対応する体制を整備するとともに、医療機関に委託している不妊専門相談センターにおいて、高度な専門性を必要とする相談に対応しているところでございます。

道といたしましては、不育症の検査や治療をされる方々の負担を軽減するため、1人でも多くの方に助成制度を利用していただけるよう、ホームページやSNSを活用して本事業の周知を図るとともに、道内の相談体制など、不育症に関する取組を分かりやすく情報提供し、心や体の悩みや不安などにきめ細かに対応するなど、子どもを持つことを希望している方々に寄り添いながら必要な支援に努めてまいります。

○藤井辰吉委員 それでは、不育症に関しては以上といたしまして、子ども政策に関する質疑の最後に、子どもの意見を聞く取組について伺います。

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら共に進めていくことを子ども施策に関する基本的な方針に位置づけています。道においても、こうした国の方針を踏まえ、道内の子どもや若者の意見を聞き、道政に反映するための取組を推進していく必要があると考えますので、以下、伺います。

まず、道が子どもたちの声を聞く取組として令和6年度から新たに実施している、こどもの意見反映推進事業について、その概要を伺います。

○安住太伸委員長 子ども政策企画課長工藤晴光君。

○工藤子ども政策企画課長 こどもの意見反映推進事業についてでございますが、本事業は、道の様々な分野の施策について、インターネットも活用しながら、幅広く子どもの意見を聞き、施策への反映を検討する取組として昨年度から実施しております。

令和6年度は、子ども政策や環境生活、農業、教育など、道政10分野について、ウェブアンケ

ートのほか、全道の小・中・高校を直接訪問して子どもたちから意見を聞き、いただいた意見につきましては各部署に提供し、施策への反映を検討した上で、その結果を子どもたちに分かりやすい形でフィードバックしているところでございます。

○藤井辰吉委員 本事業における令和6年度の取組実績について、子どもたちから出された主な意見も含めて伺います。

○工藤子ども政策企画課長 昨年度の取組実績についてでございますが、昨年度は、5月から12月にかけて実施したウェブアンケートにおいて、道内の小・中・高校生から2196件の御意見をいただいたほか、7月末から12月にかけて全道の小・中・高校42校を訪問し、783名の子どもたちからの意見聴取を実施してまいりました。また、訪問予定校以外の1校から自主的な取組として意見提出があり、障がいのある子どもからの意見聴取のため、2施設で個別に意見交換を行ったところでございます。

子どもたちから出された意見の例といたしましては、「北海道がこどもまんなか社会になるために」といったテーマに対し、子どもの権利についてSNSやネットで情報発信をすることや、「いじめが起きないために」というテーマでは、いじめについて学ぶ機会を増やすなどの具体的な意見があったところでございます。

○藤井辰吉委員 取組実績を伺いましたが、子どもたちの声を聞いた結果について、道政にどの程度反映させることができたのか、また、本事業の実施による成果をどのように考えているのか、課題も含めて伺います。

○工藤子ども政策企画課長 事業の成果と課題についてでございますが、本事業を通じて子どもたちから聞いた御意見につきましては、昨年度策定した北海道こども計画の中に、子どもの権利についてSNSやネットで情報発信をするとの意見を踏まえた内容を盛り込むなどして反映したほか、第3期北海道創生総合戦略や道民の森の活用方針など、各部署が所管する計画や取組にも、適宜、反映してございます。

また、昨年度、学校での意見交換後に行ったアンケートでは、自分の意見を伝え、他の人の意見を聞けるこうした取組が必要との回答が多く、子どもたちが自身の考えをまとめ、それを表明し、政策決定過程に関与する取組として成果があったものと考えてございますが、一方で、より多くの生徒が参加できるとよい、意見を出し合う時間をもっと長く取ってほしかったなどの意見も寄せられてございまして、対象や手法などを含め、さらなる検討が必要と考えております。

○藤井辰吉委員 ただいま伺いました昨年度の成果または課題を踏まえまして、今年度はこの事業にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○工藤子ども政策企画課長 今年度における取組についてでございますが、今年度のテーマ選定に当たりましては、子どもたちの興味や関心があるテーマとするため、昨年度、本事業に参画した子どもたちに行ったアンケートを参考といたしまして、ヒグマ対策や半導体人材の育成など、道政10分野のテーマを選定し、昨年度同様、ウェブを活用した意見聴取や、道内の小・中・高校42校を訪問することに加え、障がいのある子どもたちからも意見を聞くため、新たに障がい種別

ごとに特別支援学校5校を訪問することとしてございます。

○藤井辰吉委員 これまで小学生から高校生までの子どもたちの声を聞く取組について伺ってききましたが、国の方針を踏まえると、大学生や新社会人など若者世代の声もしっかりと聞いて、内容に応じて道の施策に反映していくことが必要と考えますが、道は今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、「こどもまんなか社会」を実現していくためには、子どもや若者の意見を聞き、政策に反映させていくことが重要であり、道では、これまで、子ども向けパブリックコメントや大学生から意見を聞くユースプランナー制度によりまして、子どもや若者の方の声を聞く取組を進めてきたところでございます。

本年4月に施行しました「こども基本条例」や「こども計画」では、道政の推進に向け、子どもや若者の意見を聞き、対話する旨を規定しましたことから、北海道こども施策審議会こども部会委員の対象を中・高生から大学生までに拡大しましたほか、新社会人などを対象に将来のライフプランを考えるためのワークショップを開催するなど、若い世代の方々から様々な意見を伺う取組の充実を図っているところでございます。

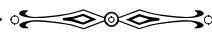
道といたしましては、意見反映事業の成果を広く道民の方々に周知しながら、本道の子どもたちや若者の意見が社会に反映される環境の整備に向け、着実に取組を進めてまいります。

○藤井辰吉委員 終わります。

○安住太伸委員長 藤井委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩



午後 1 時 開議

○安住太伸委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

小林千代美君。

○小林千代美委員 よろしくお願ひします。

道は、北海道保育士等実態調査を令和5年10月から11月に実施し、昨年6月に公表しました。このような調査で一番大切なのは、調査結果をどのように分析し、それをどう生かしていくかではないかと思ひます。それが、調査に御協力いただいた方々に対する最大の責務であると思ひます。

まず、この実態調査の結果をどのように分析するか、前回は平成27年度に調査をしていますけれども、前回との比較も併せて伺ひます。

○安住太伸委員長 子ども成育支援担当課長岩木良成君。

○岩木子ども成育支援担当課長 実態調査についてでございますが、令和5年度の調査におきまして、保育士として勤務している方からは、勤務日数や勤務時間、給与、職場の人間関係などについて、平成27年度の前回調査よりも満足度が改善傾向ではありましたが、現在の職場に改善してほしいこととして、職員数や、さらなる給与の増などを求める声も多く、就労環境の一層の改善が必要と考えられます。

また、保育所等を対象とした調査では、約8割で、保育士の採用に困難を感じているほか、現在勤務していない保育士資格を持つ方の調査では、約4割が、条件に合う職場であれば再就職してもよいとの職場復帰への前向きな回答があるなど、本調査を通じて、保育士の現状や保育所等の実態、保育士資格を持つ方の再就職に対する意識などについて把握ができたところでございます。

○小林千代美委員 確かに、前回調査の結果と比べてみると、そのときよりは、幾分、賃金も改善をしているのかもしれないですけれども、依然として、他の産業と比べると低い水準の状態にあることは見受けられます。また、職場の人員配置、人手不足に対しては、前回よりも厳しい状態にあるというような回答も見られておりまして、特に、自由記入欄におきましては、賃金や負担増等、切実な保育士さんの生の声が上がりました。この現場の声に応えられる政策をつくっていかねばならないと切に感じます。

そこで、実態調査を見てみますと、保育士養成施設の学生さんは、学年が1年生から4年生に上がるほど、保育士としての就業希望が減っています。また、8割以上の保育施設が、保育士採用に困難を感じています。

保育士が就業につながらない要因の分析とその対策について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 保育士確保が困難な要因などについてでございますが、道の実態調査におきまして、保育士資格を持つ未就業者が、今後、保育士として仕事をする場合に、給与条件や職場の人間関係などに不安を感じている方が多く、離職した保育士を再就業につなげていくためには、仕事にやりがいを持ち、安心して働き続けられる勤務環境の整備など、ニーズに応じた復職支援が必要と考えております。

このため、道では、保育士・保育所支援事業による職場環境改善の支援、離職した保育士等の再就職支援などの人材確保対策に取り組んできておりますほか、本年6月からは、保育の魅力発信ポータルサイトを新たに開設し、賃金などの処遇改善状況や保育の仕事の魅力、やりがいなど、様々な情報を発信しているところでございます。

○小林千代美委員 また、この実態調査によりますと、改善してほしいと思っていることの一番は、給与、賞与等の改善でした。今や、保育士さんは引っぱりだこの状況で、保育士確保のため、施設独自で処遇改善をしたり、自治体によっては、例えば、家賃補助をするなど、独自の対策を行い、保育士確保につなげているところも多くあります。

本来ならば、国が処遇改善対策などを行うべきですけれども、道としての改善策、例えば、加算対象事業範囲の見直しなどが必要と考えますが、見解を伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 保育士の処遇改善についてでございますが、国では、人事院勧告を踏まえた公定価格の改定や賃金水準を改善するための処遇改善加算の増額を図ってきており、平成25年度以降、累計で34%相当の改善が実施されております。

道の実態調査では、やりがいを持って安心して働き続けるため、さらなる賃金の改善が必要との意見があったところであり、道としては、多くの事業所において着実に処遇改善が図られるよう、保育関係団体と連携し、事業所の現状に関する情報交換や加算制度の改正のポイントなどについて説明を行いますとともに、引き続き、保育所等の運営実態や地域事情を踏まえた公定価格の設定を国に要望するなど、保育士のさらなる処遇改善に取り組んでまいります。

○小林千代美委員 また、実態調査によりますと、改善してほしいことの2番目は、職員数の増員でした。しかも、この数値は前回調査よりも増えています。本来ならば、国による抜本的な配置基準の見直しが最優先ですけれども、これについても、施設あるいは自治体独自に加配を行っているところも多くあります。

道としても、人件費の補助や加配による改善策が必要と考えますが、見解を伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 保育士の配置基準についてでございますが、国は、昨年4月、3歳児と、4歳児・5歳児の職員配置基準を見直すとともに、令和7年度から、1歳児の職員配置を5対1以上に改善した場合の公定価格上の新たな加算措置を設けたところでありますが、多くの保育所等では、保育の質の確保や職員の負担軽減を図るため、独自に基準を上回る保育士を配置している状況でございます。

道といたしましては、全国知事会と連携し、1歳児の職員配置基準の改善の早期実施や、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度などの充実、さらには、人材確保に影響が出ないよう、地域間の物価水準等を考慮した公定価格の設定などについて国に要望しているところでございます。

○小林千代美委員 先ほどの給与、賞与の改善、あるいは職員数につきまして答弁を伺いますと、国に要望するということが多く聞かれます。国に要望するだけなのか、道でできることはないのか。施設独自あるいは自治体で、単独で頑張っって何とか処遇を改善したり人員を加配したりと努力しているところもあります。それでも、なかなか今は保育士さんを確保することが難しいという状況の中で、国に要望するという答弁ばかりでは、道としての積極的な取組姿勢が感じられません。本来ならば、地域によって保育の質が左右されるということがあってはならないと思います。施設任せ、市町村任せではなくて、道として積極的に取り組んでいただきたいというふうに強く指摘をいたします。

さて、このような保育環境の下、「こども誰でも通園制度」が始まりました。令和6年度は、モデル事業として道内8自治体で実施されました。実施状況とモデル事業で見た課題についての認識を伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 「こども誰でも通園制度」についてでございますが、令和6年度は、制度の本格実施を見据えた試行的事業として全国118自治体で実施され、道内では8自治

体、30か所の保育所等で延べ3632名の子どもを受け入れております。

道では、昨年度、実施自治体を訪問するなどして、子どもの受入れ状況の確認や自治体職員及び施設職員との意見交換を行っており、子育て家庭の育児負担の軽減や、多様な交流、経験により子どもの成長につながったとの効果が認められる一方、利用可能時間が限られていることや、現在の補助単価では必要な人材の確保が難しいといった声もあることから、市町村や事業者が円滑に取り組むためには、事業運営に必要な財政措置や人員確保などの体制構築が課題であると考えてございます。

○小林千代美委員 令和6年度はモデル事業として行われて、今年度は参加自治体も拡大をして「こども誰でも通園制度」の取組がされております。その実態を見てみますと、実施施設側からは、人員の確保が難しい、あるいは、保護者対応への負担が増えたという声が聞かれます。また、利用者側、保護者側からの声としましては、空きがなくて常にキャンセル待ち状態であつて、自分が利用したいときに利用できないといった声、あるいは、利用時間に制限があるということも聞きます。また、自治体からは、実施に向けてどれだけ財政措置が必要なのかというようなところがまだまだ明らかになっていないということも見受けられました。

さらには、制度として、いわゆる医療的ケアが必要な医ケア児ですとか、障がいを持つ子どもが受け入れられるのかどうなのかというところは、まだまだ制度として不明です。これでは、「こども誰でも」にはならず、一番ケアが必要な子どもたちに支援が届かないことになってしまふ、制度自体、まだまだ課題を残していると考えます。

この制度は、来年度、令和8年度からは全ての自治体で実施が予定をされております。令和8年度の本格的制度運用開始に向けた道の対応を伺い、どのように保育に資するのかを併せて伺います。

○安住太伸委員長 子ども政策局長片山崇君。

○片山子ども政策局長 本格実施に向けた道の対応などについてでございますが、道では、全市町村を対象にヒアリングを実施し、準備状況を把握しますとともに、各地域の現状、課題に応じた個別の助言やフォローアップ等の支援を行ってきているところでございます。

国では、制度化に伴う公定価格や利用時間等の詳細を12月に示す予定としておりまして、道としましては、国の検討状況を注視しますとともに、市町村の取組状況等を継続的に把握し、定員の範囲内で受け入れる余裕活用型の実施のほか、保育所本体の職員配置基準に問題がない場合は、職員の兼務が可能であることなどの人員配置の工夫といった、実施体制の確保に関する具体的助言を行いますほか、引き続き、市町村や関係団体等からの意見を伺いながら、対象児童の年齢、利用可能時間など柔軟な制度運営が可能となるよう、必要に応じ国に要請するなど、本制度が全ての子どもの育ちと子育て家庭への支援や地域の保育機能の充実に資するよう取り組んでまいります。

○小林千代美委員 この制度ですけれども、今、事業を行っているところでは、いわゆる余裕活用型、定員に余裕があるところではその部分を引き受けるということは、私の地元でもやって

【第1分科会 11月10日 第3号】

いたのですけれども、もういっぱいいっぱい受け入れられない、受入れが中止というような状態になっております。

また、一般型というところでは、「こども誰でも通園制度」のためにスペースを準備する、人をきちんと確保するということが必要なのですけれども、今のような保育士の状況で、これがどれだけ実際に活用できるのだろうかというところは大変不明であります。一方では、特に、子どもと一日中ずっと一緒にいる保護者の方にとっては、レスパイトの意味にもなると思いますし、子どもにとっては社会参加ができるという大変いい制度だとも思います。

制度自体はいいものだと思うのですけれども、今申し上げましたような課題はまだまだあると思います。全ての子どもたちと家庭にしっかりとした支援が行き届くような制度につくり上げていただきたく指摘をし、質問を終わります。

○安住太伸委員長 小林(千)委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、初めに、障がい者政策についてです。

道では、重度心身障がい者医療給付事業について、当事者や関係団体及び医療機関はもとより、医療給付事業の実施主体である市町村からの意見なども伺ってきたと承知をしておりますが、まず、その内容と対応状況について伺います。

○安住太伸委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則君。

○徳田障がい者保健福祉課長 医療給付事業に係る意見聴取についてでございますが、この事業は、重度の障がいのある方の健康の保持と経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行っている市町村に対し、道が助成する制度でありまして、精神障がいのある方については、精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院医療費を助成対象としております。

道では、これまで、様々な機会を通じて障がい当事者や関係団体などから御意見を伺ってきたところでありまして、その主な内容は、身体障がいのある方及び知的障がいのある方と同様に、精神障がいのある方を入院医療費の対象にすること、手帳1級以外の方も対象にすることなどとなっております。

道としましては、引き続き、他都府県の状況把握のほか、様々な方々に御意見を伺うなどしてまいります。

○赤根広介委員 精神障がいのある方の入院医療費も対象にすること、こうした要望があるということでもあります。

次に、給付事業を実施する場合の具体的な課題等の分析を行い、障がいのある方々の健康保持と適切な医療の確保が図られるよう、制度の安定的な運営及び見直し等に不断に努めるとしてきたわけであります。

そこで、具体的な課題等の分析内容と、制度の安定的な運営及び見直し等にどう取り組んできたのか、伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 制度改正の経過などについてでございますが、精神障がいのある

方の通院医療費に係る自己負担割合につきましては、昭和40年に創設されました精神保健福祉法に基づく精神通院医療制度では5%でありましたが、平成18年施行の障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度が創設された以降は10%になり、負担増となったところでございます。

このため、道では、平成20年度に、自己負担の軽減を図るため、重度心身障がい者医療給付事業に精神障がいのある方を新たに加えたところでありますが、限られた財源の中、制度の安定的な運営ができるよう、その支援の範囲は、地域生活への移行や社会的入院の解消を図るという国の方針を踏まえまして、通院医療費のみを対象としたところでございます。

○赤根広介委員 精神障がいのある方の医療費については、今答弁いただいたような経過であります。

制度の安定的な運営ができるようということですが、一方、先ほどの答弁では、他都府県の状況把握ということをごさいますして、全国では、令和6年8月現在、31都府県において精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象とした入院医療費に対する支援を実施しているわけであります。

道が他県と同様に入院医療費に対する支援を実施した場合、その対象者と財政需要をどの程度と見込んでいるのか、伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 手帳保持者の状況等についてでございますが、現行の重度心身障がい者医療給付事業の受給者証をお持ちの方のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の保持者は本年3月末で1715人となっております。

なお、入院に係る給付を必要とする方の把握は困難であるところでございます。

○赤根広介委員 そこで、冒頭の質問に戻りますが、やはり、ここは当事者等の御意見などを聞いた上で、また、社会情勢の変化も踏まえ、道自らが支援を講じていくべきだと考えるわけですが、今後の対応について所見を伺います。

○安住太伸委員長 保健福祉部長古岡昇君。

○古岡保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、この医療費助成事業は、全国全ての地方公共団体で実施をしているところでございますが、実施内容が異なっている状況にございませうことから、障がいの種別にかかわらず、必要な医療を平等に提供するとの障害者自立支援法の理念を踏まえ、全国一律の公費負担医療制度の創設について、他都府県とも連携をしながら、様々な機会を捉えて国に働きかけているところでございます。

道といたしましては、引き続き、事業実施主体となる市町村はもとより、当事者や関係団体及び医療機関の御意見なども伺いながら、障がいのある方々の健康保持と適切な医療の確保が図られるよう、制度の安定的な運営及び見直しなどに不断に努めてまいります。

○赤根広介委員 現状、道が自ら支援というのはなかなか難しい状況なのは理解をする一方、これからまた医療の関係においても様々な改革、改正などもあるかと思えます。そうしたタイミングで、例えば、時期を逸することなく、こうしたことと合致するものがあれば改正をするかどうか、そういったことは常にアンテナを高く検討していただきたいということは指摘をして、次の介護事業に参ります。

【第1分科会 11月10日 第3号】

先ほども議論があったわけですが、私からも、直近3年間の介護事業所数と廃止数の推移について、道の受け止めと併せて伺います。

また、道内における介護職員数がどのようになっているのか、こちらの直近3か年の推移も、介護事業所における人手不足の状況と併せて伺います。

○安住太伸委員長 介護運営担当課長樋口知己君。

○樋口介護運営担当課長 道内の介護事業所数の推移についてでございますが、直近3年間の年度末における道内の事業所総数は、令和4年度が1万8061か所、5年度が1万8153か所、6年度が1万8215か所と増加している状況でございます。その一方で、廃止数も、4年度が491か所、5年度が586か所、6年度が633か所と増加しており、生産年齢人口が減少する中、働き手の確保が難しくなっていることも要因の一つと受け止めております。

続きまして、介護職員数の推移などについてでございますが、厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」によりますと、道内における介護職員数は、各年10月1日現在、令和3年が10万395人、4年が10万523人、5年が9万7803人となっております。

また、公益財団法人介護労働安定センターの実施した介護労働実態調査によりますと、令和6年10月1日現在、道内で介護職員が不足していると回答した事業所は全体の74.6%となっております。

○赤根広介委員 改めて、この数字からも、介護事業を取り巻く環境の厳しさが浮き彫りとなっているわけであります。

そこで、北海道介護現場業務改善推進会議を設置し、介護事業所における生産性向上の取組を推進するとしているわけでありますが、本事業の取組内容を伺います。

○樋口介護運営担当課長 介護事業所生産性向上推進事業についてでございますが、本事業では、介護事業所における介護ロボット、ICTの活用等による業務改善の推進などを目的として、福祉団体や民間企業などで構成する北海道介護現場業務改善推進会議を令和2年6月に道が設置しているところでございます。

また、昨年度からは、北海道介護現場業務改善総合相談センターを設置し、この会議において策定した方針に基づいて、介護事業所における生産性向上に関する取組を支援しているところでございます。

○赤根広介委員 そこで、今答弁にありましたセンターの具体的な取組内容について伺います。

○樋口介護運営担当課長 介護現場業務改善総合相談センターにおける取組についてでございますが、本センターでは、ワンストップ型の相談支援のほか、介護に関係する機器の常設展示などを行っております。

令和6年度の実績を申し上げますと、介護リフトや見守り機器などの47種類の機器を常設展示し、223団体の来場があったほか、69事業所に見守りセンサーなどの機器を無償貸与するとともに、介護ロボット等を有効に活用するための講習会を41回開催し、2665人の方が受講したところでございます。

また、介護ロボット等に精通した専門の相談員による業務改善の取組手法などの助言を行う伴走支援を49か所の事業所に対して実施したところでございます。

○赤根広介委員 次に、介護ロボット導入支援事業について、この概要及び直近3か年の申請に対する採択率を伺います。

○樋口介護運営担当課長 介護ロボット導入支援事業についてでございますが、この事業は、介護職員の業務負担の軽減や介護サービスの質の向上につなげることを目的として、事業者に対し、移動支援などを行う介護ロボットの導入をはじめ、見守りセンサーなどの通信環境の整備、介護ソフトやタブレット端末によるICTの導入のほか、業務改善コンサルタントによる指導費用の一部を補助するものでございます。

過去3年間の要望に対する採択率は、令和4年度及び5年度の採択率は100%、6年度は51.8%となっております。

6年度は、報酬改定により、介護ロボット導入が加算の要件となったことや、補助率が5分の4に引き上げられたことなどにより、申請数が倍増したため、採択率が低くなりましたが、道としては、引き続き、必要な予算の確保に努め、介護ロボット等の導入促進を図ってまいります。

○赤根広介委員 非常にニーズが多く、事業所でも導入が進められているというふうに見えるわけですが、一層の導入促進に向け、どう取り組むのか、伺います。

○樋口介護運営担当課長 介護ロボットの導入促進についてでございますが、介護職員の確保や定着に向けて、職員の負担軽減やサービスの質の向上に効果がある介護ロボット、ICTの導入による職場環境の改善は重要な取組でございます。

このため、道では、介護ロボットの導入や業務改善コンサルタントによる指導費用の一部を補助するとともに、介護現場業務改善総合相談センターによる介護ロボット機器の見学や導入に係る相談に応じているところでございます。

今後とも、介護ロボット等の導入促進に向け、必要な予算の確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 介護ロボットも、10年ほど前に議論したときは、まだまだこんなに発展、普及するとはというような感じでしたが、今や、もう現場には欠かせないツールとなっているわけでありませう。

そこで、介護現場のさらなる生産性向上に向け、今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○安住太伸委員長 保健福祉部次長山谷智彦君。

○山谷保健福祉部次長 介護現場の生産性向上についてでございますが、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを担う人材の確保は喫緊の課題であり、職場環境改善など生産性向上に向けた取組は重要でございます。

このため、道では、これまで、職員の負担軽減やサービスの質の向上に効果がある介護ロボットやICTの導入促進に加え、介護事業者が職場環境改善の取組について相談できる窓口の設置や、介護事業所の事務的負担のより一層の軽減を図るため、事務の協働化を促進するための支援を行うなどしてきたところであり、今後とも、介護を必要とされる方々が住み慣れた地域で安心

【第1分科会 11月10日 第3号】

して介護サービスを受けられるよう、介護分野の生産性向上に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、人材確保の観点で何点か伺いたします。

福祉人材センター運営事業並びに福祉人材バンク運営事業に道としても取り組んでいるわけですが、本事業の取組内容及び成果、課題について伺います。

○樋口介護運営担当課長 福祉人材センター運営事業についてでございますが、道では、社会福祉事業従事者や社会福祉事業に従事しようとする方の就業の援助、研修などを行うため、北海道社会福祉協議会に福祉人材センターを、旭川市や函館市など道内6か所に福祉人材バンクを設置しております。

令和6年度におきましては、求職者からの求職相談が6494件、紹介就職が322人、研修会については12回開催し、320人が受講したところでございます。

また、平成29年の介護福祉士等の資格を持つ方々の届出制度の開始に合わせ、福祉人材センターに届出をいただいている方々に介護に関わる最新情報の提供や就労支援などを行っており、昨年度は3109名の方々のサポートを行っておりますが、引き続き、届出の増加に向け取り組んでいく必要があると考えております。

○赤根広介委員 かなり需要があるなというふうに感じるわけでありませう。

そこで、地域包括ケアシステムの構築に向けて、北海道福祉人材センターの支援による介護職への就業者数を設定しているわけでありませうが、この目標値に対する実績値について、直近5年間の状況と道の受け止めについて、併せて伺います。

○樋口介護運営担当課長 センターの支援による就業者数についてでございますが、直近5年間では、令和2年度は、目標値177名に対して就業者は206名、3年度は194名に対して218名、4年度は202名に対して234名、5年度は208名に対して240名、6年度は224名に対して322名となっており、求職者のニーズに合わせたきめ細やかな就業支援の実施や就業体験に取り組んだことにより、就業者の増加につながったものと受け止めております。

○赤根広介委員 目標値を大幅に超えた実績があるのは喜ばしいことだとは思いますが、これはそもそも政策評価の指標にもなっているわけでございます。ここまで、毎年、目標値を大幅に超えて、令和6年度はもう100人ぐらい超えているわけでありませうが、そもそも、エビデンスとして、これは目標値として適切な設定なのかどうか、私は疑問を感じるわけでありませうが、この見直しについて見解を伺いたしたいと思います。

○樋口介護運営担当課長 目標値についてでございますが、この数値は、北海道介護福祉士会などで構成する福祉人材センター運営委員会におきまして毎年3月に翌年度の目標値を設定しておりまして、令和8年度の目標値につきましては、これまでの実績を踏まえた上で委員会の中で議論を行ってまいります。

○赤根広介委員 ただ、これは、道が事務局を務めていると思うのですけれども、やはり、道から提案とかをしないと、多分、目標値を変えましょうという意見は出てこないと思ひますし、そもそも政策評価の最終年度の令和14年度も263人になっていませうので、これを大幅に超えていま

すよね。しっかりとこれは事務局から提案するよう指摘をさせていただきます。

次に、就業者数は先ほど来のとおりであります、いわゆる地域偏在というものはないのか、伺います。

○樋口介護運営担当課長 福祉人材の就業状況についてでございますが、令和6年度における福祉人材センター及び道内6か所にある福祉人材バンク別の就業者数は、札幌市にある福祉人材センターでは、管内の介護事業所等に就職した方が185名、福祉人材バンクでは、函館市が27名、旭川市が15名、釧路市が15名、帯広市が18名、北見市が42名、苫小牧市が20名となっており、地域ごとの極端な偏りはないものと考えております。

○赤根広介委員 先ほど来、答弁がありますとおり、マッチング件数が伸びたため就業者数の増加につながったということではありますが、先ほど、冒頭に答えていただいた介護の現場を見ますと、さらなる増加に向けて取り組む必要があると考えるわけではありますが、今後の取組について所見を伺います。

○樋口介護運営担当課長 今後の取組についてでございますが、道では、これまで、福祉人材センターにおいて行う就職説明会や福祉現場の理解促進、知識、技術等を習得するための研修などの取組の推進に取り組んできたところでございます。

こうした中、介護人材の確保はとりわけ重要かつ喫緊の課題であることから、センターの取組に加え、次の世代を担う若者に対する介護の魅力や介護ロボット等の導入などによる職場環境改善の発信など、介護を就業先として選択してもらえるよう取り組んできたところであり、引き続き、様々な取組を着実に推進し、介護人材の確保に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、外国人材の育成確保についてであります。

道では、外国人材など多様な人材の参入を促進するとして、外国人介護人材受入研修事業などを展開しているわけであります。

そこで、外国人介護人材の受入れ状況と受入れの課題について、まず伺います。

○樋口介護運営担当課長 外国人介護人材の受入れ状況などについてでございますが、法務省の統計による道内の外国人材の受入れ数は、昨年12月時点で、在留資格「特定技能」が2396人、在留資格「介護」が225人、合わせて2621人、また、道の調査による、在留資格「技能実習」は、昨年11月の時点で340人となっております。

なお、経済連携協定につきましては、都道府県別の統計データは公表されていないところで

す。

受入れに係る課題につきましては、外国人材を受け入れる介護事業所におきましては、特定技能や技能実習などの各種受入れ制度の理解や受入れ体制などの定着支援、また、介護業務に従事する外国人材においては、介護技術や業務に必要な日本語能力、日本文化の理解など、利用者とのコミュニケーションに係る能力の向上に課題があると承知しております。

○赤根広介委員 そこで、いよいよ2027年からは、技能実習に代わり、育成就労制度が始まるわけです。この制度は、3年間働いた後、より技能レベルの高い特定技能に移行しやすくし

て、中長期の就労につなげる制度であります。外国人材の育成確保にどう取り組むのか、所見を伺います。

○山谷保健福祉部次長 外国人材の確保や育成についてでございますが、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、外国人材の参入や定着を進めることは重要でありますことから、道では、これまで、介護事業者を対象とした定着支援の好事例発表などを行う研修会や、技能実習生等を対象とした介護技術、日本語能力の向上のための研修会を開催しているほか、介護福祉士資格の取得を支援する介護事業者への助成などにも取り組んでいるところでございます。

また、国に対しては、外国人が安心して暮らすための相談体制の充実などについて要望しているところであり、道といたしましては、育成就労制度の施行に向けた動きなどに注視しつつ、関係事業者への周知を図るなど、引き続き、外国人材の確保に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、これまでは、いわゆる正規職員の確保について議論してきましたが、最近では、タイミーに代表されるように、働き手と職場が時間で契約をしてスポット的に働いていただく、そういうビジネスモデルも普及してきているわけであり、私の地元の登別温泉のホテルも、もうタイミーの従業員さんがいないと回らないような感じになっているわけであり、

そこで、例えば、長野県では、介護テック事業のプラスロボと契約を結び、福祉事業所向けの人材マッチングサービスを活用しているわけであり、また、大阪府などにおいては、介護、看護の人材を必要とときにすぐ確保できるワークシェアサービスを展開するカイテック株式会社と連携協定を締結し、潜在介護職員の掘り起こしや、働き手と事業所のマッチングによる人材確保を目指す、こうした新しい働き方が広がっているわけであり、

道におきましても、多様な働き方の実現と人材確保につながるこうした先進事例を把握し、導入に向け、検討すべきと考えるわけであり、見解を伺います。

○樋口介護運営担当課長 多様な人材の確保についてでございますが、道では、平成28年度から、人材派遣会社を活用し、就業を希望する有資格者と受入れを希望する介護事業所とのマッチングと派遣を行い、派遣期間終了後の直接雇用につなげる潜在的介護職員等活用推進事業を実施しております。

また、令和元年度からは、就業意欲のある高齢者や主婦など、地域の多様な人材に介護助手として介護の周辺業務を担っていただくため、説明会や研修などを行う介護事業者に支援しているほか、外国人介護人材を受け入れる介護事業者を対象とした制度の講義や定着支援の研修会を開催するなどしてきたところでございます。

生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、多様な人材の参入促進は重要な取組でございまして、今後とも、先進事例などを参考としながら介護人材の確保に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、答弁いただいた事例は、直接雇用であったり、あるいは、働いていただくのに少し時間がかかったり、手間がかかったりと。私が申し上げているのは、やっぱり、今の時

代に即した、迅速に、スピーディーに、やりたいときに働く、来てほしいときに来ていただく、こういうサービスを、道としても、モデル的に道が後押しすることによって少しずつ広がっていく、そうしたことを考えるわけであります。ぜひ、導入に向けてしっかりと検討していただきたいと、今日は指摘にとどめておきます。

次に、置戸高校の関係ですけれども、こちらは、道内唯一の福祉科単置校でありますよね。この置戸高校ですが、地元からは、毎年、しっかりと存続、あるいは、さらなる支援ということで要望をいただくわけであります。

そこでまず、直近5年間における卒業生の介護福祉士国家試験の合格率及び道内の介護分野への就職状況、さらには就職率について併せて伺います。

○樋口介護運営担当課長 道立置戸高校の卒業生の状況についてでございますが、介護福祉士国家試験は、令和2年度から令和6年度までの間に49名が受験し、その合格率は100%でございます。

また、介護福祉士として就職した人数と就職率は、令和2年度は卒業生9人のうち5人で就職率は55.6%、3年度、卒業生10人のうち8人で80.0%、4年度、卒業生6人のうち2人で33.3%、5年度、卒業生10人のうち8人で80.0%、6年度、卒業生14人のうち9人で64.3%となっております。

○赤根広介委員 今、厳しい介護現場の人材確保の観点から、こうした介護福祉士養成に取り組む置戸高校を道としてどう評価されているのか、伺います。

○樋口介護運営担当課長 置戸高校についてでございますが、道立高校唯一の福祉科単置校である同校は、介護福祉士国家試験の受験資格に必要な学科や実習の履修が可能で、卒業時に受験資格を得ることができ、これまで、全国平均を上回る高い合格率を維持するとともに、卒業生の多くが道内の介護分野に就職していることから、本道の介護人材の確保に大きな役割を果たしているものと考えております。

○赤根広介委員 そこで、道では、置戸高校の生徒に対して、実習着などの修学に必要な物品の購入、あるいは、実習に係る費用などについて貸付けを行っているかと承知しているわけですが、1人当たりの貸付額、貸付金額の算定基準、実績について伺います。

○樋口介護運営担当課長 福祉系高校修学資金貸付事業についてでございますが、この事業は、介護福祉士の資格の取得を目指す福祉系高校の学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、道内における介護福祉人材の育成及び確保、定着を目的とするものでございまして、1人当たりの貸付限度額は、修学準備金3万円、介護実習費年額3万円、国家試験受験対策費用年額4万円、就職準備金20万円となっております。

なお、置戸高校の生徒に対する貸付実績は、令和5年度は11名で146万円、6年度は7名で129万円、7年度は7名で115万円となっております。

○赤根広介委員 物価高が続く中、この貸付金額を増額する必要があると考えますが、見解を伺います。

○樋口介護運営担当課長 修学資金の貸付けについてでございますが、この貸付金は、国の制度に基づき、道が道社協に補助して実施しているものでございまして、貸付原資は地域医療介護総合確保基金を活用することになっており、その貸付単価も国が設定しているところでございます。

○赤根広介委員 国の制度に基づいているならば、しっかりと国に増額を求めていただきたいというふうに指摘をさせていただきます。

そこで、置戸町からは、公立高等学校の統廃合が進むことの懸念もあることから、置戸高校の存続の要望が毎年寄せられているわけでありまして。

地域からの切実な要望をどう受け止め、対応されるのか、所見を伺います。

○山谷保健福祉部次長 置戸高校の取組に対する支援についてでございますが、道では、これまで、置戸高校の生徒募集パンフレットを介護の普及啓発イベントにおいて配架するとともに、道のホームページで置戸高校における介護専門職育成の取組を紹介しているほか、置戸高等学校支援対策協議会が行っている中学校訪問やオンラインでの学校説明会、体験入学会の開催などの学生募集活動に対する助成を行っているところでございます。

道立高校唯一の福祉科単置校である置戸高校は、これまで、全国平均を上回る高い合格率を維持するとともに、卒業生の多くが道内の介護分野に就職しており、本道の介護人材の確保に大きな役割を果たしているところでございます。

当部といたしましては、引き続き、地元の要望を丁寧にお聞きしながら、生徒募集につながる取組を支援してまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、さらなる支援の充実に努めていただきたいと要望しておきます。

ここまで人材育成確保について伺ってまいりましたが、引き続き、必要な介護サービスを提供するための介護人材をどのように育成確保しようとするのか、所見を伺います。

○山谷保健福祉部次長 介護人材の確保についてでございますが、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを担う人材の確保は重要かつ喫緊の課題でございます。

このため、道では、昨年度からスタートした介護保険事業支援計画の下、業務改善に係るワンストップ型相談窓口の利用促進や、外国人などの多様な人材の参入促進、介護職員の負担軽減に効果がある介護ロボットの導入への支援、次の世代を担う若者に対する介護の魅力の発信などに取り組んでいるところでございます。

また、国に対しては、介護職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準が確保できる介護報酬を設定するよう要望しているところであり、道といたしましては、引き続き、様々な施策の着実な推進に努めながら、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 そこで、今答弁にございました、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるようということではありますが、地域包括ケアシステムの主体であります市町村単独の機能強化のみならず、これは以前もお伺いしましたが、圏域としてのスケールメリット

を生かせるような仕組みづくりが、広域分散型の北海道では特に必要だと考えるわけでありませぬ。

そこで、地域で暮らす高齢者の方々が良質な介護サービスを利用し、かつ、事業者が適切な運営に取り組めるよう、道が旗振り役となって、いわゆる介護版地域医療構想を策定し、まさに地域の実情に応じた持続可能な介護サービス提供体制の確保を図る、こうした取組をより一層進めていくべきと考えるわけでありませぬが、最後に部長の所見を伺います。

○古岡保健福祉部長 介護サービス提供体制についてでございますが、全国を上回るスピードで高齢化が進行する本道では、中長期的な人口動態や将来的なニーズを適切に捉え、それぞれの地域の実情に応じた介護サービス提供体制を構築していくことが重要でございます。

こうした中、道では、複数の事業者の方々が経営改善に向けて行う事務の協働化等の取組に対し、昨年度は22の事業者グループに支援をしたところでございます。

今後、こうした取組の事例につきまして、その効果等を介護事業者や関係団体の方々などと広く共有を図り、事業所経営の協働化、大規模化の意義や必要性について検討いただくなどし、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる介護サービス提供体制の確保に向け取り組んでまいります。

○赤根広介委員 介護事業については、本道の喫緊の課題でありますので、知事に直接お伺いしたいと思ひます。委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○安住太伸委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。稲村久男君。

○稲村久男委員 今日は、地域医療問題について、それぞれお聞かせを願ひたいと思ひてございます。

資材価格、そして燃料価格の高騰、さらには、人材確保のための給与水準引上げに伴う人件費の負担増加などで、医療機関の経営は大変厳しい状況にございます。そして、コロナ禍以降、外来患者・入院患者数はなかなか回復をせず、医業収益の確保もままならず、近年の医療報酬改定でも、光熱水費等、必要な支出を賄えるだけの単価設定がされているとは言えない状況にあります。

そのような中、先般、大学病院の危機的状況が話題になりましたが、道内の自治体や公的病院も同様、公立病院は軒並み10億円以上の赤字を計上しており、地元自治体では、一般会計からの負担増により、他の住民サービスにも影響を及ぼしかねない非常に危機的状況にあります。

広域な本道にあつては、こうした公的医療機関が北海道の医療を担い、支えていると言っても過言ではございませぬが、道では、道内医療機関の経営の現状をどのように把握しているのか、また、この厳しい経営環境の改善に向けてどのように取り組む必要があると考へておられるのか、お伺いをします。

○安住太伸委員長 地域医療課長川上禎之君。

○川上地域医療課長 医療機関の経営についてでございますが、新型コロナウイルス感染症を契機とした受診行動の変化とともに、昨今の人件費の増加や物価高騰などにより医療機関の経営は大変厳しい状況にあり、道内市町村の病院事業では、令和6年度決算の速報値で78事業のうち約7割に当たる54事業が赤字となっております。

このため、道では、5月、国に対して物価、賃金の上昇に連動した診療報酬の仕組みの導入や、さらなる財政措置の充実を要望したほか、先週の7日には、今年度の補正予算において経営及び処遇の改善につながる補助金が措置されるよう、十分な財源を確保することなどを要望したところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域の医療機関がそれぞれの機能や役割を担いつつ安定的に経営継続できるよう、地域医療介護総合確保基金を活用して施設整備や医療従事者の確保に支援するとともに、国に対し必要な要望を行ってまいります。

○稲村久男委員 先日、札幌市では、開業医の高齢化、さらには、医療機関数の減少に伴う当番医療機関の負担増を理由に、小児救急の休日当番体制を見直して、夜間救急センターでの休日対応に集約するとの報道がございました。

少子化が叫ばれる中でも、道内では、子どもの数も多く、さらに、医療需要がある札幌でさえ、小児科医が高齢化、減少したため、救急センターが対応することになりますけれども、今度はセンターの負担が増大するという問題が生じるわけでございます。これは、あくまで一つの事例でありまして、地方では一般の救急でも同じような事例が生じております。

道では、これまで、初期救急は市町村、2次・3次救急は道という役割分担で救急医療体制を確保してきたところでありますけれども、医療計画上に位置づけられている救急告示医療機関については、どのように認定等が行われ、運用されているのか、お伺いをします。

○安住太伸委員長 地域医療課医療参事村松司君。

○村松地域医療課医療参事 救急告示医療機関についてでございますが、救急告示医療機関は、救急病院等を定める省令に基づき、医療機関から知事に対して、救急業務に関し協力する旨の申出があったもののうち、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したものを道が告示し、併せて道医療計画にも掲載しております。

具体的には、当該医療機関の体制、設備等の確認のほか、地域の消防、医師会、保健所からの意見や、北海道総合保健医療協議会の救急医療専門委員会に設置した救急告示医療機関審査小委員会での審議を踏まえた上で認定しております。

なお、認定後は、3年ごとに救急告示医療機関として適切な運用がなされているかについて確認等を行い、更新しております。

○稲村久男委員 2次救急・3次救急医療機関は、道民の生命を守る最後のとりででもあります。地域の初期救急体制が脆弱であるならば、高度救急医療機関で対処しなければならないわけでもあります。

道では、これまで、小児救急の輪番制対応医療機関、救命救急センターなど、2次・3次救急

医療機関への支援を実施してきておりますけれども、昨今の救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療を支える2次・3次医療機関への支援を手厚くするなど、救急医療機関への支援のさらなる拡充を検討する時期に来ているのではないかと私は考えますが、所見をお伺いします。

○村松地域医療課医療参事 救急医療機関への支援についてでございますが、道では、地域における救急医療体制構築のため、救急医療機関に対して運営費及び施設整備費に対する財政支援を行っており、令和6年度は合計3億6967万円の補助を行っております。

また、地域において採算性が乏しい救急医療を担っている医療機関の経営は厳しい状況にあることから、診療報酬での十分な評価などについて国に要望しているところでございます。

道といたしましては、道民の皆様がどこに住んでいても適切な救急医療を受けられるよう、引き続き、救急医療機関の運営費などに対する支援を行いますとともに、国に対しましては、財政措置のさらなる充実など、必要な要望を行ってまいります。

○稲村久男委員 初期救急医療体制を確保するために、道では、毎年2億4000万円の事業費を確保して、そして、休日・夜間診療を実施している郡市医師会に対し支援を行っておりますが、これは、道内の全ての郡市医師会が対象となっているのか、また、在宅当番医制を行っていない地域ではどのように対応しているのか、お伺いをします。

○村松地域医療課医療参事 休日夜間診療体制確保対策費補助金についてでございますが、本事業は、休日または夜間の在宅当番医制事業を行う郡市医師会に対しまして、その運営に要する経費について、道医師会を通じて補助しているものでございます。

こうした中、道内の一部の郡市医師会では、在宅当番医制を実施していないため、本事業の対象外になっているところでございますが、当該地域におきましては、地元市町村が地域の医療機関と救急医療当番に関する調整を行うなど、独自に体制を確保していると承知しているところでございます。

○稲村久男委員 救急ばかりでなくて、外科、産科、眼科、整形外科など、住民にとって身近な診療科が地域からなくなっているわけでありまして。

各圏域にあるセンター病院では、辛うじて医師や看護師のスタッフを確保してぎりぎりのところで踏ん張っておりますけれども、センター病院へ患者が集中することによって、患者も待ち疲れ、さらには、医師も昼休みもなく勤務しなければならないというように大変負担が大きくなってきているわけでありまして。

道では、現在、地方センター病院5か所、地域センター病院25か所を指定して、センター病院からの医師・看護師派遣などを支援しておりますけれども、センター病院の中で、指定当時と比較して診療科や病床数が減少し、職員派遣の実績もない医療機関はどの程度あるのか、お伺いします。

また、センター病院の中でも格差が生じているとしたなら、指定要件を見直して、地域に必要な中核的な機能を発揮している病院への支援を強化すべきと私は考えますが、所見をお伺いします。

○川上地域医療課長 中核的医療機関についてでございますが、道では、地域の中核的な公立医療機関等を地方・地域センター病院として指定し、施設設備の整備や医師派遣などに対する支援を行ってきております。

このうち地域センター病院25か所について、指定した当時と比較しますと、医療法に基づき標榜できる診療科が拡大されてきていることもあり、診療科数は全病院で増加しており、病床数は、人口減少に伴う入院患者の減少や地域医療構想の取組などもあり、6か所で増加し、19か所で減少しております。また、令和6年度に周辺の医療機関に医師や看護師等を派遣しているのは19か所、実績なしは6か所となっております。

現在、国では、新たな地域医療構想のほか、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関するガイドラインの検討を進めているところであり、道といたしましては、こうした国の検討状況を注視することはもとより、北海道総合保健医療協議会におきまして関係団体との議論を重ねるなど、適切に対応してまいります。

○稲村久男委員 各地域の人口分布、さらには医療ニーズ、そして、医療資源に差異が生じている中、地域の医療機能を維持確保するための方策として地域医療連携推進法人制度があります。

道内では、上川北部、遠紋、富良野、南檜山の各圏域で、センター病院を核として法人を設立して、周辺医療機関との連携、役割分担を進める体制が整備されてきました。しかしながら、明確な効果が現れているとは言い難いのが今の現状であります。

一方、物資等の共同調達、人事交流や共同研修など、比較的取り組みやすい事業もあって、全国の連携推進法人では様々な好事例が上がっておりますけれども、道内ではどのように取組が進んでいるのか、まず伺います。

また、法人の機能充実を図って医療機関の連携を加速させるために、道が法人の協議に直接参加をするなど、より積極的に関与すべきと思っておりますけれども、併せてお伺いをします。

○安住太伸委員長 地域医療推進局長竹内正人君。

○竹内地域医療推進局長 地域医療連携推進法人の取組についてでございますが、この制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として平成29年から開始されたもので、道内では、現在、四つの法人が設置されております。上川北部では、名寄市立と士別市立病院の病床機能の分化、連携が図られ、南檜山では、夜間の救急医療を道立江差病院に集約化いたしましたほか、医療機関の間の共同研修や人事交流が進められているなど、それぞれの地域課題に即した取組が行われているところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域医療構想アドバイザーと連携しながら、法人の設立を検討している地域に対し、道内外の先行事例などを情報提供いたしますとともに、法人の求めに応じ協議にも参加するなど、地域医療構想の議論が進むようしっかりと取り組んでまいります。

○稲村久男委員 今、6点にわたって地域医療問題についてお聞きをしました。

地域医療問題というのは、今後の北海道の医療をどうするかという大変難しい問題もありますし、やはり、今、何といたっても物価の高騰を含めて、診療改定も来年あるようでもありますけれど

も、なかなか実態に合った改定になっていないことから、自治体病院を含めて相当厳しい状況にあるわけであります。ぜひ、この地域医療問題につきましては知事にもお伺いをしたいと思しますので、委員長のお取り計らいをひとつよろしくお願い申し上げます。

続いて、人材確保について少しお伺いをさせていただきます。

薬剤師についてでありますけれども、地域の医療機能を確保するために、医師については、医師確保対策室の設置、さらには東京事務所に専任参事を配置するなど、様々な確保対策を講じてきておりますけれども、6年制教育に変更となった薬剤師についても、医療機関での確保が難しくなってきました。

道は、薬剤師確保計画を策定して、今年度から取組に着手しておりますけれども、圏域によって人員確保の緊急度も異なります。特に、昨今の働き方に関する意識の変化や給与水準の相違もあって、病院勤務薬剤師の確保が難しくなってきました。

計画では、特に遠紋地区での不足が顕著であることが示されておりますけれども、道では、こうした地域格差解消のため、どのように取り組んでおられるのか、お伺いをします。

○安住太伸委員長 医務薬務課長吉田亮輔君。

○吉田医務薬務課長 薬剤師の確保についてであります。道内の薬剤師数は年々増加し、道内全体の需給バランスはおおむね保たれているものの、都市部への集中による地域偏在や、給与や宿直の有無といった勤務条件の違いなどから、病院薬剤師が不足する業態偏在などの課題があると認識しております。

このため、道では、本年3月に策定した薬剤師確保計画において、遠紋や南檜山、北網圏など、薬剤師が不足する第2次医療圏を少数区域と定め、未就業薬剤師の復職支援や道外からの招聘に取り組んでいるほか、北海道薬剤師バンクを通じ、札幌大附属病院や北大病院、道内薬学教育機関等に御協力いただき、緊急臨時的な薬剤師派遣を行っているところでございます。

道といたしましては、広域分散型といった本道の地域特性や、高度化、多様化する薬剤師業務を見据え、今後とも、より実効性のある施策の推進に努めてまいります。

○稲村久男委員 保健師についてお伺いをさせていただきます。

地域の保健活動を支える主役であります保健師も、過疎地域での確保が難しいと聞いております。子どもの数が減少している一方で、子育て家庭への支援も多様化、複雑化しております。職員数の少ない小規模な町村では、母子保健活動の水準の維持や若手職員の育成にも苦労しているとの話を聞いております。

道では、保健師の採用が困難で、欠員を抱え、その状況が何年も継続している市町村の実態を把握しておられるのか、まず伺いたいと思います。

また、今後を考えた場合、人材確保が難しい町村に対しては、道の保健師が直接支援に入る必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○安住太伸委員長 看護政策担当課長今澤輝隆君。

○今澤看護政策担当課長 保健師の確保対策などについてでございますが、道が毎年実施する保

【第1分科会 11月10日 第3号】

健師求人調査によりますと、昨年9月時点で、道内の87市町村が合計131人の保健師を募集しており、求人市町村、求人数ともに前年調査より減少したものの、多くの自治体で保健師の確保に苦慮していると承知しております。

道では、これまで、旭川高等看護学院で保健師を養成するほか、小規模の市町村に勤務しようとする看護学生への修学資金の貸付けや潜在保健師の復職支援研修の開催など、養成確保の取組を進めるとともに、保健師の業務内容やキャリアに応じた研修の実施や、市町村が新任期の保健師に行う研修等に対し、保健所が支援するなど、育成や定着にも努めてきたところです。

国では、現在、2040年を見据えた保健師活動の在り方について検討を進めておりまして、道といたしましては、こうした国の動向も注視しつつ、引き続き、保健所と市町村が連携を図りながら、保健師が、母子保健活動をはじめ、住民の健康の保持・増進、健康危機管理対策など、住民のニーズに的確に対応できるよう人材の育成確保などに取り組んでまいります。

○稲村久男委員 介護職員についてちょっとお伺いをさせていただきます。

介護職員についても、同様に、地域で施設サービスや在宅サービスを展開している事業者からは、人材難でサービスを提供していくことが困難だとの声も聞かれます。また、特別養護老人ホームなどでは、職員確保ができないので、定員を減らして運営せざるを得ない状況にある施設も各地で見られるわけでありまして。また、介護職員の処遇改善も図られておりますけれども、人員が確保できないため、各種加算措置等も得ることができず、結果として収益の確保ができないのは、医療機関と全く同じ構図ではないでしょうか。

福祉分野では、外国人職員の採用に取り組んでいる事業者もあるようでありましてけれども、介護分野の外国人の活用について、道はどのように考えておられるのか、まずお伺いします。

また、人口減、少子化を考えれば、今後ますます人材確保は難しくなる中で、外国人材は貴重な戦力ではありますが、地域での取組に対し、何らかの支援が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○安住太伸委員長 介護運営担当課長樋口知己君。

○樋口介護運営担当課長 外国人介護人材についてでございますが、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを安定して提供していくためには、外国人材の参入や定着を進めることが重要でございます。

このため、道では、技能実習生などを対象に、介護技術や日本語能力向上のための研修会を開催するほか、外国人材を受け入れる介護事業所に対して、管理者を対象に、各種受入れ制度の講義や定着支援の好事例発表などを行う研修会を行っております。

さらに、介護事業所が、介護福祉士養成施設等に在学する外国人留学生に対して学費等の貸付けをする場合や、経済連携協定により就労している介護福祉士候補者の資格取得を支援するため、介護の専門知識などの学習支援を行う場合、その一部を補助しております。

また、国に対しては、外国人が安心して暮らすための相談体制の充実などについて要望しているところであり、道としては、引き続き、こうした取組を着実に推進し、外国人材の確保に取り

組んでまいります。

○稲村久男委員 今後、人口減・過疎地域において、専門資格を必要とする人材を確保することは、ますます困難になることが予想されます。市町村では、中高生を対象とした職業体験など、将来を見越して、興味を持ってもらう取組のほか、採用に当たっては、引っ越し費用等の負担、条件つきで返還免除をする奨学金の貸与など、様々な取組が行われております。

小規模自治体では、人材確保の独自策を検討することも難しい状況にありますけれども、他の自治体の取組について、道から情報提供して検討を促したり、償還免除型奨学金などの経済的支援の大胆な充実を図るなど、市町村や事業者と協働して人材確保に取り組むべきと考えます。

看護師など、医療人材や介護人材の確保について、道として今後どのように取り組むのか、見解をお伺いします。

○安住太伸委員長 保健福祉部長古岡昇君。

○古岡保健福祉部長 医療・介護人材の確保などについてでございますが、広域分散で人口減少、高齢化が進む本道におきまして、医療や介護に従事する方々の確保は喫緊の課題でありますことから、道では、これまで、緊急臨時的な薬剤師派遣や看護職員等を目指す学生に対する修学資金の貸付けのほか、市町村における保健師の育成、定着の取組や、外国人介護人材を受け入れる事業者に対する支援などに取り組んできたところでございます。

また、医師や看護師、薬剤師、介護人材の確保に関する市町村の取組につきましても、毎年度、調査を行いまして、その取りまとめ結果について、全ての市町村と情報共有を図りますとともに、個別の相談にも応じているところでございまして、道といたしましては、今後とも、こうした様々な取組を積み重ねるとともに、市町村や関係団体の方々とも緊密に連携を図りながら、より効果的で実効性のある施策の推進に努め、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

○稲村久男委員 感染症対策について少しお聞かせ願いたいと思います。

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行に合わせて指揮室を設置し、懸命に対策に当たっていたのも、もう何年も前の話でございます。5類感染症に移行し、対策も大きく変更されました。

現在は、医療機関における確保病床やワクチン接種対象と費用負担など、当時とは対策も大きく変更になっておりますが、今後、万が一、感染力が高く、重篤な患者が発生するような感染症が流行した場合、どのような対策を講じる準備をしているのか、また、流行を想定したシミュレーションや訓練は行っているのか、伺います。

○安住太伸委員長 感染症危機管理担当課長中島茂紀君。

○中島感染症危機管理担当課長 感染症対策についてでございますが、道では、新たな感染症危機に備えるため、感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、医療措置協定の締結による医療提供体制の確保のほか、感染症対策を担う専門人材の養成など、平時の備えを進めております。

【第1分科会 11月10日 第3号】

また、感染症危機発生時には、計画の実効性を確保し、迅速かつ的確に対応することが重要でありますことから、有事の際に感染症危機管理の拠点となります保健所への応援体制の確保のための備えや、医療従事者等の資質向上のほか、初動態勢への円滑な移行のための実践的な訓練を積み重ねるなど、次なる感染症危機への対策に取り組んでいるところでございます。

○**稲村久男委員** 新型コロナ感染症対策もしかり、先般、胆振地方で発生した鳥インフルエンザ対策、災害対策や事件・事故対応など、道職員は何かあれば休日返上で勤務しなければならない重要な業務を担っているわけであります。だからこそ、職員の健康管理、勤務管理は重要であります。

新型コロナ対策時には部を挙げて対応しておりましたけれども、過労死レベルを超える、月に100時間以上の時間外勤務を行う職員が多くいたのではないのでしょうか。保健福祉部の職員の勤務状況に関し、ピークであった年度と昨年度を比較して、本庁職員の時間外勤務状況はどのようになっているのか、また、今年度の状況はどうか、お伺いをします。

○**安住太伸委員長** 総務課長松田彰仁君。

○**松田総務課長** 保健福祉部における時間外勤務の状況についてであります。新型コロナウイルス感染症対策がピークであった令和3年度と昨年度の比較では、総時間数は11万458時間から9万4821時間、月100時間を超える時間外勤務を行った職員は延べ172人から94人と減少しております。

また、今年度上半期は、総時間数は4万9040時間、月100時間を超える時間外勤務を行った職員は延べ35人となっております。

○**稲村久男委員** 体制見直しについてお聞かせ願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症も5類感染症に移行して、対策もさま変わりしまして、保健福祉部でもようやく通常の業務体制になってきたのではないのでしょうか。当時、年末年始やゴールデンウィークなど、休みもなく懸命に対策に従事した皆さん、本庁だけでなく、保健所の職員の皆さんの御苦勞に改めて敬意を表したいと思います。

感染症対策監が廃止をされるなど体制も変わってきておりますけれども、現状の流行状況等を踏まえれば、流行前の体制に戻し、業務量の増えている他の課に人員を振り分けるなど、さらなる見直しが必要と考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○**安住太伸委員長** 保健福祉部次長山谷智彦君。

○**山谷保健福祉部次長** 組織体制の見直しについてでございますが、道では、効果的、効率的な執行体制を構築することを基本に、毎年度の組織機構改正において、その時々々の行政需要に応じ、必要な体制の整備を図っているところでございます。

保健・医療・福祉分野におきましても、こうした基本的考えの下、人口減少や少子・高齢化の急速な進展に伴う行政ニーズの多様化、複雑化や、ワーク・ライフ・バランスの推進といった課題を踏まえ、限られた人員の中で効率的で質の高い行政サービスが提供できる組織体制となるよう対応してまいります。

○**稲村久男委員** 感染症対策については、今ほど答弁もあったように、組織機構の見直しが必要になってくるものでありますから、これも知事にお伺いをしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○**安住太伸委員長** 稲村委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

説明員交代のため、このまま少しお待ちください。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

中村守君。

○**中村守委員** それでは、通告に従いまして、保健福祉部所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、室蘭児童相談所苫小牧分室についてであります。

道は、令和3年1月、胆振総合振興局及び日高振興局管内での相談体制の充実を図るため、苫小牧市こども相談センター内に室蘭児童相談所の苫小牧分室を開設し、対応に当たられてきたことと承知をしております。このことは、地元からの要望を踏まえたものであり、大変感謝しておりますが、苫小牧分室に一時保護所がないため、現在、東胆振や日高地域の児童が一時保護される場合、室蘭児相まで移送されることとなります。最も遠いえりも町からだと約230キロと、長距離の移動が児童や保護者の大きな負担となっております。

保護児童と担当児童福祉司が、適宜、面談を行い、適切に状況を把握するためにも、苫小牧分室における一時保護機能の設置が望まれております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、虐待相談対応件数についてであります。全道の児相における虐待相談の対応件数は、ここ数年、増加傾向にあると承知しております。

室蘭児童相談所における過去3年間の虐待相談対応件数の推移について伺います。

また、そのうち、苫小牧分室が担当する東胆振・日高地域の件数とその割合について、併せてお伺いいたします。

○**安住太伸委員長** 虐待防止対策担当課長柿本英敏君。

○**柿本虐待防止対策担当課長** 室蘭児童相談所での相談対応件数についてでございますが、過去3年間の室蘭児相における児童虐待相談対応件数、並びに、そのうち苫小牧分室での対応件数及び割合は、道が取りまとめている最新の統計で、令和3年度が、室蘭児相の776件のうち苫小牧分室が608件、78.4%、4年度が、同じく504件のうち363件、72.0%、5年度が、同じく692件のうち489件、70.7%となっております。

○**中村守委員** 統計的には令和5年度までということですが、令和3年度、4年度、5年度では7割、多いときには8割、6年度も同じ程度で推移しているやに聞いておりますので、苫小牧分室での対応件数がいかに苫小牧のほうにシフトしているかということが分かる数字となっております。

次に、一時保護についてであります。室蘭児相における過去3年間の一時保護件数の推移を

伺うとともに、そのうち東胆振・日高地域の件数とその割合についてお伺いいたします。

○柿本虐待防止対策担当課長 一時保護件数などについてでございますが、過去3年間の室蘭児相における一時保護件数、並びに、そのうち苫小牧分室での対応件数及び割合は、令和3年度が、室蘭児相の102件のうち苫小牧分室が61件、59.8%、4年度が、同じく113件のうち83件、73.4%、5年度が、同じく132件のうち93件、70.4%となっております。

○中村守委員 一時保護件数も取扱対応の件数と同じ割合の傾斜で、やっぱり、苫小牧のほうに厚く出ているということでもありますから、これは対応しなければいけないのではないかなと思うわけです。

次に、一時保護の委託先であります。東胆振・日高地域の一時保護を必要とする児童については、室蘭児相の一時保護所での保護のほか、分室管内の里親などに保護の委託を行っていること承知しております。直近の一時保護件数の内訳を伺います。

また、地元の里親さんからは、急な依頼には対応できない場合もあるというふうな苦情といたしましょうか、私も直接お話をいただいております。委託可能な里親は、一体、どの程度登録されているのか、併せて伺います。

○柿本虐待防止対策担当課長 一時保護の委託先についてでございますが、苫小牧分室における令和5年度の一時保護委託件数は120件で、委託先の内訳は、児童養護施設が45件、里親が32件、乳児院が3件、障がい児関係施設が23件、医療機関が9件などとなっております。

また、苫小牧分室管内における里親登録数は、令和5年度末で42世帯となっており、登録されている里親の中から、現在養育している児童の人数など里親の家庭の状況や児童の通学環境など、里親及び児童の事情等を勘案し、委託先を選定しております。

○中村守委員 3分の1、4分の1が里親の皆さんにお預かりいただきます。民間の皆さんですから、実際、急に言われてもというのはよく分かるわけでありまして、また、今、登録数42件、東胆振・日高地域といたしましょうか、苫小牧分室管内でありますけれども、そのうち、いわゆるアクティブというか、実際に起動している里親の方ばかりではないというふうにも里親会の会長からもお聞きしております。そういう意味では、里親の皆さんも、やっぱり、きちんと公的機関で預かってもらうところがあるということは安心であるという話を聞いておりますので、どうかその点もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、苫小牧分室における一時保護機能の設置についてであります。

苫小牧分室に一時保護機能を設置することで、東胆振・日高地域の児童の状況に応じた速やかな保護により、迅速な安全の確保が可能となります。また、児童及び保護者の長距離移動の負担が軽減されるとともに、担当児童福祉司が、日々変化する保護児童の心情や行動に即座に対応することで信頼関係の形成につながり、一時保護後の支援をより一層的確に進めることが可能になると考えます。道の所見を伺います。

○柿本虐待防止対策担当課長 苫小牧分室における一時保護についてでございますが、苫小牧分室の管内で一時保護が必要となった児童につきましては、室蘭児童相談所の一時保護所での受入

れのほか、分室管内の里親や児童養護施設等への委託により保護を実施しております。

道といたしましては、虐待により一時保護が必要な場合には、児童の年齢や就学状況など個々の事情を踏まえながら、家庭的な環境の確保や学びの継続が可能となるよう、里親や児童養護施設など地域の社会資源を効果的に活用し、迅速かつ適切な一時保護に努めるなど、児童の安全確保に取り組んでまいります。

○中村守委員 地域の社会資源を活用しということは大変重要だし、よく分かるのです。しかし、実際には里親の皆さんも先ほど申し上げたような実態でありますし、やはり、公的機関にしっかり一時保護機能があるということが安心につながりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、児童虐待の防止についてであります。こうした地域の相談・保護体制の整備を進めることは、児童虐待の未然防止にもつながるものと考えます。今月は、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンによる集中的な広報啓発活動に取り組んでいると承知をしております。

児童虐待防止には、日頃からの広報啓発活動に加え、児童相談所をはじめとした児童相談体制の充実強化が重要と考えます。児童虐待の防止に向けた今後の対応について伺ひます。

○安住太伸委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監竹澤孝夫君。

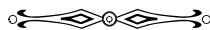
○竹澤保健福祉部子ども応援社会推進監 虐待防止に向けた今後の対応についてでございますが、道内では、虐待相談対応件数の増加傾向が続いておりまして、道では、これまで、児童福祉司など専門職員の計画的な増員により体制強化を進めてきましたほか、複雑多様化する子どもや家庭をめぐる問題に適切に対応するため、職種別や階層別研修、困難事例を扱う専門研修を実施し、職員の資質向上と対応力の強化に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、重大な事案に対しましても迅速かつ確実に対応できるよう、児童相談所を中心に、市町村や警察、医療機関、学校など多様な関係機関との連携を一層強化するとともに、地域の関係機関と連携調整する能力も習得できるよう、より実践的なカリキュラムによる研修の充実や緊急時の迅速な対応体制の構築を進めるなどして、児童の安全確保に向けた取組に万全を期してまいります。

○安住太伸委員長 中村委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩



午後3時開議

○稲村久男副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 それでは、通告に従ひまして、まず、国民健康保険特別会計について質問してまいります。

【第1分科会 11月10日 第3号】

2018年度から都道府県単位化が開始されまして、2024年度は7年目となりました。まず、2024年度の決算状況について、収入済額、支出済額、差引き額を示すとともに、差引き額の使途について併せてお答えください。

○稲村久男副委員長 国保医療課長住友義昭君。

○住友国保医療課長 決算の状況についてでございますが、令和6年度の国民健康保険特別会計における歳入決算額は4872億4145万円、歳出決算額は4811億3676万円であり、差引き61億468万円の決算剰余金が生じたところでございます。

この剰余金につきましては、次年度の補正予算において、繰越金として歳入に計上するとともに、財政安定化基金への積立てを含めた国保事業の財源として活用しているところでございます。

○丸山はるみ委員 次に、都道府県化が導入された2018年度と2024年度について、市町村納付金額と道の標準保険料率の比較をお答えください。

○住友国保医療課長 市町村納付金総額等についてでございますが、市町村納付金総額につきましては、平成30年度は1535億2304万円、令和6年度は1463億6156万円と減少しているところでございます。

また、道の標準保険料率につきましては、平成30年度は、所得割率が11.51%、均等割額が6万8650円、令和6年度は、所得割率が12.71%、均等割額が7万7785円となっており、増加しているところであります。

○丸山はるみ委員 市町村納付金が減少している一方で、標準保険料率は上昇しているのですけれども、なぜか、その理由をお答えください。

○住友国保医療課長 標準保険料率の上昇の要因についてでございますが、納付金の算定に用いた医療費推計において、被保険者数の減少により医療費総額が下がってきているため、納付金総額は減少しておりますが、高齢化の進行や医療の高度化による1人当たりの医療費の増加や、後期高齢者支援金などの負担の増加が標準保険料率の上昇の主な要因と考えております。

○丸山はるみ委員 1人当たりの医療費の増加が要因の一つだということなのですが、道は、2024年度、保険料水準を納付金ベースで統一することとして、道内どの市町村でも医療費水準を同等とみなして各市町村の納付金を算定しています。

このため、医療費水準が平均より低い市町村では納付金が上昇することになります。納付金の急激な上昇を抑えるためとして交付金が交付されますが、そのような自治体は幾つあったのか、お答えください。

○住友国保医療課長 北海道国民健康保険保険給付費等交付金についてでございますが、この交付金は、災害等による保険料の減免や医療費の適正化に係る事業などのほか、特別な事情により、市町村においてやむを得ない財政負担増があったと認められる場合に交付しているものであり、医療費水準が全道平均より低い市町村に対しては、納付金ベースの統一による納付金の上昇分を対象に、令和6年度は108市町村に交付したところでございます。

○丸山はるみ委員 医療提供体制には差がありますし、道内どこでも一定の医療水準を実現することは、現実にはなかなか困難だと思います。今後、交付金の減少に伴って負担は増えていくと思うのですね。

町村の高齢者にとっては、居住地の医療機関では治療が続けられずに都市部の病院に入院する事例というのはよくあることで、広域分散型の北海道にあっては、遠方での受診や入院には他都府県にはない大きな負担となるというふうに思います。医療提供体制を反映しない納付金ベースの統一は、一部の自治体住民には負担ばかりが大きくなるのではないかと、そのことで公平さを欠くのではないかと考えるのですが、見解を伺います。

○住友国保医療課長 納付金ベースの保険料水準の統一についてでございますが、小規模な保険者が多い本道の市町村国保においては、高額な医療費が発生しても安定的な保険料設定が可能となるよう、市町村間の医療費水準の差を反映させない納付金ベースの統一を令和6年度から実施しているところであります。

これに伴い、医療費水準が全道平均より低い市町村においては納付金が上昇していますが、その急激な上昇を抑制するため、交付金を交付しているところであります。

○丸山はるみ委員 今、急激な上昇を抑制するためということでしたので、やはり、今後、交付金のほうは減額されていくのじゃないかというふうに思うわけです。医療費水準だけではなくて、医療提供体制や所得水準の差など、様々な条件の中で医療制度というのはあるというふうに思うのですね。

今後も保険料の標準税率の引上げが予想される中で、保険料統一ばかりを進めていっていいのか、その見解を伺います。

○住友国保医療課長 納付金ベースの保険料水準の統一についてでございますが、道では、保険料水準の統一を進める国の方針を踏まえるとともに、道と市町村等で構成する連携会議の場で協議を重ね、十分な理解を得た上で納付金ベースの統一を実施しているところでございます。

○丸山はるみ委員 今後も全道統一保険料が進められる中で、被保険者である道民にとってどんなメリットがあるのか、あるいはまた、デメリットがあるのか、お答えください。

○住友国保医療課長 統一保険料についてでございますが、メリットといたしましては、道内どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となり、被保険者間の公平性が確保されるとともに、小規模な保険者における高額な医療費の発生等に伴う保険料の変動を抑制することが可能となります。

一方で、デメリットといたしましては、道内の保険料を統一するため、市町村で実施していた独自の保険料の抑制ができなくなることが考えられます。

○丸山はるみ委員 デメリットですけれども、小樽市も、国保に入っている被保険者は高齢者が多いものですから、なるべく、特に低所得の被保険者については、その負担が重くならないように、どうしたら負担増を抑えられるのかということ、市の職員が、毎年毎年、本当に頭を悩ませている、その様子を見てきましたので、保険料の面で公平性が確保されるということ

だけで理解を得るのはなかなか難しいというふうに思っているところです。

保険料率が上がることで、収入が変わらなくても保険料は上がっていくわけで、負担ばかりが重くなります。いただいた資料を見ると、昨年6月1日時点の滞納世帯数は6万799世帯、全体の9%になっておりまして、今年も9.1%が滞納しているのですね。

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高い、医療費水準が高い、一方、所得水準は低めだということで、構造的な課題を抱えている制度だと思えます。国保法にもありますとおり、国民健康保険制度は社会保障制度ですから、日本共産党は、暮らしを守るために1兆円規模の公費投入を求めてきているところです。

国からの財政支援3400億円が継続していると承知はしておりますが、国の責任を問い、さらなる財政支援を国に求めるべきだと考えていますが、見解を伺います。

○**稲村久男副委員長** 国保担当局長宮森隆之君。

○**宮森国保担当局長** 国からの財政支援についてでございますが、国は、平成30年度以降、従来の国庫負担に加えまして、国保の財政基盤の強化を図るため、毎年3400億円の財政支援を行っているところであります。

こうした中、国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれますことから、道といたしましては、国保の安定的な保険運営に向けた財政基盤を強化するため、国庫負担金の増額によるさらなる財政支援の拡充が不可欠であると考えており、全国知事会と連携しながら、国に引き続き強く要望してまいります。

○**丸山はるみ委員** 次に、子どもに係る均等割の減額についてですが、これまでも、子育て世帯の経済的負担軽減のために、子どもに係る均等割分の補助を求めてまいりました。2022年度から、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児を対象として均等割保険料の5割軽減をしていると承知しておりますが、国の制度に上乗せをして対象者を拡大している道内の自治体について伺うとともに、道の独自での支援拡充を求めるところなのですけれども、いかがでしょうか。

○**宮森国保担当局長** 子どもに係る保険料の均等割額の軽減措置についてでございますが、国においては、令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減のため、全世帯の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減したところです。

道内において、この国の制度に上乗せして対象を拡大しているのは11市町であると承知しております。

道といたしましては、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国一律の負担軽減措置の拡充が必要と考えており、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、子どもの均等割軽減の対象範囲や軽減額の拡充について、全国知事会と連携し、引き続き、国に対して強く要望してまいります。

○**丸山はるみ委員** 学校に入ったら子育てに係るお金が軽くなるわけではないのです。そして、以前に聞いたときは、たしか9市町だったと思うのですね。増えておりますから、ぜひ、北海道の独自の支援を求めておきたいというふうに思います。

次に、在留外国人の国民健康保険加入についてですが、国保法第1条において、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定されている制度ですが、だからこそ公費が投入されていると理解しています。国民健康保険制度を地域住民の相互扶助と矮小化させてはならないと私は考えています。

住民登録をしている外国人は国保に加入する義務があるとされていますが、加入できないケースもございます。どのようなケースか、伺います。

○稲村久男副委員長 国保広域化担当課長細川大生君。

○細川国保広域化担当課長 外国人の市町村国保への加入についてでございますが、適正な在留資格を有し、国内に住所を有している外国人は、原則として医療保険に加入することとなりますが、国民健康保険法では、他の医療保険に加入している場合をはじめ、生活保護を受けている世帯に属する場合、医療滞在ビザや観光ビザにより入国されている外国人は市町村国保の被保険者としなさいとされております。

○丸山はるみ委員 原則的に、日本で会社員等として働いている人、事業をやっている人、あるいは留学生、こういった方が国保に入っているのかなというふうに思うのです。

3定予特における道の答弁の中で、外国人国保加入者の保険料収納率について、システム上、その把握は現状では困難としながら、厚労省の本年3月に実施の全国約150自治体の調査について、全体の保険料収納率が93%であったのに対し、外国人のみの収納率は63%であった、低率であったという結果を紹介していました。

しかし、政府は、今年5月20日の衆議院の質問主意書に対する答弁書の中で、これは一部の自治体を対象にした調査であり、各自治体の国民健康保険における国籍別の保険料の納付状況の把握については、滞納状況を把握できている自治体とできていない自治体があつて、現時点で、国民健康保険料の納付率は外国人が日本人を大幅に下回っていることが明らかになったとは考えていないとしています。

在留外国人の国保料の収納率の実態は、現在、明らかになっていないと考えていますが、道の認識を伺います。

○細川国保広域化担当課長 外国人国保加入者の保険料収納率についてでございますが、御質問の調査は、本年3月、外国人の保険料の収納状況を独自に把握している全国約150の自治体を対象に厚生労働省が聞き取りを実施したものであり、政府においてもそうした前提で答弁しているものと承知しております。

○丸山はるみ委員 調査については限定的であるということだと思います。

7月15日、当時の福岡資麿厚労大臣の閣議後の記者会見で、国民健康保険における外国人被保険者数は97万人、全被保険者の4%、総医療費に占める割合は1.39%としています。

高額療養費については、該当件数に占める外国人の割合が1.04%、支給額に占める割合は1.21%と明らかにしており、被保険者数に占める割合と比較し、医療費の割合は低くなっており、かえって国民健康保険財政に寄与しているとも言えるところですが、所感を伺いま

す。

○細川国保広域化担当課長 国保における外国人加入者の状況などについてでございますが、厚生労働省におきましては、全国的な傾向として、外国人被保険者の国内における診療実績は、被保険者に占める外国人の割合に比して必ずしも大きいとは言えないとしております。

道内の状況につきましては把握が困難でありますことから、道として、国保財政への影響について申し上げることは難しいところでございます。

○丸山はるみ委員 在留外国人が国保に加入する場合、前年の日本国内での収入がないため、一定額を納付することが規定されていると聞いています。保険料や医療費の支払いが困難な場合には、国籍のいかんを問わず、その生活実態を丁寧に聞き取り、必要な支援につなげることや、分割納付、あるいは、支払いの場合だったら、分割支払いを求めるなどの対応をするべきであります。認識を伺うとともに、制度への理解、周知ばかりでなく、相談が必要になった場合に適切な対応を取る必要があります。

実際の相談は各市町村が窓口になると承知しておりますが、その対策について伺います。

○宮森国保担当局長 外国人国保加入者への対応についてでございますが、国民健康保険において、市町村は、災害などの特別な理由がある被保険者に対し、保険料や一部負担金の減免、徴収猶予を行うことができるほか、保険料を滞納している被保険者に対し、納付の勧奨、納付相談の機会の確保などの取組を行うこととされており、これらは外国人の国保加入者に対しても同様でございます。

道では、これまでも、多言語による「国民健康保険の手引き」を作成し、外国人の方々に対する制度の周知に努めておりますほか、市町村の窓口などにおいて、外国人を含めた滞納者への納付の勧奨や相談などの取組が適切になされるよう、市町村研修会の実施や収納率向上アドバイザーの派遣などの取組を進めてまいります。

○丸山はるみ委員 道のホームページで多言語の「手引き」を拝見させていただきました。言葉の問題があると思いますので、丁寧な対応を、国籍を問わずお願いしたいと思います。

次に、生活保護についてお聞きします。

福祉事務所の現業員体制等についてですが、道所管及び札幌市を除く市の現業員数、うち、社会福祉主事資格取得者数、未取得者数の3か年の推移を伺います。

○稲村久男副委員長 保護担当課長酒井仁君。

○酒井保護担当課長 道及び札幌市を除く市の福祉事務所におけるケースワーカーについてでございますが、道のケースワーカー数は、4月1日現在で、令和4年度205名、5年度202名、6年度192名であり、このうち、社会福祉主事の資格取得者数は、4年度118名、5年度128名、6年度116名、未取得者数は、4年度87名、5年度74名、6年度76名となっております。

また、市のケースワーカー数は、4月1日現在で、4年度607名、5年度594名、6年度596名であり、このうち、社会福祉主事の資格取得者数は、4年度498名、5年度457名、6年度495名、未取得者数は、4年度109名、5年度137名、6年度101名となっております。

○丸山はるみ委員 現業員が全員、社会福祉主事有資格者でなければならないことは法律で定められているにもかかわらず、これまでも慢性的な未取得状況が続いてきました。道所管分だけでも、昨年度は76名の未取得者が残されていますが、取得に向けた支援は行われているのでしょうか、また、資格未取得者が慢性的に残されてきた要因を道はどのように分析しているのか、伺います。

○酒井保護担当課長 社会福祉主事資格の取得についてであります。道が所管する福祉事務所における昨年4月1日時点で社会福祉主事資格を未取得であった76名については、通信課程の受講により年度末に53名が資格を取得済みでございます。

本年度の未取得者についても、病気などの事情により受講が困難である場合を除き、引き続き、各福祉事務所と連携し、迅速に通信課程を受講できるよう取り組んでいるところでございます。

なお、市の福祉事務所におきましても、必要な定数の全てに資格取得者を配置することに苦慮しているところではございますが、資格取得に向けた予算の確保に取り組んでいるものと承知しております。

資格未取得に対する国における指導は、現に社会福祉主事資格を有しない者については資格を取得させるよう努めることとされていることから、道におきましても、国の指導内容を踏まえて同様の指導を行っているところでございます。

○丸山はるみ委員 生活保護現業員は、福祉職採用職員のみならず、一般行政職員も担っています。福祉職職員は、制度理解や面接技法等の技術を一定程度取得して採用され、長年にわたって実務を担っています。一方、一般行政職員は、他部署の人事異動と同じく3年から5年程度のサイクルで異動となります。

生活保護ケースワーカーは、法的知識に加え、対人援助職としての技術の習得も求められます。ケースワーカーの専門性を北海道はどのように認識しているのでしょうか。

また、ケースワーカーが一般行政職と同じく通常の人事異動サイクルでは、専門性が育たないうちに異動となってしまう、十分な援助ができないことが想定されます。長期的なスパンで職員育成を行う必要性をどのように考えているのか、併せて伺います。

○酒井保護担当課長 ケースワーカーについてであります。近年、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化しており、生活保護を適正に実施していくためには、制度の基本的な知識はもとより、関係する他制度の知識の習得や、援助の原則である、寄り添い、受容と傾聴、信頼関係づくりといったケースワークの技術の向上を図ることも重要と考えております。

このため、道におきましては、毎年度、経験年数の少ないケースワーカーや、ケースワーカーを指導する立場の査察指導員を対象とする全道域の研修会を開催しているほか、それぞれの福祉事務所においても、具体的な事例を使ったグループワークを取り入れるなど、日頃からケースワーカーの資質向上と職員の育成に努めているところでございます。

○丸山はるみ委員 社会福祉主事取得には、大学等での科目要件、社会福祉士等の国家資格取得

【第1分科会 11月10日 第3号】

以外は、通信教育や指定養成機関修了、都道府県等講習会279時間の修了が要件とされています。専門性が求められる中、通常の異動サイクルと同様に短期の異動を繰り返しては、有資格者を育成することも専門性を発揮する機会も失われかねません。

人事課とも協議して、ケースワーカーの専門性を発揮させるため、人事異動の在り方も含め、育成と成長の保障について見直すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○酒井保護担当課長 ケースワーカーの専門性等についてであります。道では、経験年数の少ないケースワーカーや、指導する立場の査察指導員を対象とする研修会を開催し、具体的な事例を使ったグループワークを取り入れるなど、ケースワーカーの資質向上を図っているほか、北海道職員人材マネジメントビジョンの下、キャリア全体を通じて、特定分野を基軸とした人事異動や、多様な経験や知識を有する社会人経験者採用を充実するなど、中長期的な視点で専門性の高い職員の育成と採用に努めているところでございます。

○丸山はるみ委員 北海道も工夫をしているということなのですが、研修について、国、道及びそれ以外が主催する研修について、昨年度の決算額及び今年度の決算見込額、参加人数についてお示しください。

○酒井保護担当課長 研修への参加状況についてであります。令和6年度に道の職員が参加した研修は、国が主催する研修会に3名、道が主催する研修会に50名が参加したところであり、その決算額は198万円となっているところでございます。

また、今年度は、国が主催する研修会に2名、道が主催する研修会に49名が参加する予定であり、その執行額は157万円を見込んでおります。

○丸山はるみ委員 国及び道が主催する研修以外の研修は、参加の義務がありません。しかし、全国的には、ケースワーカーや専門家が多数集まる研修や、職能団体やケースワーカーの自主的な研修会が企画されています。

こうした研修会に参加したいと思った場合、派遣は一切行えないのか、伺います。

○酒井保護担当課長 研修会への参加についてであります。道では、国が主催する研修のほか、多くの新任ケースワーカーの研修機会を確保するため、道独自の研修を実施しており、それらへの参加経費について予算措置をしております。

なお、ケースワーカーが個人的に参加している研修等につきましては、その状況については把握はしてございません。

○丸山はるみ委員 職員から国及び道主催以外の研修会に参加したいと申出があった場合は、どのように対応しているのでしょうか。

○酒井保護担当課長 研修についてであります。ケースワーカー個人が自主的に参加している研修等については、その状況について把握はしておりませんが、道では、国が主催する研修への参加のほか、道独自の研修への参加経費について予算措置をしております。

なお、今後とも、職員が参加する研修につきましては、その有効性などについて不断に検討してまいります。

○丸山はるみ委員 全国のケースワーカーや専門家で構成する団体が主催する研修会に我が会派も過去に参加したときがありまして、道職員も参加していたことがあったのですね。偶然にお会いしたのですが、自費で参加していると聞きました。他自治体では公費派遣が多くされている中、冷たい対応だと言わざるを得ません。

外部団体等が主催する研修へも参加の保障を行うべきではないかなというふうに思うのですが、見解を伺っていいですか。

○酒井保護担当課長 研修についてであります。今後とも、職員が参加する研修につきましては、その有効性などについて不断に検討してまいります。

○丸山はるみ委員 ぜひ、前向きな検討をお願いします。

次に、厚生労働省は、「効果的な指導監査の実施について」を重点事項とし、都道府県、政令指定都市が実施する監査について、漫然と指摘を繰り返さないよう、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を求めています。

同一の指摘が継続している福祉事務所に対しては、課題の是正等に向け、具体的な助言指導が必要と考えますが、道は福祉事務所に対する監査において、どのような指導をしてきたのか、伺います。

○酒井保護担当課長 国の監査方針を踏まえた対応についてであります。国では、都道府県が実施する令和7年度における生活保護法施行事務監査において、管内実施機関に対する指導の徹底を監査の重点事項としております。

法定受託事業者である道といたしましては、こうした国の方針を踏まえ、監査実施前の事前検討や、組織運営ヒアリング、生活保護受給世帯のケース検討を行うとともに、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画書等の提出を求め、その内容が不十分であると認められる場合などには再提出や追加報告を求めるほか、同一の指摘が継続している福祉事務所に対し、未改善と認められた問題の早急な改善に向けて、実効性のある取組を行うよう指導を徹底しているところでございます。

○丸山はるみ委員 各福祉事務所における生活保護申請数に対する却下率について伺うとともに、全道平均の倍以上の却下率となっている福祉事務所について伺います。

○酒井保護担当課長 申請数に対する却下の状況についてであります。令和6年度の道及び市の福祉事務所における生活保護申請件数に対する却下件数の割合は、全道平均で約9%となっております。

なお、道の四つの福祉事務所、3市の福祉事務所におきましては、この平均値の2倍以上となっているところでございます。

○丸山はるみ委員 平均の2倍以上のところは7か所ということでした。平均値の増減だけで一概に問題というわけではありません。しかし、他の福祉事務所と比較して大きな違いが確認できれば、その要因も含めて確認することが道の監査では求められると思います。

とりわけ、生活保護申請に対する取扱いは、申請権の侵害を行政が行っていないか、高い却下

率となっている要因も含めて追及する必要があると考えますが、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○酒井保護担当課長 監査における確認についてであります。道の生活保護法施行事務監査においては、生活保護申請を却下した事例を抽出し、適正な保護の決定が行われ、経緯が詳細に記録されているかなどを確認するとともに、監査資料において確認が必要と認められる項目については、丁寧にヒアリングを行い、状況を確認しております。

また、面接相談時の対応におきまして、相談者に対しては、保護申請の意思を確認しているか、申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって、事前に関係書類の提出を求めることなく申請書を交付し、申請手続についての助言は適切にされているか等、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害すると疑われるような行為は厳に慎んでいるか、確認しているところでございます。

○丸山はるみ委員 生活保護行政の不適切さが明らかになった群馬県桐生市では、全国や群馬県で横ばいだったのに対し、この10年間で保護利用者が半減しておりました。第三者委員会が市民に求めた情報提供では、市職員による暴言、恫喝が4分の1を占めたと言われております。

組織的な不正と第三者委員会に指摘されていますが、桐生市だけが特殊なのではなく、どの自治体でも対応を誤れば起こり得る可能性があります。群馬県の監査結果からも異常さを示す予兆は確認されておりまして、第二の桐生市を道内から生まないためにも、道の監査は極めて重要になります。監査を行う体制の充実強化も課題となります。

生活保護は法定受託事務であり、制度の保証は国の責務です。監査体制を強化するため、国に対して必要な体制強化も含めて責任を果たさせるよう求める必要があると考えますが、部長の見解を伺います。

○稲村久男副委員長 保健福祉部次長山谷智彦君。

○山谷保健福祉部次長 生活保護に関し、監査体制の強化についてでございますが、道では、これまで、国に対し、国民の生存権を保障することは国の責務であることから、生活保護制度を適切に運用するため、地方自治体も負担している生活保護費や生活保護制度に関する人件費などは早急に全額国庫負担とすることや、都道府県等が指導監査体制の拡充に努められるよう必要な財源措置を講じることについて要望してきたところでございまして、引き続き、国に求めてまいります。

○丸山はるみ委員 私も、以前に市議をやっていた時代に、生活保護の申請について御相談を受けたことがありました。大工さんをやっていたのですけれども、体を壊して、お父さんがお仕事を続けられなくなって、お母さんも膝が痛いということで、生活に不安を抱えての申請でした。無事、申請が通りまして、受給できますよと言いましたら、事務所を訪れてくださったときにはすごく晴れやかな顔をされておりました。ぜいたくができるような生活保護の金額ではありませんけれども、やっぱり、道民の皆さんの生活を支える大切な制度なのだなということをそのときに実感したところです。適切な制度の運用になるよう、皆さんの御尽力をお願いして、質問を

終わります。

ありがとうございました。

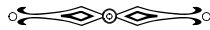
○稲村久男副委員長 丸山委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、保健福祉部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩



午後3時43分開議

○稲村久男副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 環境生活部所管審査

○稲村久男副委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

檜垣尚子君。

○檜垣尚子委員 よろしくお願いいたします。

野生鳥獣対策について伺います。

ヒグマをはじめ、エゾシカやアライグマといった野生鳥獣による被害が増加傾向にあり、農業被害のみならず、道民生活に様々な影響を与えており、早急な対策が課題となっています。令和6年度の主な取組と今後の対応について、以下、それぞれ伺います。

初めに、ヒグマ対策について伺います。

令和6年度当初予算のヒグマ対策推進費ではどのような事業が行われたのか、事業概要とその成果について伺います。

また、令和6年度のヒグマの捕獲実績についても併せて伺います。

○稲村久男副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 令和6年度当初予算の事業概要などについてであります。令和6年度の事業実施計画では、被害防止対策の推進、調査研究とモニタリング、総捕獲数管理、体制構築に向けた取組といった柱立てにより各種事業に取り組んでおり、被害防止対策の推進では、多言語の啓発用リーフレットを作成し、レンタカー会社の協力の下、道内外の旅行者等に配布を行いましたほか、子どもから大人まで対象としたヒグマに対する正しい知識を楽しく学べるイベントの開催など、新たな取組を通じた普及啓発や注意喚起を実施するとともに、市町村等と連携し、春期管理捕獲や有害捕獲、農業被害防止などに取り組んだところでございます。

また、調査研究とモニタリングに関しましては、上ノ国町や松前町でのヘアトラップ調査や、AIによる個体識別技術などの検証事業を実施しており、総捕獲数管理としましては、ヒグマ管理計画を改定し、ゾーニング管理の促進などに取り組んでいくこととしたところでございます。

【第1分科会 11月10日 第3号】

さらに、体制構築に向けた取組といたしましては、ヒグマ捕獲経験の少ない捕獲従事者を対象とした講習会や、市町村や振興局職員向けの研修の開催を通じた人材育成などに取り組んだところでございます。

なお、過去3年間のヒグマの許可捕獲と狩猟を合わせた総捕獲数につきましては、令和4年度は940頭、5年度は1804頭となっており、また、令和6年度と7年度につきましては、狩猟分は集計中のため、許可捕獲数のみであります。6年度は速報値で826頭、7年度は9月末現在で617頭となっております。

○**檜垣尚子委員** ヒグマの人里への出没増加を受けて令和6年第3回定例会には補正予算が措置されましたが、どのような事業が行われたのか、事業概要とその成果について伺います。

○**市川ヒグマ対策室長** 令和6年度補正予算の事業概要などについてであります。人里への出没増加に対応するため、ヒグマの防除対策等を実施することといたしまして、市町村のゾーニング管理推進モデル事業や、生息実態把握の強化、捕獲事業者の育成確保を実施したところでございます。

ゾーニング管理推進モデル事業では、都市部、農耕地、自然公園の3地域を対象に、名寄市、滝上町、七飯町においてモデル的に計画を策定し、この成果を基にガイドラインを作成したところでございます。

また、生息実態把握の強化では、これまで調査を実施できておりませんでした札幌市、幌加内町におきまして、ヘアトラップ調査を実施したところでございます。

さらに、捕獲従事者の育成確保では、ヒグマ捕獲経験の浅い捕獲従事者を対象といたしまして、座学研修のほか、春期管理捕獲に参加いただき、実践的な研修を行い、11市町村から15名に参加いただいたところでございます。

○**檜垣尚子委員** 道は、令和6年12月に改定したヒグマ管理計画に基づき、ゾーニング管理を推進していますが、道内の市町村における取組の状況について伺います。

○**市川ヒグマ対策室長** ゾーニング管理についてであります。道では、市町村がゾーニング管理を推進するに当たり、参考となるガイドラインを作成いたしまして、説明会を開催するとともに、各振興局による市町村への策定に必要な情報の提供や助言、さらには、計画策定経費への財政的な支援を行いながら、策定や計画に基づく捕獲、防除対策を進めているところでございます。

現在まで、22市町村がゾーニング管理計画を策定し、計画に基づくヒグマの捕獲や防除に取り組んでおります一方、未策定の市町村からは、様々な条件を踏まえた効果的な緩衝地帯の設定が難しいなどの御意見もいただいていることから、各振興局を通じまして、地域の実情に応じた緩衝地帯の設定への助言などを行っているところでございます。

○**檜垣尚子委員** 令和6年度の取組の成果や課題を踏まえ、今年度はどのような取組を進めているのか、伺います。

○**市川ヒグマ対策室長** 今年度の取組についてであります。道では、昨年12月にヒグマ管理計

画を改定いたしましたして、計画に基づく、捕獲目標の設定による個体数管理や、市町村のゾーニング管理の推進、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。

このため、新たに、ゾーニング管理の導入促進に向けたガイドラインの策定や、国の交付金も活用いたしました計画作成や計画に基づく捕獲、下草の刈り払いなどの経費への支援、ヘアトラップ調査を通じました生息実態の把握、市街地での出沒への迅速な対応のための市町村や道警察、関係団体などと連携した緊急銃猟に備えた訓練に取り組むほか、様々な機会や手段を活用した人身事故防止の注意喚起など、各般の対策に取り組んでいるところでございます。

○檜垣尚子委員 次に、春期管理捕獲の実施結果についてですが、令和5年から実施が始まった春期管理捕獲については、今年で3年目を迎えました。

今年の実施結果と現時点で見えてきた課題について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 春期管理捕獲の実施結果などについてであります。本年の2月から5月にかけて実施いたしました春期管理捕獲では、捕獲数は、昨年の14頭から8頭増加し、22頭であり、参加したのは、47市町村、3団体と、令和5年の18市町村、2団体と比較いたしますと増加しておりますが、前年とはほぼ同じ水準となっております。

また、実施延べ日数は374日、延べ人数は1741人と、昨年の423日、1808人から減少しておりますが、経験の浅い従事者の参加人数は904人と、昨年の900人と同程度でありました。

10月に行いました各市町村への春期管理捕獲に関するアンケート調査では、参加できなかった理由については、従事者が確保できなかったことや事業予算を確保できなかったことが挙げられており、市町村や捕獲従事者の方々に対して、この春期管理捕獲の趣旨についてより一層の周知を図りながら、参加者の拡大につなげていくことが必要と認識しております。

○檜垣尚子委員 今年度は、昨年度よりも、ヒグマによる人身被害や、市街地も含めたヒグマの出沒が増えていきます。9月からはいわゆる緊急銃猟が可能となり、先月、道内では初めて札幌市が実施しました。

緊急銃猟の実施に向けた道の取組と、マニュアルの整備等、市町村における準備はどの程度進んでいるのか、課題も含めて伺います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟への対応についてであります。道では、緊急銃猟の円滑な実施に向けて、これまで、国や市町村、道警察、捕獲従事者と連携し、5地域で訓練を実施し、訓練の実施内容や結果、課題等は道内全市町村へ周知しましたほか、札幌市も含め、道内外で実施した緊急銃猟の事例につきましても市町村に情報提供しており、これまで30市町村が緊急銃猟を想定した訓練を実施し、現在、120市町村が訓練に向けた検討を行っているところでございます。

また、さきの定例会では、緊急銃猟に伴う備品や保険など市町村の財政負担軽減のための補正予算を新たに措置し、現在、41市町村でこの補正予算を活用いただき、ヘルメットや盾、熊対策スプレーなどの備品購入や捕獲従事者の保険加入など、実施に備えた準備が行われているところ

でございます。

さらに、現在、16市町村におきまして、緊急銃猟時の具体的な対応フロー等を取りまとめたマニュアルを作成している一方、未作成の市町村からはマニュアルのひな形を示してほしいとの意見もいただきましたことから、先月作成し、市町村へ提供したところであり、引き続き、訓練の実施や道の補正予算を活用した備品購入、マニュアルの策定促進を図りながら、緊急銃猟に備えた体制づくりに努めてまいります。

○檜垣尚子委員 私の地元・札幌市中央区でもヒグマの出没情報が相次ぎ、現在、ヒグマ注意報が発出されています。

個体数管理やゾーニング管理の推進、円滑な緊急銃猟の実施に向けた体制整備が必要と考えますが、道としては今後どのようにヒグマ対策を進めていくのか、伺います。

○稲村久男副委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。ヒグマの市街地への頻繁な出没や人身事故の発生など、人とヒグマのあつれきがかつてないほど高まっており、ヒグマ対策の充実喫緊の課題でございます。道では、市町村や捕獲従事者の方々などと連携をし、ヒグマ管理計画に基づいた個体数管理やゾーニング管理の促進、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などのほか、福島町での事案等を踏まえた注意報等の見直しや、羅臼岳の人身事故を踏まえ、国や地元関係機関等と再発防止策などの検討を進めているところでございます。

また、先月には、ヒグマ対策の充実強化に向けまして、関係機関とのより一層の連携を図ることなどを目的に、北海道ヒグマ対策推進会議を新たに設置するとともに、今年7日には、国のクマ被害対策施策パッケージの見直しに向けまして、財政支援の拡充や捕獲従事者の人材確保育成などに関して、市長会や町村会と合同で、国に対し必要な要望を行ったところでございます。

道といたしましては、ヒグマ対策推進会議の場などを通じまして、関係者間の情報共有や連携強化をより緊密にしながら、国の対策も踏まえ、関係機関が一体となった取組を進め、人命を最優先に、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 今年に入ってから、北海道はヒグマが絡んだ悲しい事故がたくさんありました。全国的に見て、かつてないほどの件数です。

少し前になりますが、私の住んでいるマンションの地下駐車場に熊が入ってきて大騒ぎになったこともあります。私の自宅がある場所は、札幌の中心部からは少しずれていますが、それなりの住宅地です。また、当時は、住民も熊に対しては全く知識も危機感も持っていませんでしたので、鉢合わせなくてよかったねと話していたのを覚えています。

一方、最近では、我が家の周辺では、昨日も円山公園でヒグマが出没するなどしています。夜に、徒歩ではないのですが、車で帰るときですら、とても怖いです。

そして、一昨日も小樽で熊が目撃されて、小学校玄関付近で熊の足跡が見つかったとの電話が

知人から来ました。どうにかして早く何とかしてほしいと言われたのですが、もちろん私だけでは何もできませんので、警察や市のほうにお電話して相談してくださいと言うのが精いっぱいでした。春期管理捕獲も、もちろん考えなければならないことですが、いろいろな場面で早急な対策強化を求めています。

それでは、次に、エゾシカ対策について伺います。

道では、エゾシカ対策について、令和6年1月から3年間の緊急対策期間を設定し、捕獲と有効活用を両輪として取り組んできています。道によるエゾシカの捕獲に関連する事業について、令和6年度は、指定管理鳥獣捕獲等事業、捕獲困難地対策事業と越冬期集中捕獲事業の三つの捕獲事業のほか、ジビエ利用拡大推進事業が予算計上されていましたが、各事業の概要と実績について伺います。

○稲村久男副委員長 エゾシカ担当課長嶋本祐幸君。

○嶋本エゾシカ担当課長 令和6年度の道の捕獲事業などについてであります。まず、指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護区や自然公園など、エゾシカの狩猟が規制されている地域における捕獲を目的として実施しており、令和6年度は、宗谷、十勝地域など13か所で実施し、前年度の790頭から208頭減の582頭を捕獲したところです。

また、捕獲困難地対策事業は、森林施業や平たんな地形が原因で銃を用いた捕獲が困難となっている地域におけるわなでの捕獲を目的とし、令和6年度は、石狩、胆振など4か所で実施し、前年度の138頭から240頭増の378頭を捕獲したところです。

さらに、越冬期集中捕獲事業は、越冬期に集団化したエゾシカを集中的に捕獲することを目的とし、初年度となる令和6年度は、根室、上川地域など4か所で実施し、100頭を捕獲したところです。

このほか、ジビエ利用拡大推進事業は、狩猟の促進と捕獲個体の有効活用を目的として、10月から1月までの狩猟期間中、狩猟で捕獲した個体を道が認証する処理施設に搬入した場合、狩猟者に対し、1頭当たり雄8000円、雌1万円を搬入経費として支援する事業であり、令和6年度は、本事業により、狩猟者172人が前年度の4270頭から222頭減の合計4048頭を捕獲し、認証施設へ搬入があったところです。

○檜垣尚子委員 次に、エゾシカの有効活用について、同じく令和6年度は、有効活用推進事業及び肉品質向上・流通拡大推進事業の二つの事業が予算計上されていましたが、それらの取組状況とその成果について伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 有効活用事業についてであります。有効活用推進事業では、エゾシカ肉の栄養やおいしさなどの魅力を広く認識していただき、消費を拡大するため、シェフを対象とした料理セミナーを大消費地である東京と大阪で開催し、両会場合わせて59名に参加いただいたほか、栄養士や給食事業者の方々を対象とした給食セミナーを新たに札幌で開催し、全道各地からのリモート参加者を含め、51名の方々に参加いただいたところであり、参加者には、今回のセミナーを契機としてエゾシカ肉の食材としての魅力を感じていただき、レストランや学校給食

のメニューとして取り入れた事業者もあるところです。

また、肉品質向上・流通拡大推進事業では、道認証エゾシカ肉のさらなる高品質化と流通拡大を目的に、科学的根拠に基づく食味や硬さなどの肉質調査を行い、良質な肉とするための放血方法や熟成時間などを検証したほか、エゾシカ肉を活用した新商品の開発促進のため、エゾシカ料理やマーケティング、デザインの各専門家から助言をいただき相談会を新たに開催し、12の事業者や学校から参加いただき、参加者の中には、エゾシカ料理の商品を開発し、販売につなげた事業者もあるところです。

○檜垣尚子委員 令和6年度の取組状況と実績について伺いましたが、今年度の捕獲と有効活用の取組について伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 今年度の取組についてであります。捕獲事業については、指定管理鳥獣捕獲等事業と捕獲困難地対策事業を後志、宗谷地域など16か所で実施することとしており、誘引する餌の配置や種類、降雪やヒグマの影響を考慮したわなの配置など、これまでの事業で得られた知見や有識者からの意見を踏まえた効果的、効率的な捕獲手法を採用することで、さらなる捕獲数の上積みを図ることとしているほか、越冬期集中捕獲事業を根室、上川地域など4か所で実施することとしており、捕獲効率の向上や捕獲数の増加に向け、昨年度より捕獲期間を長くするとともに、囲いわなを用いる3地域ではわなを増設し、これらの取組を通じて得られる効果的、効果的な捕獲技術や知見を道内各地へ展開することとしています。

また、有効活用については、高度な衛生管理の下で製品化する食肉処理施設の認証制度を通じた安心、安全なジビエとしてのブランド化の推進や、利用拡大に向けた啓発イベントの実施、さらには、昨年度も道外で開催して好評を得ている、シェフを対象とした料理セミナーを、今年度は新たに道内でも開催するほか、捕獲個体を野外で一次処理する際の衛生面の安全確保の調査や、認証肉のさらなる高品質化に向けた管理手法について検証を行っているところです。

○檜垣尚子委員 令和6年度と今年度の取組状況などについて伺いましたが、緊急対策期間も残るところあと1年となりました。依然として捕獲目標には届いていない状況にありますが、今後どのような対策を進めていくのか、伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。近年、エゾシカの生息数増加や生息域の拡大によりまして、農林業被害の増加や交通事故が多発していることから、道では、令和6年1月から令和8年12月までを緊急対策期間として設定し、捕獲の強化とさらなる有効活用に取り組んでいるところでございます。

こうした中、令和5年度の捕獲数は15万7000頭と過去最高となったものの、目標の18万5000頭には達していない状況にあることから、国有林内での入林規制緩和や交付金の確保について国に要望を行うとともに、国の交付金を最大限活用し、市町村による有害捕獲の一層の促進や、狩猟者への支援に加え、道事業による越冬地での集中捕獲事業を拡充するなど、捕獲目標の達成に向けて捕獲数の上積みを図っているところでございます。

また、有効活用につきましては、エゾシカ肉の認知度向上をはじめ、認証施設への支援や施設

数の増加、認証肉の販路拡大など、さらなる利用拡大に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関との連携を緊密にし、あつれきの低減に向けて捕獲対策を充実していくとともに、有効活用の推進を図りながら、捕獲と有効活用を両輪とし、エゾシカ対策を一層強化してまいります。

○**檜垣尚子委員** エゾシカも、物すごい勢いで増えているとのことでした。ジビエなど鹿肉の活用や、私の知人も、鹿革でバッグや小物などの商品を作ったりと消費に取り組んでいるようです。頭数増加の勢いと捕獲や活用の頭数のバランスがまだ取れていないように感じます。鹿とぶつかってJRが止まったり、車とぶつかったりと、被害は毎日のように起きています。経費や捕獲従事者の不足の問題もあると思いますが、もう一押し捕獲対策をお願いいたします。

次に、アライグマ対策について伺います。

道では、アライグマの本道からの根絶に向けて、アライグマ捕獲プログラム広域展開実証モデル事業を実施しておりますが、令和6年度の本事業の概要と取組の成果はどのようになっているのか、伺います。

○**稲村久男副委員長** 野生動物対策課長小島圭介君。

○**小島野生動物対策課長** 広域展開実証モデル事業についてであります。道では、地域での効果的、効率的な捕獲対策を支援するために策定いたしましたアライグマ捕獲プログラムを活用し、令和5年度から、広域展開実証モデル事業としまして、空知、日高、十勝の3振興局におきまして、隣接する市町村による地域協議会を設置して地域ごとの推定生息数や捕獲目標数を設定し、それに基づき、専門家の派遣によります捕獲技術の現地指導などを実施してきたところでございます。

令和6年度は、各地域協議会におきまして、道総研等からの助言により、アライグマ定着地域や捕獲空白地域に見える化するマップの作成や、地域の状況に応じた効果的な設置技術の検証を行うなど、関係機関が連携した捕獲体制の構築に取り組んできたところでございます。

また、空知と十勝地域におきまして、市町村境界や河川敷地など捕獲空白地域での道による試験捕獲を実施し、効果検証を行ったところであり、こうした取組を通じまして捕獲効率の向上が図られましたほか、これまで捕獲が進んでいなかった地域での捕獲数の増加につながったものと考えております。

以上です。

○**檜垣尚子委員** アライグマの根絶を実現するためには、捕獲による駆除を推進していくことが必要であり、道においては、繁殖期に当たる3月から6月の捕獲が効率的であるとして、市町村に春期捕獲を働きかけていますが、直近の実績について伺います。

○**小島野生動物対策課長** 春期捕獲についてであります。道では、アライグマの個体数削減に向け、平成27年から、出産や子育ての時期であり、捕獲効果の高い3月から6月までの4か月間を春期捕獲推進期間として設定し、市町村に集中的な取組を呼びかけながら積極的な捕獲を促進しているところでございます。

【第1分科会 11月10日 第3号】

この期間中の捕獲数につきましては、平成27年の2904頭以降、年々増加傾向にあり、令和7年の速報値では1万4815頭が捕獲され、過去最多となったところでございます。

○**檜垣尚子委員** アライグマ捕獲の取組が各地で進みつつあるものの、農業被害は年々深刻化していく実態にあります。

根絶に向けては、より実効性のある対策を講じていく必要があると考えますが、道として今後どのように取組を進めていくのか、伺います。

○**稲村久男副委員長** 自然環境局長新井田順也君。

○**新井田自然環境局長** 今後の取組についてであります。道では、アライグマの本道からの根絶を目指して、市町村と連携し、春期の集中捕獲のほか、新たな捕獲技術の検証や試験捕獲などに取り組んできておりますが、繁殖力が強いアライグマの生息域は拡大し、農業被害額も増加するなど、より効果的な取組が必要と認識をしております。

このため、道では、より多くの市町村に、アライグマ捕獲プログラムを活用し、現状把握や捕獲目標の設定、捕獲体制の構築を進めていただくよう、様々な機会を通じてプログラムの理解促進を図りますとともに、各地域で一層の事業展開を進めるため、今年度、市町村におけるアライグマ対策の実態調査を実施し、捕獲体制や捕獲経費のほか、プログラムの活用状況や対策に係る課題などについても把握することとしております。

また、道総研等の助言を得ながら、アライグマの生態や習性に応じ、越冬のための廃家屋等のねぐら周辺などでの道による捕獲実証を新たに実施することとしており、その効果を検証しながら、春期捕獲と合わせ、通年での捕獲を促進することで、地域におけるアライグマの捕獲対策の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○**檜垣尚子委員** アライグマは、外来種ということで、そもそも本道にはいけない動物だと思っています。お答えもいただきましたが、根絶が究極の目標ですが、現実的にはとても難しいと思われまいます。生態バランスがどこまで崩れているのか分かりませんが、まずは、頭数をコントロールできるまで、簡単なことではないですが、減らしていく対策をしっかりといただければと思います。

本道においては、人身被害が発生しているヒグマをはじめ、エゾシカやアライグマなど、野生鳥獣と人とのあつれきがかつてないほど高まっており、その対策は待ったなしの状況にあります。

その対策を担うハンターの育成を含め、野生鳥獣対策にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○**谷内環境生活部長** 今後の取組についてであります。道内では、ヒグマの出没が相次いでいるほか、エゾシカやアライグマなどによる農業被害も増加しているなど、人と野生鳥獣とのあつれきがかつてないほど高まっており、対策の強化が喫緊の課題だと認識をしております。

このため、道では、ヒグマ管理計画に基づく、人とヒグマとのあつれき低減に向けた個体数管理や、3年間の緊急対策期間での集中的なエゾシカ捕獲事業の実施、捕獲プログラムを活用した

アライグマの捕獲対策など、市町村や関係機関と連携した取組を進めてきているところがございます。さらに、ヒグマ対策の充実に向けましては、先月、ヒグマ対策推進会議を設置し、関係機関が一層の連携を図りながら対策を進めていくこととしており、国の関係閣僚会議におきましても、現在、クマ被害対策施策パッケージの見直しが進められるなど、実効性の高い対策を着実かつ段階的に実施していくこととされ、道からも、国に対し、先週7日に要望を行ったところがございます。

また、捕獲従事者の確保育成に向けまして、これまでも、狩猟免許試験の回数や定員の増加など、免許取得の促進や、初心者を対象とした射撃場での技能実習、ヒグマの捕獲技術習得のための春期管理捕獲を活用した実践研修などに取り組んでおります。

道といたしましては、今般の国におけるクマ被害対策施策パッケージの見直しを踏まえたヒグマ対策の推進など、引き続き、関係機関が一体となった取組を進めながら、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、野生鳥獣対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 ヒグマ、エゾシカ、アライグマそれぞれで捕獲従事者が必要で、その人材を育てるのは時間がかかることとは思いますが、現場の声、国への要望なども含め、時間がありませんが、道民一人一人にも危機意識を持ってもらえるような啓発も必要ですし、昨日も報道されていましたが、コロナ禍ならぬ熊禍となってしまうっており、まるでコロナ禍のときのように、人がまちなかに出歩かなくなっている地域もあるということでした。引き続きの各対策をお願いいたします。

ここまで野生鳥獣対策について伺ってまいりましたが、特にヒグマ対策は緊急事態とも言える状況にあります。改めて知事にお聞きしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、女性活躍についてです。

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、道では、第3次北海道男女平等参画基本計画や北の女性活躍サポート事業など、女性の社会参画を促進するための施策を展開しています。しかし、依然として、管理職に占める女性の割合が低いことや、地域間での格差が見られること、育児、介護との両立支援が十分でないことなど、課題が残されています。また、道外への流出数が、特に若い世代の女性で増加傾向にあると指摘されています。

こうした中、令和6年度には、道が重点施策として、北の女性活躍サポート事業により様々な取組を行っています。以下、女性活躍に関する道の取組について伺います。

初めに、いわゆるジェンダー・ギャップ指数は、政治、行政、教育、経済の4分野について、男女平等度合いを可視化し、女性活躍の状況を測るものですが、本道は、政治を除く3分野で全国で最も低い結果となっていることについて、道としてはどのように受け止めているのか、伺います。

○稲村久男副委員長 女性支援室長千葉拓子君。

○千葉女性支援室長 都道府県版ジェンダー・ギャップ指数についてでございますが、「地域からジェンダー平等研究会」が毎年3月に公表しております当該指数は、数値が低いほど男女間格差が大きいことを示すものでございます。

本道では、道及び市町村、小・中・高等学校の管理職、農協や漁協の役員等に占める女性の割合が他都府県に比べて低く、また、男女の大学進学率や就業率の差が他都府県より大きいことなどが影響し、行政、教育、経済の各分野におけるジェンダー・ギャップ指数が全国で最も低くなっております。

道といたしましては、道内市町村をはじめといたしまして、民間事業者や産業団体のそれぞれが現状を認識し、女性の活躍推進が企業などの生産性向上やイノベーション力の引上げにつながることなどを共有しながら、誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境の実現に向けまして取組を進めていくことが重要と考えてございます。

○檜垣尚子委員 誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境の実現ということには、とても大賛成です。いろいろな場で女性の割合が低いという現状は、数字としては理解します。北海道の地域特性というのも関係しているのではと考えます。ただ、数字だけを追うのではなく、環境の整備という面は取組が必要と思います。適材適所で男女平等に活躍できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

道では、女性の活躍推進に向け、令和6年度の重点政策として、北の女性活躍サポート事業を行っていますが、どのようなところに着眼し、どのような取組を行ったのか、伺います。

○千葉女性支援室長 令和6年度の事業についてでございますが、道では、これまで、主に職場での女性活躍を視点を、官民のトップで構成いたします北の輝く女性応援会議におきまして、アンコンシャス・バイアスの解消をテーマとする講演やその解消に向けた意見交換会を行いますとともに、道民の皆様を対象といたしましたセミナー開催などを通じまして、女性が働き続け、活躍していくための環境、職場づくりに向けて、理解の促進に努めてきたところでございます。

その一方で、いまだ家庭生活の中におきましては家事等の多くを女性が担う現状がありまして、男女が共に活躍していくためには、日常における家事の負担を分かち合うなど、お互いを理解し合い、サポートし合う社会づくりを進めていくことが不可欠でありますことから、令和6年度には、新たに、家事に取り組むきっかけを得たい男性を対象といたしました「男性の家事参画を促進するセミナー」を開催いたしますとともに、「今日からとも家事」と題しまして、家事分担事例を紹介いたしますロールモデル集や啓発動画を作成いたしまして、広く道民の皆様に発信したところでございます。

セミナーに御参加いただきました皆様からは、実体験や豊富な情報から共に育児をするアイデアと心構えを知ることができた、お互いを大事にするという考え方が伝わったなどの御意見をいただいているところでございます。

○檜垣尚子委員 男性の家事参画を促進するセミナーも、とてもよい取組と思います。男性にも、家事の大切さ、大変さを理解してもらおうということは必要です。また、ぜひ続けて開催して

いただきたいと思います。こうなってくると、反対に、女性も男性の大変な部分を理解するということも必要なのではと考えました。

次の質問に行きます。

令和5年第4回定例会において、我が会派同僚議員からの女性活躍に関する理解促進を求める質問に対し、知事からは、セミナーや交流会を道内各地に展開する旨の答弁がありました。具体的にどのように展開したのか、その成果や課題を含めて伺います。

○稲村久男副委員長 暮らし安全局長高木順一君。

○高木暮らし安全局長 セミナーなどの地域展開についてでございますが、令和6年度は、それまで札幌市内のみで開催してきました女性活躍推進セミナーを旭川市で開催し、地域に根差した具体的事例の講演などを通じ、企業の意識改革や実践方法を考える機会を提供したところでございます。

また、釧路市においては、災害対応や防災への意識を高めることを目的に「女性のための災害対応ワークショップ」を、函館市におきましては、柔軟な社会参画や新たな活躍の場としての起業を促す「まなび・体験・つながりHIROBA」を開催したところでございます。

これら各地域で実施しました事業に御参加いただいた皆様からは、熱い思いが伝わり感動した、意識の高い方と出会えてよかった、もっと多くの方に伝えたい内容だったなど、前向きな評価を多くいただいた一方で、地域によっては、セミナー等への参加者が定員に満たない状況があったことなどから、より多くの皆様にこうした取組への興味を持っていただき、参加者の拡大につなげていくため、引き続き、事業内容の充実と周知方法の工夫に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 たくさんのいろいろなセミナーなど、ありがとうございます。引き続き、こちらのほうも続けていただければと思っております。

令和6年度の取組をいろいろと伺ってきましたが、その結果を踏まえて、今年度はどのような取組を行っているのか、伺います。

○千葉女性支援室長 今年度の取組内容についてでございますが、道では、令和6年度の取組結果のほか、今年6月に公布されました、賃金の男女格差に係る情報の公表や、女性の健康上の特性への配慮等を定めました改正女性活躍推進法の趣旨を踏まえまして、今年度は、女性の就業率向上などに向けた各種セミナーをより多くの地域で開催いたしますとともに、情報発信等の取組を充実させながら女性活躍のさらなる推進を図っているところでございます。

具体的には、企業の方々を対象に、働く女性の健康への理解と企業の支援体制の充実等につなげるためのウェルビーイング・リレー講座を札幌市内において開催しておりますほか、富良野市におきましては、トークセッション等を通じまして、起業を目指す女性への実践的な知見の提供や意欲喚起の機会を創出いたします、女性の起業チャレンジ事業を実施したところでございます。

また、リケジョのキャリアスタートアップ事業といたしまして、北広島市内の高校におきまして、理工系分野に関心のある中高生を対象といたしました、キャリア意識を高めるセミナーを行

【第1分科会 11月10日 第3号】

いましたほか、帯広市におきましては、女性の政治参画に向けた機運醸成を目的といたしまして、町議会の女性議員によるパネルディスカッションなど、政治分野への参画拡大に向けたセミナーを開催したところでございます。

○檜垣尚子委員 政治分野への参画拡大に向けたセミナーは、私もオンラインで参加させていただきました。とても興味深い内容で、2021年6月に改正された政治分野における男女共同参画推進法で、国、地方自治体、議会が男女共同参画の推進に取り組むことが明記されたこともあったからなのか、自治体自体で女性議員の誕生に取り組んでいたり、環境を整えたりする自治体もあるようでした。こちらも、あらゆる面で環境整備、理解促進は必要なのではと感じました。

こうした様々な取組の成果を広げていくためには、より多くの方に参画をいただけるよう積極的な発信が必要と考えます。女性活躍推進に向けて、道としては今後どのように取り組むのか、伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。人口減少や少子・高齢化が進行している中、持続可能な北海道づくりを進めていくためには、女性の方々の多様な視点と能力を生かしていくことが重要でありまして、その実現に向け、より多くの道民の皆様へ取組の輪を広げていくことが必要と考えております。

このため、道では、今年3月に開催いたしました「北の輝く女性応援会議」において、その活動の方向性を「女性の応援」から「女性の活躍推進」へと発展的に改組し、参加者の拡大や共通目標の設定などの取組を進めていくこととしているところでございます。

また、道が実施してきております、女性への健康理解や起業、理工系女子、政治参画などに係るセミナーにつきましては、現地での直接参加のほか、より多くの方に御視聴いただけるようアーカイブ配信も行うなど、女性活躍の推進につながる取組の積極的な発信に努めております。

道といたしましては、今後とも、企業や団体の皆様と連携し、働く女性の現場の課題や意見を把握しながら、官民一体となった取組の強化を検討するとともに、セミナー等の事業内容やその情報発信を充実させ、女性活躍への道民の皆様の理解を一層促進していくなど、誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現に向けまして取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境づくりという道の取組は、少しずつ進んでいると思っています。理解が促進され、たくさんの女性が活躍し、そして、男女ともに輝ける社会になることを祈っております。

次に、交通安全の推進に向けた取組についてです。

今月13日より、冬の交通安全運動が始まります。期間中は、北海道をはじめ、関係機関・団体が連携し、各種の取組など、道民の皆様などに対し周知や啓発をされると思います。また、本年12月には、北海道飲酒運転根絶条例の施行から10年を迎えるところであることから、こちらについても、飲酒運転根絶に向けた各種取組を進めていると思います。そこで、交通安全の推進に向けた取組について、以下、伺います。

初めに、交通事故防止に向けた昨年度事業の決算額、及び、主な施策や取組の実施状況について

て伺います。

○**稲村久男副委員長** 交通安全担当課長二瓶友和君。

○**二瓶交通安全担当課長** 令和6年度の取組についてであります。道では、道警察など関係機関、市町村、民間事業者と連携しながら、子どもや高齢者の方々をはじめとした道民の皆様の交通事故防止や飲酒運転根絶に向けた啓発活動など各種の取組を展開しましたほか、北海道交通安全推進委員会や北海道交通安全指導員連絡協議会への補助金交付を通じまして、通学路における児童生徒の保護、誘導や、学校での交通安全教室の開催、飲酒運転根絶見廻り隊による飲食店訪問、飲酒運転根絶宣言飲食店等の登録制度などの取組を実施したところであります。

また、飲酒運転の危険性や重大性を分かりやすく解説した教育用リーフレットを作成し、小・中・高校生に配付したほか、高齢者向けに交通事故防止を呼びかけるリーフレットの作成、配付、さらには、夜間の歩行中の交通事故防止に向けた夜光反射材の配付などの取組を行ってございまして、こうした交通安全対策に関連する事業の令和6年度決算額は7918万8446円となっております。

以上です。

○**檜垣尚子委員** 今年の道内における交通事故死者数が10月20日に100人に達し、昨年と比較して約2か月早くなっていますが、道内の交通事故発生件数及び死者数、並びに、飲酒を伴う事故の発生件数及び死者数と、事故発生状況に対する道の受け止めについて伺います。

○**二瓶交通安全担当課長** 交通事故発生件数等についてであります。本道の令和6年における人身事故件数は8743件、死者数は、昭和22年の統計開始以来、最少の104人となったものの、本年は、10月末現在、昨年同時期と比べ、発生件数は351件減少の6792件、死者数は18人増加の103人となっております。凍結した路面でのスリップ事故やバイク事故での死者数が増加しているところであります。

また、飲酒を伴う事故の件数は64件、死者数は4人となっております。昨年同時期と比べ、事故は7件減少し、死者数は1人減少しているところであります。

道としましては、交通事故死者数が前年比で増加している中、これから冬季を迎える本道におきましては、凍結した路面でのスリップを起因とする事故や、日没がますます早まることによる、歩行者が被害に遭う事故が懸念されますことから、ドライバー、歩行者双方に対するより一層の注意喚起を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○**檜垣尚子委員** 次に、飲酒運転根絶に向けた取組についてですが、飲酒運転根絶条例施行から10年の節目となる今年度の事業の実施状況について伺います。

○**二瓶交通安全担当課長** 今年度の取組についてであります。道では、本年が北海道飲酒運転根絶条例施行から10年目を迎えることから、飲酒運転根絶に向けまして、道警察など関係機関や市町村、民間事業者と連携をいたしまして、これまでの街頭啓発や決起大会等での周知に加え、新たな啓発活動など、取組の充実強化を図ってきているところであります。

【第1分科会 11月10日 第3号】

7月13日の「飲酒運転根絶の日」には、エスコンフィールドにおいて、知事のメッセージ動画の上映や街頭啓発を実施しましたほか、コンビニエンスストアなど民間事業者と連携した啓発活動にも取り組んできたところであります。

また、大学や民間事業者と協働し、講話や、運転シミュレーターによる飲酒運転の疑似体験、飲酒運転事例のグループ討議など、学生自らが飲酒運転の危険性と根絶の必要性について考えるワークショップについて新たに開催してきているところであります。

さらに、今月20日には、札幌市内で飲酒運転根絶シンポジウムを開催し、参加者の皆様に飲酒運転根絶に向けた具体的な行動の実践を呼びかけますとともに、飲酒事故が増える12月を飲酒運転根絶対策期間といたしまして、飲食店営業者、酒類販売業者などとも連携した啓発活動を集中的に行うなど、こうした各種の取組を通じまして飲酒運転根絶に向けた機運を一層高めていく考えであります。

○檜垣尚子委員 この週末も朝起きたら真っ白の雪景色で驚きましたが、スリップ事故も起きていたのではないのでしょうか。車だけではなく、歩いている方々もシーズン初めの慣れない雪道で滑った方も多いと聞きました。年末年始もうすぐです。飲酒を伴う外出も増えていく中、「STOP! 飲酒運転」の啓発はこれからも力を入れていかなければならないと考えます。車を運転している方にも、歩いている方にも、啓発が必要なのではと考えています。

次に、交通安全運動を着実に進めるためには、より多くの道民の方々に運動に参加していただくことが必要と考えますが、今後、どのように多くの道民の参加を得て運動の持続を図っていくのか、伺います。

○稲村久男副委員長 地域安全担当局長西清人君。

○西地域安全担当局長 交通安全運動への参加促進についてであります。交通安全運動は、道民の皆様一人一人が交通安全を自らのこととして捉えて運動に参加していただき、交通ルールの遵守やマナーの実践を通して交通事故の防止を図ることが重要であります。地域の交通安全ボランティアの高齢化が進む中、幅広い年代の参加を得ながら継続的な運動を推進することが必要であります。

このため、道では、これまで、北海道交通安全推進委員会、北海道交通安全指導員連絡協議会と連携をし、民間事業者などに対しまして、交通安全の活動を広く周知いたしますとともに、若い世代への働きかけといたしまして、今年度、新たに大学生を対象としましたワークショップの開催や大学祭会場での学生に向けました啓発を実施し、運動参加への呼びかけを行っているところであります。

道といたしましては、引き続き、市町村、各関係団体と連携をし、各地域におきまして、次世代を担う若者をはじめ、様々な年代や職種の方々に交通安全運動への参加を促すなど、交通安全意識の醸成を図る取組を展開しながら、交通安全ボランティアといった運動参加者の裾野の拡大を進めてまいります。

○檜垣尚子委員 最近、私の息子たちもそうなのですから、車離れが増えてきているように

思います。逆に、交通事故などへの危機感も薄れているように見えます。大学生への働きかけなど、若いうちから交通安全の意識を持ってもらうことはとても大切だと思います。引き続き、取組をお願いいたします。

道内では、死亡事故が昨年よりも増加し、また、飲酒運転も後を絶たず、依然として厳しい状況が続いていますが、道としては、今後、交通の安全確保及び飲酒運転根絶に向け、どのような方向性で取組を進めるのか、伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。道では、道警察などの関係機関はもとより、市町村、民間事業者と連携しながら、歩行者保護や高齢者の安全確保、飲酒運転根絶を交通安全運動の重点といたしました普及啓発などの取組を展開しているほか、特に、本年は北海道飲酒運転根絶条例施行から10年目であることを踏まえまして、新たに、大学生を対象とした飲酒運転根絶ワークショップを開催するなど、取組の充実強化を図ってきたところでございます。

一方で、現時点では交通事故死者数が前年よりも増加し、また、飲酒運転も後を絶たない状況にあるほか、これから本格的な冬季を迎えることに備えた交通事故防止や飲酒運転の根絶に向けたより一層の取組が重要と考えております。

このため、道では、街頭での啓発活動や、様々な媒体を活用した事故防止の注意喚起はもとより、飲酒運転根絶に向けたワークショップやシンポジウムを引き続き各地域で開催するとともに、新たな飲酒運転根絶メッセージ動画を作成いたしまして、道のホームページで活用するほか、民間事業者に協力いただき、街頭大型ビジョンで改めて道民の皆様に対して広く根絶を呼びかけるなど、道民一人一人の意識を高める取組を展開しながら、交通事故や飲酒運転のない安全で安心な北海道の実現に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 年末年始で酒を飲む機会も増えるので、効果が出るというのと思っております。若い方々の意識にも期待したいですし、私が若いときにはこういう啓発は全くありませんでしたので、本当に効果が出てほしいと願っています。よろしくをお願いいたします。

次に、縄文世界遺産の活用についてです。

北海道・北東北の縄文遺跡群が令和3年7月に世界文化遺産に登録されて4年目を迎えています。保存と活用に向けて、道は、遺産を構成する関係市町等と連携しながら取組を進めてきている中、今年4月には、千歳市が史跡キウス周堤墓群ガイダンスセンターを開設され、また、改修された道庁赤れんが庁舎にも北海道の遺産・文化コーナーで紹介されており、一層の情報発信が期待されています。縄文世界遺産の活用に関し、以下、伺います。

まず、昨年度の取組についてですが、縄文世界遺産活用推進強化費として3473万円余りが執行されていますが、具体的にどのような事業に取り組んだのか、その内容と実績について伺います。

○稲村久男副委員長 縄文世界遺産推進室長木内武雄君。

○木内縄文世界遺産推進室長 昨年度の取組状況についてであります。道では、縄文世界遺産の保全と活用を進めるため、各種の普及啓発や地域の受入れ体制の充実に取り組んできており、

【第1分科会 11月10日 第3号】

昨年度においては、縄文遺跡のある道内30市町で構成する「北海道縄文のまち連絡会」や関係市町と連携し、縄文遺跡を紹介するセミナーやパネル展を、釧路市や幕別町など、道内各地で計13回開催し、延べ約3万4900人の方々にお越しいただいたほか、縄文世界遺産を紹介するガイド教本を作成し、これを活用したガイド研修会を開催し、道内及び北東北のガイドなど36名の方々に御参加いただいたところでございます。

また、北の縄文道民会議とも連携し、雪まつりの期間中には、札幌駅前通地下歩行空間で、パネル展示やリレートークなど、縄文雪まつりを開催し、約1万3600人の方々に御来場いただきました。

さらに、サッポロファクトリーや豊平館など、札幌市内で3回にわたり世界遺産登録3周年記念フェスタを開催し、竪穴住居の組立てキットや縄文世界遺産を分かりやすく紹介した絵本などを用いた組立て体験や読み聞かせといった参加体験型のイベントを実施し、親子連れなどを中心に延べ約6500人の方々に御来場いただいたところございまして、体験などがあって面白かった、子どもが喜んでいったといった声が寄せられたところでございます。

○**檜垣尚子委員** 私も、地下歩行空間で行っていたイベントにも行ったことがあります。たくさんの方が来ていて、熱心にお話を聞いていたり、また、体験活動をしていたりしたのが印象に残っています。

昨年度も、縄文世界遺産の普及や魅力の発信にいろいろと取り組まれたようでありますが、今年度はどのような取組を行っているのか、伺います。

○**木内縄文世界遺産推進室長** 今年度の取組についてであります。今年度は、赤れんが庁舎のリニューアルに合わせ、道内の構成資産を紹介するデジタルサイネージを新たに設置し、多くの見学者にPRする取組を始めたとともに、道議会議員連盟や北の縄文道民会議と連携し、7月には、縄文からの学びをテーマとした基調講演や、人気ユーチューバーの「週末縄文人」の文さんによる対談、体験イベントやグッズ販売などを行う4周年イベントを、赤れんが庁舎を会場に開催いたしました。

また、同じく7月には、「北海道縄文のまち連絡会」と合同で、札幌駅前通地下歩行空間で縄文夏まつりイベントを開催し、多くの方々に御来場いただいたところであり、今後も、関係市町や団体と連携した縄文雪まつりやガイド研修の開催を予定しているところでございます。

さらに、現在、道内の構成資産を紹介する新たな動画の制作も進めており、今後、道のホームページで情報発信するほか、各種イベントや関係市町にも御活用いただく予定でございます。

○**檜垣尚子委員** 赤れんが庁舎の展示も拝見してきました。とても分かりやすく、またゆっくり見に行きたいと思えるようなものでした。ありがとうございます。

様々な取組を行っているようですが、こうした取組を行っていく上では、北東北3県や道内の関係市町との連携が重要と考えます。北東北3県や道内関係市町とはどのように連携を図っているのか、伺います。

○**木内縄文世界遺産推進室長** 北東北3県や道内関係市町との連携についてであります。縄文

世界遺産の構成資産等を有する北海道や北東北3県及び14の市町では、それぞれの自治体の長を構成員とする縄文遺跡群世界遺産本部を設置し、この本部の下に、実務者による協議会や各道県単位の部会を設け、会議の開催などを通じまして意見交換や情報共有を図りながら、北海道・北東北の縄文遺跡群をPRするフォーラムの首都圏等での開催や、各道県の構成資産の周遊を促進するイベントの実施など、北海道・北東北が連携した縄文遺跡群の価値や魅力の発信に取り組んでおります。

また、こうした取組に加えまして、道内の関係市町のほか、北海道開発局や運輸局、民間企業などが参画する「北の縄文・官民連携プラットフォーム」を毎年度開催し、それぞれの取組状況の共有や意見交換などを行っておりますほか、関係振興局におきましても、管内の市町と連携した取組を進めてきており、今年度は、新たに作成しました遺跡や出土品のオリジナルカードを活用した周遊促進や、ものづくりを通じた縄文文化の体験イベントの開催などを行っているところでございます。

○檜垣尚子委員 北東北3県や道内の関係市町とは連携を図っているようですが、これまでの周年イベントなどでは連携が弱い印象を受けます。

来年度は、縄文世界文化遺産登録5周年という節目の年であることから、北東北3県などと一体的に盛り上げていくため、さらなる連携を検討していくべきと考えますが、どのような考えで進めていくのか、伺います。

○稲村久男副委員長 文化局長越田習司君。

○越田文化局長 5周年に向けた取組についてでございますが、縄文世界遺産の価値や魅力の発信に向けましては、北東北3県や関係市町などとの連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが重要であり、道では、これまでも、縄文遺跡群世界遺産本部や「北の縄文・官民連携プラットフォーム」において、意見交換や情報共有を行いながら、フォーラムやイベントなど、連携した取組を進めてきたところでございます。

こうした中、来年7月には、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録5周年の節目を迎えますことから、道といたしましては、北海道・北東北の縄文遺跡群のより一層の一体的な魅力発信などに向けて、連携した周年イベントの開催などについて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○檜垣尚子委員 皆様のたくさんの取組によって、縄文世界遺産のすばらしさも道民に浸透してきているのではないかと思います。来年5周年を迎えるということで、周年イベントも楽しみにしております。

これまで昨年度以降の取組状況などを伺ってきましたが、5周年の取組も含め、中長期的な視点に立って計画的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

昨年策定した「北海道における縄文世界遺産の拠点形成方針」でも、関連事業の全体計画を策定することになってはいますが、この計画は、どのような内容とし、いつまでに策定する考えなのか、伺います。

○谷内環境生活部長 縄文世界遺産に係る事業の全体計画についてであります。縄文世界遺産の保全や活用等の取組を効果的に進めるためには、関係する市町や団体などと連携を図りながら計画的に事業を推進していくことが重要でありますことから、道では、昨年策定いたしました「北海道における縄文世界遺産の拠点形成方針」におきまして、保全や活用に関する全体計画を策定することとしたところでございます。

この全体計画は、縄文世界遺産の保全や普及、人材育成、価値や魅力の発信など、道として当面取り組んでいく関連事業を取りまとめ、推進管理していくこととしておりまして、現在、有識者や関係市町にも御意見などを伺いながら、年内を目途に計画の素案を取りまとめるよう作業を進めているところでございまして、今後、議会での御議論もいただきながら、今年度内に計画を策定し、毎年度、計画的に事業を進めながら、縄文世界遺産の保全と活用の好循環や地域のにぎわいの創出に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 すばらしい世界遺産が身近にあるということを私たちも感じながら、道にも様々な取組を引き続き進めていっていただきたいと思っておりますし、来年の5周年イベントも、皆の記憶にしっかりと残るような形での開催にしてほしいと思っております。楽しみにしております。

次に、土壌汚染対策についてです。

有害物質による土壌汚染の状況を把握し、掘削、搬出や浄化などの土壌汚染対策の措置を講ずることにより人の健康被害を防止することを目的とする土壌汚染対策法に基づいた道の取組について、以下、伺います。

道では、土壌汚染対策法に基づき、道内における土壌汚染対策を進めていますが、初めに、同法による規制の概要について伺います。

○稲村久男副委員長 水・大気環境担当課長山内優一君。

○山内水・大気環境担当課長 土壌汚染対策法についてであります。土壌汚染対策法は、土壌の有害物質による汚染状況の把握と、その汚染による人の健康に係る被害防止に関する措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、人の健康を保護することを目的として定められたものであります。

法では、一定規模以上の土地の形質を変更する者は、知事等へ事前に届出をする必要があり、知事等が、届出のあった土地について、特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令に定める基準に該当すると認めるときは、土地所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施とその結果報告を命ずることとされております。

また、その調査の結果、土壌の汚染状態が環境省令に定める基準を超過した場合、知事等は、健康被害のおそれの有無に応じて、汚染土壌の浄化などの措置が必要な要措置区域や、土地の形質変更を行う場合に事前に届出が必要な形質変更時要届出区域に指定し、指定区域外への汚染土壌の搬出を規制することとされており、指定するときは土地の所在地や有害物質について公示しなければならないとされております。

以上です。

○**檜垣尚子委員** 同法の規定に基づく土地の形質変更届出はどのようなものであって、直近3か年でどのぐらい提出されているのか、伺います。

また、道内における区域指定の状況についても、併せて伺います。

○**山内水・大気環境担当課長** 土地の形質変更届出などについてであります。土壌汚染対策法では、3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う者は、着手日の30日前までに、知事等に対し、所定の様式に土地の形質変更をしようとする範囲が明示された平面図や立面図、断面図などの添付書類を添えて届出することが定められており、道への直近3か年の届出件数は、令和4年度が798件、令和5年度が808件、令和6年度が775件となっているところであります。

また、道内では、令和6年度末現在で、要措置区域として13区域、形質変更時要届出区域として77区域を指定しており、その多くがヒ素や鉛などの重金属類の汚染によるものであります。

以上です。

○**檜垣尚子委員** 現在、全国的にも注目を浴びている釧路市北斗の太陽光発電施設について、土壌汚染対策法に基づく届出の遅延があったと報道されていますが、その経過と道の対応状況について伺います。

また、土壌汚染対策法では、未届けで、盛土等、土地の形質変更を行った場合の罰則規定が設けられていますが、今回の事例にその規定を適用させるのか、併せて伺います。

○**山内水・大気環境担当課長** 届出の遅延に係る経過等についてであります。釧路市北斗の太陽光発電事業計画については、4ヘクタールを超える土地の形質変更が行われる案件であるため、土壌汚染対策法に基づき、工事着工前に知事への届出が必要である中、8月29日に振興局と釧路市が合同で実施した現地調査において確認した森林法違反疑いの情報により、届出が未提出であることが判明したため、道では、9月2日に、事業者に対し提出を指導し、事業者から9月5日に届出が提出されたところであります。

道では、届出を踏まえ、当該土地における土壌汚染のおそれを確認するため、現在、事業者に対し、必要な土壌調査の実施を求めており、事業者において対応中であります。

また、事業者への対応についてであります。現在、事業者は、道からの指導に対し、届出を提出するとともに、土壌調査に応じるとの意向が示されており、道としては、引き続き、その対応状況を確認し、環境省とも相談しながら適切に対応してまいります。

以上です。

○**檜垣尚子委員** 釧路では、届出の遅延に加えて、既に土地の形質変更に係る工事が行われていたとのことですが、道では、こういった事態を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**谷内環境生活部長** 今後の取組についてであります。土壌汚染対策法では、一定規模以上の土地の形質を変更する者は、知事等に事前に届出をする必要があり、事業者などが制度を十分に理解するとともに、届出の対象となる案件の道による早期の覚知が重要と認識をしております。

このため、道では、これまで、土壌汚染対策法の手続や届出様式について道のホームページで

【第1分科会 11月10日 第3号】

周知するとともに、振興局を通じまして関係リーフレットを事業者等に配付するなど制度の理解促進に努めてきたほか、北海道建設業協会や北海道解体工事業協会等の関係団体を通じまして会員企業への啓発も行ってきているところでございます。

道といたしましては、今後、こうした取組に加え、企業等の研修会への講師派遣を通じてさらなる周知を図るとともに、庁内関係部局や市町村と連携を図りながら、新たな開発計画や違法開発に関する積極的な情報収集に努め、届出対象案件の早期覚知につなげるなど、土壌汚染対策法の適切な運用を通じて、道民の健康被害の防止に取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 釧路は、自然由来の土壌汚染もあるようで調査も複雑なのかもしれませんが、道民の安心のためにも土壌調査はしっかりとやっていただきたいと思ひますし、人の健康被害を防止するという法の目的を踏まえて、必要な手続が適切に行われるよう、引き続き、しっかりと取り組んでいただくよう求めておきます。

最近、道内各地で、届出の遅延や、未届けで工事が進んでいる事案が散見されています。故意的なものなのか、単なる失念なのかも判断が難しいところでもありますので、まずは、新たな開発の情報収集もしっかりとさせていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○**稲村久男副委員長** 檜垣委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

小林千代美君。

○**小林千代美委員** よろしくお願ひします。

まずは、アイヌ施策について伺ひます。

令和5年実施の北海道アイヌ生活実態調査の実施結果とその課題について、前回調査との比較も併せて、まずは認識と対策を伺ひます。

○**稲村久男副委員長** アイヌ政策課長高石浩子君。

○**高石アイヌ政策課長** 北海道アイヌ生活実態調査についてでございますが、道では、道内のアイヌの方々の生活実態を把握し、今後の総合的施策の在り方の検討に当たる基礎資料とするため、令和5年10月、市町村や北海道アイヌ協会の御協力を得ながらアイヌ生活実態調査を実施し、昨年9月、結果を公表したところでございます。

調査結果の主な内容といたしましては、生活への意識に関する項目では、平成29年に実施した前回調査に比べ、「少しゆとりがある」が15.8ポイントから28.8ポイント、「豊かである」が1.0ポイントから3.1ポイントとそれぞれ増加し、また、差別への意識に関する項目では、自分自身が差別を受けた場面として、職場や学校、就職や結婚等の対面によるものが全て大幅に減少した一方、今回新たに加えた調査項目により、SNSの書き込み等による差別の実態が明らかとなったほか、アイヌ施策推進法第4条で差別の禁止を規定していることについて、「知らなかった」との回答が約6割に及んでおります。

道といたしましては、実態調査の結果から、今もなおアイヌに対する差別が存在すると認識しておりまして、現在、こうした課題や、アイヌの方々からの御意見も踏まえ、今後の施策の検討

を進めております。

○小林千代美委員 生活意識の調査の結果は、「少しゆとりがある」が改善した、「豊かである」が少し増加したというような答弁をいただきましたけれども、実態調査全体で見ると、まだまだ、進学率のところで差があったり、あるいは、生活保護受給者の割合についても差があったりするのが現状です。

また、差別につきましては、今に始まった問題ではありません。特に、昨今のSNS上による差別は目に余るものがあります。いつまでも差別対策の検討を進めてまいるのでなく、差別は許さないという毅然とした態度で道としてしっかりと対策を取っていただくことをお願いします。

次に、市町村で策定をされているアイヌ施策推進地域計画は、アイヌ文化と権利の回復に資するものと考えますが、その取組について伺います。

また、地域計画が策定されていない市町村におけるアイヌ施策対策について伺います。

○高石アイヌ政策課長 アイヌ施策推進地域計画についてでございますが、市町村は、計画の策定に当たり、アイヌの方々の意見を伺うとともに、地域のアイヌ施策を推進するための事業を盛り込むことを、アイヌ施策推進法第10条第1項において定められているところでございます。

国から計画の認定を受けた市町村は、計画に基づき、アイヌ政策推進交付金を活用しながら事業を推進しており、当該交付金を活用した事業の事例といたしましては、伝統的な工芸技術等の後継者の育成、アイヌ文化のブランド化、海外の先住民族との交流などがございます。

また、地域計画が未作成の市町村におきましても、博物館や資料館におけるアイヌ民族の衣装等の展示、アイヌの歴史や言い伝え等の広報紙への掲載など、アイヌ文化の発信に取り組んでいるところでございます。

○小林千代美委員 ぜひ、道としても、市町村が策定をしています地域計画についてのサポートと、そして、未策定のところにつきましても、ぜひ、道がしっかりと対策を取っていただきたい、このように感じるところです。

次に、北海道博物館について伺います。

北海道博物館には、アイヌに関する展示もあります。まずは、その意義と役割について伺います。

○稲村久男副委員長 文化振興課長高橋憲正君。

○高橋文化振興課長 北海道博物館における展示についてでございますが、北海道博物館では、北海道ならではの自然、歴史、文化に関わる遺産を次代に継承し、道内外に向けて積極的に発信していくため、北海道に関する展示、研究等を総合的に実施しており、本道の先住民族であるアイヌの文化につきましても、北海道史の重要な一部と位置づけ、アイヌ文化を保存継承し、未来に生かす観点から展示、研究などを行っております。

こうした展示や研究につきましては、本道の歴史や文化などを多くの方々に知っていただき、後世に伝える役割を果たしているとともに、アイヌ文化の普及や振興にも寄与しているものと考え

えております。

○小林千代美委員 その北海道博物館には、アイヌの人々の御遺骨及び副葬品が保管をされています。

19世紀以降、頭骨——頭蓋骨ですね。頭骨から人種を特定するというような研究が行われ、国内外の先住民族の遺骨を研究機関が収集してきたという歴史があります。なぜ、アイヌの方の人骨が北海道博物館にあるのか、伺います。

また、2007年に採択された、先住民族の権利に関する国連宣言には、先住民族の遺骨の返還も明記されました。返還に際しては、アイヌの方々の精神文化を尊重した返還であるべきと認識しますが、返還の申請及び返還に際しての見解を伺います。

○高橋文化振興課長 北海道博物館におけるアイヌ御遺骨についてであります。北海道博物館では、北海道開拓記念館の時代を含め、本道の歴史や文化などを伝える上で様々な資料や物品等の寄贈を受けてきており、受入れ当時のことを記した現存する資料が限られておりますことから、入手経緯等は把握できていないものの、寄贈を受けた中に含まれていたものも含め、北海道開拓記念館の時代の1970年から1981年までの間に7体の御遺骨を受け入れたところでございます。

道では、これらの御遺骨につきまして、アイヌの精神文化やアイヌの人々の心情等を踏まえて返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする「北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針」を令和5年に定めまして、地域返還に向けた取組を進めてきたところであり、本年7月に網走市の団体に1体を返還したほか、返還申請に向けた動きのない5体につきまして、地域への確認も行った上で、先月、国の慰霊施設に移管いたしました。

○小林千代美委員 様々な理由で、御遺骨を道が継続してお預かりしなければならない場合もあると存じます。この場合においても、最終的には地域返還を目指すべきと考えますけれども、認識を伺います。

また、道が御遺骨を保管する際には、尊厳あるお預かりをし、必要に応じての慰霊がされるべきと考えますが、認識を伺います。

○高橋文化振興課長 保管を継続する御遺骨についてでございますが、北海道博物館では、アイヌの方々による尊厳ある慰霊等を実現するため、返還申請に向けた動きの見られる1体の御遺骨の保管を継続しております。

この御遺骨につきましては、地域への返還に向け、関係者への状況の確認や申請における必要なサポートなどを北海道博物館が引き続き行っていくこととしており、その状況や要する時間も踏まえつつ、関係者の意向なども確認しながら、地域への返還まで尊厳を持って丁寧に保管してまいります。

○小林千代美委員 現在、北海道では、第2次北海道アイヌ政策推進方策の策定に際し、有識者による検討会議を開催し、検討を進めているものと承知しております。

これまでどのような議論が行われたのか、それらを踏まえ、新しい推進方策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○稲村久男副委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 第2次北海道アイヌ政策推進方策についてでございますが、策定に向け、幅広い観点から議論を進めるため、アイヌの方々をはじめ、教育界や観光事業関係者の有識者などで構成いたします検討会議を設置し、次期方策の方向性について検討を進めてきたところでございます。

これまでの検討会議におきましては、生活向上施策には社会情勢の変化に即した対応が必要といった御意見や、一般の人が理解を深めるにはアイヌ文化を体験することが重要などといった御意見をいただいております。

次期方策につきましては、現方策における事業の実施により、学校や職場などでの差別が減少、あるいは、アイヌ工芸を学びたいという若い世代や、生活に少しゆとりがあるという方の増加など、一定の改善が見られます一方で、それぞれの施策において継続して取り組むべき課題も見られますことから、引き続き、理解の促進など五つの施策を柱としながら各般の対策を充実してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小林千代美委員 現在、道内各地域のアイヌの方々からの御意見を伺って、この道の方策は策定中だということでもあります。また、国でも、今、アイヌ新法ができて6年が経過しようとしていて、アイヌ新法の見直しが議論をされている最中です。道としても、新しい方策の中で、アイヌの方々の生活の向上やアイヌに関する理解の促進、そして差別の解消、こういったことでアイヌの方々の誇りが尊重される社会をここ北海道でつくっていただきたく、指摘を申し上げまして、アイヌ施策についての質問を終わります。

続いて、ヒグマ対策について伺います。

ヒグマによる人身事故や目撃件数等の推移について、現況における数値を伺います。

また、これら一連の状況に対する道の受け止めを併せて伺います。

○稲村久男副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 人身事故や目撃件数等の推移についてであります。直近5年間のヒグマによる人身事故の発生件数及び被害者数は、令和3年度は9件で14名、4年度は3件で4名、5年度は6件で9名、6年度は3件で3名、本年度は、これまでのところ、5件で6名となっております。

また、直近5年間の道警察に寄せられたヒグマに関する通報件数は、令和3年は2197件、4年は2240件、5年は4055件、6年は2609件、本年は1月から10月までで4800件を超えております。

毎年度、人身事故が発生しておりますほか、今年は10月までに道警察に寄せられたヒグマに関する通報件数が過去5年間で最多となるなど、人とヒグマとのあつれきはかつてないほど高まっており、ヒグマ対策の強化は喫緊の課題と認識しております。

○小林千代美委員 2023年より春期管理捕獲が始まりました。これまで捕獲したヒグマの頭数の年次推移について伺います。

また、道は、今年、春期管理捕獲を実施しなかった自治体が110に上ったと明らかにしました。春期管理捕獲を実施できなかった理由をどのように把握しているのか、伺います。

また、人里に出没するヒグマの捕獲、駆除には、猟友会、自治体、道警など、関係者の密接な連携は欠かせません。これまでどのような連携体制を構築してきたのかを伺うとともに、今、様々な事象が発生をしていますので、より一層の情報共有や連携強化が必要であると考えます。

道として、どのように具体の対応をしていくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 春期管理捕獲などについてであります。春期管理捕獲は、令和5年より毎年2月から5月にかけて実施しており、捕獲実績について、令和5年は18市町村が参加し、20頭を捕獲、6年は48市町村、14頭、7年は47市町村、22頭となっております。10月に道が行った各市町村への春期管理捕獲に関するアンケート調査では、参加できなかった市町村からは、従事者を確保できなかったことや事業予算を確保できなかったことがその理由として挙げられたところでございます。

また、道では、これまでも、市町村や道警察、猟友会などの関係機関を構成員とした地域協議会を定期的に開催し、ヒグマ対策に関する情報共有や意見交換を行うとともに、関係機関が連携した訓練を行うなど、地域対応力の強化に努めてきたところでありまして、先月には、喫緊の課題であるヒグマ対策の強化に向け、関係機関のより一層の連携を図ることなどを目的に、新たに、北海道ヒグマ対策推進会議を設置したところであり、こうした会議の場などを通じて関係者間の情報共有や連携を強化しながら、関係機関が一体となった取組を進めていく考えでございます。

○小林千代美委員 ガバメントハンターという言葉が急に聞くようになりました。本道における狩猟免許を持つ自治体職員の状況を伺うとともに、道としてのガバメントハンターの取組状況について伺います。

また、政府では、警察官がライフル銃を使用し熊を駆除する検討に入っていますが、警察官がヒグマ駆除を行うことに対する道の見解を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ガバメントハンターなどについてであります。道内では、三笠市や森町などにおいて、地域おこし協力隊の方が鳥獣対策業務に当たっており、協力隊としての任期終了後に、地元で継続して有害駆除に従事している事例のほか、占冠村では、野生鳥獣専門員として採用された職員がヒグマ対策を担うなど、いわゆるガバメントハンターとして活動されているものと承知をしております。

こうした方々は、道内ではまだ少数ではありますがものの、地域の捕獲体制の中核を担う存在になっているものと認識しており、こうした事例を広く紹介しながら、幅広い層の方々に狩猟の魅力を周知するなど、地域で野生鳥獣の捕獲を担う人材の育成確保に努めているところでございます。

また、国で先月開催されました関係閣僚会議で、官房長官から、警察官が市町村による緊急銃猟に協力し、熊を迅速かつ的確に駆除できるようにと指示があり、具体的には、警察において、まずは熊に関する知識を習得し、訓練した警察官を確保すること、さらに、装備、資機材の整備なども含め、対応を検討するよう発言があったと承知しており、こうしたことが実現すれば、地域での安心、安全の体制強化につながるものと考えますが、道といたしましては、今後の国における具体的な対応を注視してまいります。

○小林千代美委員 道内には、ガバメントハンターという方がいらっしゃるのかもしれませんが。各自治体で、そういった方々に御協力というか、ガバメントハンターということで職員として招くというのは、やはり、時間のかかることだろうなと思っておりますし、警察官がライフルを撃つといても、警察官は今まで熊に向かったことはないと思いますので、警察官の方が熊に対応するというのも訓練に時間はかかるものと思います。どうしても、その間というのは、ハンターの方、猟友会の方に御協力をいただかなければいけない状況になろうと思います。

今、地域で、様々、猟友会の方々との連携関係というものが必要だと言われております。特に、この緊急銃猟に関しまして、ハンターの皆さんや自治体からは様々な課題を耳にします。万が一、事故が発生したときの補償問題、あるいは、ハンターさんたちの責任問題等、課題があると伺っておりますけれども、緊急銃猟における課題を道はどのように認識しているのか伺うとともに、不安なく緊急銃猟に取り組むための対策を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟についてであります。道では、緊急銃猟の円滑な実施に向けて、これまで、国や市町村、道警察、捕獲従事者と連携した訓練を実施し、その実施内容や結果、付近住民の避難など安全確保に時間がかかるといった課題などについては全市町村へ周知しましたほか、札幌市も含め、道内外で実施した緊急銃猟の事例につきましても市町村に情報提供するとともに、先週には、国に対しても、緊急銃猟の円滑な運用や不安の払拭を図るよう要望したところでございます。

また、さきの定例会では、緊急銃猟に伴う備品や保険など、市町村の財政負担軽減のための補正予算を新たに措置し、市町村にこの補正予算を活用いただき、ヘルメットや盾、熊対策スプレーなどの備品購入や、捕獲従事者の保険加入などの実施に備えた準備が行われているところでございます。

さらに、現在、16市町村が緊急銃猟時の具体的な対応等を取りまとめたマニュアルを作成している一方、未作成の市町村からは、マニュアルのひな形を示してほしいとの意見もいただきましたことから、先月、作成し、市町村へ提供したところであり、引き続き、訓練の実施や、道の補正予算を活用した備品購入、マニュアルの策定促進を図りながら、緊急銃猟に備えた体制づくりに努めてまいります。

○小林千代美委員 ぜひとも、各市町村が不安なく緊急銃猟に当たれるような後押しを道としてもお願いしたいと思います。

現在の第2期北海道ヒグマ管理計画は、昨年12月に改定し、個体数管理やゾーニング管理など

【第1分科会 11月10日 第3号】

の新たな方策を示し、あつれきの低減に取り組むこととしたものと承知をしております。

人とヒグマのあつれきを低減させるため、改定したこの計画を着実に進めることが必要とありますけれども、今、人とのあつれきがここまで増大し、犠牲者を出している状況で、今後、ヒグマ対策をどのように進めるのか、今後の取組を伺います。

○稲村久男副委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。道では、昨年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、捕獲目標の設定による個体数管理やゾーニング管理など、人とヒグマとのあつれき低減に向けた新たな方策をお示ししたところでございます。

個体数管理を進めていくに当たりましては、問題個体の積極的な捕獲や、人里への出没抑制に向けた春期管理捕獲の着実な実施に加えまして、ゾーニング管理を組み合わせる取り組み、人里周辺に生息する個体を中心に捕獲することで、ヒグマの出没が社会問題となっていなかった時期の個体数を目指すこととしております。

また、毎年、地域個体群ごとの捕獲数や推定生息数、あつれきの状況などを把握した上で、現状を評価し、捕獲目標や対策を見直すこととしており、道といたしましては、引き続き、こうした取組を着実に進めていくとともに、今後、国が取りまとめるクマ被害防止対策施策パッケージの内容も踏まえながら、市町村をはじめ、関係機関との緊密な連携の下、人とヒグマのあつれきの低減に向けて、実効性あるヒグマ対策に取り組んでまいります。

○小林千代美委員 人とヒグマとのあつれきを低減するためには、組織体制、そして予算の充実も必要です。環境生活部の皆さんは、職員の皆さんの数もほかの部に比べて少ない中でやっつけらっしゃることと思いますし、限られた予算の中で努力していらっしゃることを理解しております。次年度の組織や予算の検討は既に始まっていると思いますけれども、十分な体制と予算で来年度を迎えてヒグマ対策に当たっていただき、道民が安心して生活できる環境をつくっていただくよう指摘します。

また、このヒグマ対策につきましても、道民の大きな関心事でもあります。知事のお考えも伺いたく、委員長の取り計らいをよろしくお願いし、質問を終わります。

○稲村久男副委員長 小林(千)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲村久男副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、11月11日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時31分散会